

に而茂相替儀出來候得者其段可申出候仍預帳如件

天保九戌年

安宅御作事方
那賀郡百合村役人方へ

右者御役處様御帳付木御再見被遊當村役人共へ被仰付帳面壹冊御渡被仰付夫々奉預候處相違無御座候然る上者右御用木枝打枯疼に其餘不寄何に聊にても相替儀出來仕候得者早速御注進可奉申上候並楠木之儀より惣而御用木に御座候に付御帳外亦是小生等相生候得者是亦早速可申上候依而私奉預候段帳面奉指上候 以上

天保九戌年二月十三日

那賀郡百合村庄屋 勘田倍藏印

安宅御作事方御役所様

帳附木は總て安宅役所の支配に屬した安宅は「あたぎ」と讀んで海軍方で作事方とは造船其他軍事上に關する海上用具の製作方を支配する奉行である

又入山野山といふのがあつた之は藩士に下附せられたものにして數村或は一村又は一名(今の傍示と見れば可い)の者等が入會の株で燃料に供する薪木を採り或は肥草刈取の場處として無税である仁宇の櫻山が仁宇、小仁宇の入相山、和食村から中山村への間に両村入相の野山があつたは人の能く知る處であつて今の本町百合と延野村朝生との間に草下刈取野山の出入があつたは次の文書が物語る

土地見分申聞書

(勘田島太郎氏所藏)

其村並朝生村草下出入之場處へ爲見分明七日出張いたし右山途見分候條重立候百姓之内兩三人宛召連右山へ御出懸け可有之申達候 以上

丑二月三日

植原猶太兵衛

百合村庄屋 勘田倍藏殿

植原猶太兵衛は文政以降天保前後に於ける西納村の組頭庄屋で本町一圓を構うて居つたが爲に右の出入を勸解したものである此出入もさる事ながら世に聞えたものは仁宇と小仁宇の櫻山入相場處の出入である之は又改めて述

べるとして藩政時代にあつては森林保護には格別重きを置いたが爲に國境の樹木を伐採する者は獄門に梟け其他の犯罪にして重きは同一の刑に處し盜伐の賠償には跡地に杉、扁柏、松等の苗木を植付けしめ時としては其罪本人ばかりでなしに村役人より村中一般に及ぼしたこともあり縦令定請林の如きであつても妄に伐採して藩制を犯した者は贓品又は器具を沒收し樹木の價格に對する十倍以下の罰金に附し甚しきは被害者が加害者を杭に括りつけ一夜又は數日間放置して苦しめる私刑の執行をも默許した去れども貧村にして橋梁其他土木工事の費用を自ら辨する事の出來の場合は無代で官木の交付をなし或は凶年には村役人の申請に依り官林木を伐採して臨時授産の方法を講じた抔寛嚴宜しきを得た處もあつた

山林官には地方代官(中古林方奉行と稱す)あつて藏奉行兼務で官民林一切の事務を總理し其下に手代あつて諸般の願伺届を取扱ひ林方検見役あつて拂下林地檢地其他草木の植附手入仕成の事にも關係した其外受拂役(林務方出納役綱積役)(手入仕成の費用拂下代價の見積等をなす)抔もあつたが町史上には餘り必要を認めんが地方の山林取締方には林目附下裁判等もあつた

斂は萱野と共に斂萱野方あつて斂方奉行の下に手代あり斂見あり又斂下見抔もあつて受特區内を巡察して非違を糺した筈發生時期と竹切出し時期には斂方奉行が手代鐵炮其他隨員を從へ地方に來つて筈には筈採取の運上竹には束請運上銀を課せられた次に掲ぐるは御藏斂束請帳の一例である

(表紙)

安政六未年万延元丑年十月

那賀郡百合村御藏斂束請帳

(勘田島太郎氏所藏)

東川の上	一御斂	壹ヶ所	六左工門	此畝四畝拾六步	此竹四束	笹竹	代貳匁四分
百合谷川の上西北	(中畧)	壹ヶ所	村中預り	此畝壹畝廿六步	此竹五束六步	笹竹	代三匁三分六厘

但地盤拾六束之處實成竹に相成御見分之上去辰年拾束御引被仰付今以竹生置不申候に付當年も御

引被仰付處本文之通 (中略)

御敷合六ヶ所 畝敷合九畝拾三步 竹束合拾六束八步 代銀合拾匁八厘
右者當村御敷束請に奉願上候處御見分之上奉願上通被爲仰付奉畏候然上者御積束之外御敷伐荒し不申御敷生
立候様被仰付奉畏万一御積束之外御敷薄相成候而其節御答被仰付候而も迷惑と申上間敷候何時に而茂御用次
第御代敷に可被仰付候右代銀之義は霜月廿五日切無滯上納可仕候依束請帳面奉指上處相違無御座候 以上
安政六年十一月 那賀郡百合村庄屋 勘 田 倍 藏印

武市長左工門様

右の束請帳を通覽したら敷は畝敷に應じて笹竹切出しの束數豫定を立て、夫を價格に積つて年々霜月廿五日限り
に代銀上納の運となつてゐる去れども實成となつて竹の枯死した場合には以前の如くに生へる迄前の見積束數を
減少して代銀の上納を軽くしてある筈運上銀も同様であるのは無論である次には預り敷が實成となつて見分を受
け以前の如く束請銀の上納が出来んからとて枯竹の拂下を願つたのに許可せられた時の請書を覺を掲載する
(秋本嘉太郎氏所藏)

乍恐仕上御請書之覺

私共奉願束請御敷實成と相成候に付先達而奉願上候處此度御見分之上右實成竹被下置往々地盤之通束請銀上
納可仕哉載旨被仰付候へ共近年之儀は不生に付竹不繁茂に御座候へば是迄之通往々上納奉仕義迷惑之趣奉申
上候所右實成竹不殘御伐拂之上御拂に被仰付候御趣何卒左書直段に而御拂被仰付被爲下候はば重々難有仕合
奉存候に付此段書付を以奉願上候 以上

小仁宇村 友

藏

同村銀藏事 新

藏

御敷萱野方様

代 金 三 匁

右之通友藏銀藏奉願上通御拂に被仰付候段は私共迄難有仕合奉存候仍而與書仕奉指上候 以上

同村庄屋

秋本多次郎

同村五人與 鹿

藏

御敷萱野方様

藩政時代にあつては本名と替名があつて兩ながら用ひられた右の帳面に銀藏事新藏とあるのは其跡である今の吉
田稔の母の實父が本名元木屋源兵衛が上向の替名が中川三五郎であつたといふのも其一例である

小仁宇以東和食村用水普請

小仁宇村より土佐町を経て和食村町に至る新用水が弘化年中水害を蒙り破損したが年々の出水續きで再興普請が
百姓自力で出来んといふので歎願したら上より普請を仰付けられた當時に於ける同地の模様と用水普請の目論見
等は秋山嘉太郎氏の藏する次の文書に見えて居る

申 上 覺

小仁宇土佐町和食町新用水昨年以來水續に而再普請自力難出来彼是難澁之懸り御願付申上候處御憐愍を以來
未春壹時切御普請被仰付候往々破損等之節は右に相まし水道を建置普請繕仕候様被仰渡誠に冥加至極壹統重
々難有相心得罷在居申候付而は自力並水米取立等之義重々手を詰申上候様被仰付奉畏村町之もの共へ御趣意
申入候處厚御憐冥加に相余候義に而何卒此上自力出情仕度種々申合候得共下代大數の自力銀指出其上當年柄
諸物高價に相及村町貧窮田に殊に和食村町坏は當秋之右水に田島及大半水入に相成毛損強既に御檢見奉願に
も相可成廉之義に御座候得共恐多奉願指控居申懸之場合に指向候故葬與行迫罷有候右之仕合聊之義に而難申
上義には候得共情之馭觸申候自力並水米取都向之運とも夫々左に株立奉申上候 以上

一自力出役三百六十二人

小仁宇村

一同三百拾六人

和食村

一同拾九人

同 町

一同拾壹人

土佐町

此賃壹貫七百七十目

但壹人に付貳匁五分宛

一同壹石六斗五升五合

土佐町

但此分右同所同町年寄纒藏方へ年々取立失張今川伊九郎方へ相預け候様申談に相成居申候

一同拾三石九斗四升八合三勺

和食村

但此分御取立與惣次右同斷取立同町大豆屋武平方相預候申様談に相成居申候

一同貳石七斗九升壹合貳勺 同 町

但此分同町年寄武兵衛手元へ取立右同武兵衛方へ相預申談合に相成居申候

一水米拾石五斗九升五合五勺 小仁宇村

但此分來未年より來る酉年迄三ヶ年に田成地開仕取都向は同村庄屋秋本和三郎手元へ御年貢同時に

取立同村郷付浪人今川伊九郎へ相預け置候様申談相成居申候

合三拾七石九斗九升 内五石 同五石 此分損田與内米引除年々溝浚岸崩春普請繕出役賃に引當て

合拾石 殘而貳拾七石九斗九合

但此分來る酉年迄に地成出來候得ば年々剩に相成に付建置仕往々破損出來之節諸人目に引當

右之通自力水米取都向等迄内間評決之懸奉申上候乍此上厚御慈悲之御成下被仰付御義に候得ば至極難有奉存候右

之段各様迄奉申上候可然様被仰上可被下候 以上 中山村組頭庄屋 森 哲 藏

與仰付可與下候 以上

弘化三年三月

小仁宇村庄屋 秋本和三郎

御札場所様

上の文書に自力出役と見えたりは人夫を雇はず家々から出ていて工事の夫役に服する人数で之には一人に付貳五五分の工賃を仰ぐとして壹貫七百七拾目を要する又各村町から水米と稱して今での用水費を取立て夫々適當な處に預けて置く其米合計三拾七石九斗九升の内五石は損害田地の與内即ち補助に引除け五石は年々の溝浚、岸崩、春普請等の修繕に出て來て服役した者等の工賃に引當て残つて貳拾七石九斗九升は弘化四年末の春から其翌酉の年迄足懸二年に普請が出來たら夫れから後は年々剩餘に成るので積建置いて後日破損が出來た砌の修繕に對する諸入費に引當てるといふので此等の目論見自力の出役用水費米(水米を賣つて工賃とする)の取立向迄内間の評議が極つて居るからとて當地受持の與頭庄屋と小仁宇の庄屋が連署して勸農方札場の役所へ指出したのである斯うし

て前記の用水は普請が出來て復舊したものと見る

天狗溜百合用水

阿井の蓮臺庵境内に次の如く拓刻せられた溜池の碑が建てられてある

天狗谷溜之碑

高二間築増

下古溜肝煎松左工門勤中新築

文久三亥年下溜生岩

(表) 寛政十一巳未年上溜新築

(裏) 井利出來

天保十二辛丑年新用水出來

明治三庚午年 井子中建之

同十一庚子年下溜堤眞

世話人 五人組 悦助 工之

上の碑面を見ると下溜は古くよりあつたが上溜は寛政十一年に築かれた之は庄屋英助勤中で阿井の本村及百合の一部の者には便利であつたが其下なる長谷川筋の者には池田の危険があつた夫れで故隣を云出したが阿井元村及百合村一部の百姓共は一札認め連判して庄屋の奥書を求め長谷川筋即ち湯谷の百姓總代で今の湯源幾八の先祖である和太兵衛手元へ差入れた其文面には次に掲ぐる如くである

仕渡一札之事

(阿井湯源幾八氏藏)

此度天狗谷與新築溜御願申上願之通被仰付候に付則先田地相調出來に付而は右新築溜尻田地之儀は萬々一之儀出來候而も井子中より損田等は普請仕立相渡可申候並其時作徳之義も井子立合見分之上及了簡に可申候猶又新溜尻田地是又及了簡に可申候仍而爲後日連判書物相渡置申處如件

寛政十一未年

藤右衛門印 忠 助印 貞兵衛印 万 次印 六兵衛印(外拾八名省密)

四月(元村)

百合村 吉五郎印 喜代次印 彌八郎印 茂三太印 八十助印

(湯谷池尻) 和太兵衛殿

右之通承置候 以上

未 四 月

阿井村庄屋

英

助印

右の一札入れたが爲に池尻の者等も安心して其場は一先づ鎮まつたが其後出入の起つたは長谷川筋の者より指出した次の願書を讀んだら大要推量する得る

乍 恐 奉 願 上 覺

一當村長谷川筋之奥に阿井村天狗谷と申處に築溜御座候處拾八ヶ年程以前に阿井村より大溜に貳間程土手築奉願上右御普請仰付右土手出來之砌右長谷川筋之者共見及申候處右土手薄相見へ右溜切れ候而は右谷筋之者共迷惑と申運に相成居申候處其後卯年大水之砌右溜切れ仕小谷川筋は勿論大谷筋迄右兩谷へ溜水一度に荒候處流増誠に高水に相成溜下より川筋田地大疼只今にても高水上へ右溜水相増猶々田地疼只今に而も田地疼之普請も成就得不得致程迷惑仕居申候然る處阿井村に右溜土手切れ御普請之砌右溜下之者より土手厚に置添へ之處奉願上候處追而双方より願出候得ば被仰付御趣に而其儘に相延し居申候内右土手買添之傑も不奉願上猶又阿井村には此度上溜土手築上奉願上候に付而は溜下之者共重々迷惑奉仕候に付何卒古井之通に而御指置之處乍恐願奉上是又下溜添被爲遊被候得ば谷筋之者共安心に而作付仕儀に御座候重々乍恐願上上げ通御慈悲之旨以御奉願被仰付被下候得ば難有仕合に奉存候重々乍恐右之段奉願上候 以上

右の文書には年曆月日もなく指出人や宛名もないが拾八ヶ年程以前とあるは文政四五年頃で天保二年卯の水の前に築いた下溜の土手が切れ普請も出來んに本村では上溜の土手を築かうと出願したので「夫れでは益々迷惑するから右井の通りで置いて下さいの谷筋者等の爲に下溜の土手を手厚に置添へて下さい」と願つて出た次第である之は天保十年若くは十二年で遂に願意が届いたので史上の碑面に見えたる如く天保十一年下溜の堤真も高さ二間築増され同十二年には新用水も出來し文久三年には下溜生岩井利も出來して明治三年井子中が五人組悦助の世話に因り上の溜池碑文が建てられたものと見る尙天狗池や阿井養水溝の明治維新の後に述べるとして次には史實に及ぶ百合用水溝は同溝は百合村西南の方朝生村から來て届曲して西北の方阿井村に入つて來る此用水碑は百合の阿彌陀庵にあつて

百合用水創設者

享保十一一丙午亥

主任 河野茂次右工門 惣兵衛 四郎兵衛 又左工門

等の次には源四郎、長右工門、義兵衛、金次郎、政右工門等の名前が見えて居る尙明治維新後の用水及び耕地整理の處で述べやう

天保十二年 櫻 山 六 日 事 件 (上)

仁宇の櫻山は同處が山田織部の拜知となつた以來仁宇と小仁宇と兩村の入合山に居えられて百八十餘年間は双方事なく相共に柴木下草家萱杯を自由に刈取り來つたが寶曆十三年山田の拜知が上つたので仁宇村に於ては一村持にしようとしたが小仁宇村より迷惑なりとて郡奉行太田三十郎に向けて出訴に及んで出入となり遂には郡奉行より中庄村佐坂慶治下福井村森直次兵衛の兩組頭庄屋に命じて勸解せしめた其結果は次の請書で了解せられる

仕 上 書 附 之 覺

(秋本嘉太郎氏所藏以下同上)

一仁宇村之内櫻山之儀に付小仁宇村より先達而願紙面以奉願上御座候處右御見分糺之儀各々被仰付先年より度々仁宇村へ書附相渡事足り來候に付双方和談之上前々通右山入相に仕候様被仰聞承知仕候猶又往々極の義は兩村立合猥無之様に可仕旨被仰聞是又承知仕候然る上は先達而指上御座候願紙面並に兩村御鍛書共御指下被下候はば難有可奉存候可然様被仰上可被下候依而御請連判書附指上申處相違無御座候 以上

戊ノ五月

仁宇村五人與 爲左衛門 同 長左衛門 同 久右衛門
小仁宇村肝煎 佐次右衛門

中庄組村頭庄屋 佐坂慶治殿

下福井村組頭庄屋 森直次兵衛殿

成ノ五月は明和三年五月にして此出入は足懸四年を要した其後七十五年間は事なく過ぎたが天保十二年五月六日に至つて復もや出入の端を開いた其原因事實は次の文書に物語らしむ

乍 恐 奉 願 上 覺

一櫻山の儀は往古々仁宇村小仁宇村入相之場處にて御座候に付右山方木柴牛飼草家萱取來り耕作並に諸稼仕御年貢上納仕諸御役(諸懸物)共相勤居申村柄に御座候處先年御上り知後(山田の領地沒收後)右山入相之義に付

仁宇小仁宇兩村論所に及候に付御郡所様(郡奉行役所)へ奉願上兩村御行着被仰付只今迄入込相障義は無御座候處去る寅春(天保元年の初未だ改元ならぬ文政十三年寅春)仁宇村御檢地被仰付候節右入相之場所仁宇一村御年貢請に奉願上候趣に付往古より入相之場所に御座候故仁宇小仁宇兩村名負請に被仰付候様御藏所様へ右同年三月に紙面を以奉願上御座候得共今以御下知被仰付無御座候、然る處當五月六日小仁宇村より男女四人右櫻山入相之場所にて牛飼草取居申處仁宇村より百姓共大勢罷越申出候は右土地小仁宇村より公事仕懸居申に付草茹と申義相調不申今日草茹取居申草鎌共相渡候様申出に付先年より入相茹來り場所に付得相渡不申旨申聞候共先方承知不仕彼是相論候得共大勢に被卷廻終に草鎌共被押取申に付其節一兩日は右山に罷越者無御座候尤其砌出水に付五三日程川渡通船無御座候牛飼草に迷惑仕居申處追々川水手落五人十人十五人宛田畠立毛草手の隙に右場所にて草茹取居申候然る所當月十七日小仁宇村より十五人程草茹に罷越朝草一荷通り之戻り懸又々仁宇村より百姓共四五拾人道筋へ罷出押取仕懸申處追々草茹戻り懸双方相論候得共相片付不申に付其道筋に草荷積置追而双方立合了簡仕筈にて罷歸り居申候然る處仁宇村より百姓共罷越右積置御座候草不殘仁宇村へ相運候趣乍川越見及申に付小仁宇村より三四人罷越相答め申處先方皆々究竟之若者に而腕次第なご申鎌を振り廻申懸に御座候間此所にて強く相論候得ば喧嘩に相成萬一怪我出來之義も難計奉存候に付其場を差控へ仁宇村へ懸合候處村内百姓共取扱了簡可仕旨右村庄屋柏木雅之進殿申出候に付指控へ居申處右取扱之儀村方不承知之趣追而申出候最早右以來日數十日程も過去に付草茹取不申牛馬飼草に迷惑仕候間彼村百姓共如何相心得入相之場所において押領相働き申義哉誠に耕作專一之牛馬飼草茹取申義相妨げ難と迷惑仕候間急々右村役人中百姓共手前へ御役所様において御行着被仰付此後は往古之通草木共入相仕様御慈悲を以被仰付被爲下候は百姓共一統難有仕合と可奉存候重々乍恐右之段書附を以奉願上候 以上

天保十二年丑五月二十六日 那賀郡小仁宇村 百姓惣代 磯助 貞藏 虎藏

御郡代様御手代 庄野喜平太殿 木村五郎吉殿
右之通當月六日十七日仁宇村より罷越小仁宇村より入相指留申候に付何卒御慈悲を以て早々御行着被仰付當村

入相障不申様前段百姓共奉願上候通被仰付被爲下候は於私共難有仕合に奉存候依而乍恐與書仕奉指上候以上

丑五月二十六日 同村庄屋 秋本多三郎 藏
庄野喜平太殿 木村五郎吉殿 同村五人與 鹿

斯くて此度の勸解は西納村組頭庄屋植原權太兵衛に仰付けられたので小仁宇村庄屋秋山多三郎は權太兵衛に向けて次の様な願書を指出した

書附を以奉願上覺

一櫻山之儀は古來より小仁宇村仁宇村入込之場所と御座候然る處去る寅春仁宇村御檢地被仰付候節仁宇村右場所新に御年貢負に奉願趣に付右様有之候ては畢竟小仁宇村より入込被指留候様相成迷惑仕に付仁宇村小仁宇村兩村名負請に御居へ被仰付被爲下候様右同年三月に御藏所様へ奉願上候處御檢地御帳未だ御出來不申に付名負請之儀は御浮置被仰付有之に付仁宇村へ移合双方より委曲申上様被仰聞早速仁宇村へ懸合任候處右場所兩村名負請並に御年貢分申儀も出來不申旨申出に付右様御座候而は小仁宇村より入込彌指留申心得に相見へ申候に付仁宇村役人並に百姓共御行着被仰付兩村名負に御上へ御居へ被仰付候爲下候趣右同年十月に猶又奉願上御座候其以來に不時節に付當村困窮之百姓共に御下知之御願も延引仕候へ共最早年數相重右土地御年貢小仁宇村より上納不奉仕に付畢竟入込被指留候ては山無御座候村柄にて耕作相調不申難と迷惑仕候尤今迄右入込之場所仁宇村より指留候儀は無御座候へ共何卒先達て奉願上御座候通兩村論に早々御居へ被遣御年貢等小仁宇村より上納奉仕候様被仰付被爲下候様當丑四月に御藏所御檢見方御奉行様へ奉願上御座候然る處當年五月六日同十七日兩度仁宇村中一統右山へ罷越小仁宇村より入込指留申趣を以茹取居申草鎌共取歸り申候に付小仁宇村より百姓共仁宇村へ兩度罷越是迄入來之連等彼是申聞候へ共承知不仕に付五月二十六日御郡代様へ奉願上候處右御行着御年貢請被仰付御趣被仰渡候に付早速右御書並に御願書付共指上御座候然る處當六月五日小仁宇村より右山へ罷越候所又々仁宇村之者共大勢罷越草鎌等取申候右の懸りにては小仁宇村より村中一統

右山へ罷越不申候ては草持戻候儀相調不申に付此上は日々村中一統罷越可申旨申出候へ共右儀有之候而は喧嘩等に相及萬一怪我等之儀も難計奉存候に付一統罷越申義は先づ指留候趣申聞御座候然る處御案内被遊下候通當村之儀は山無御座村柄にて少々之は山肥草牛飼草にかり取只今にては外に入込場所無御座牛飼草耕作等に轟と迷惑仕候に付何卒早々御行着被仰付小仁宇村より入込障不申様被仰付被爲下候はゞ村中一統難有仕合に可奉存旨私方迄申出候最早當月之儀は御繁御用之御場合には奉存候へ共前段申上候通定迄は指障り不申處先月以來指障り候儀は如何儀に被存候指當り牛飼草茹場所無御座候重々迷惑仕候に付右之段御願申上吳候様百姓共一統申出に付何卒早々指障り不申様御了簡被遣候はゞ於私にも難有奉存候御繁多之御場合に奉存候へ共無據此段重々奉願上候 以上

丑 六月 十日

小仁宇村庄屋 秋 本 多 三 郎

植原權太兵衛殿

其後同月十四日に檢見方奉行から「小仁宇村役人共近日出府(今なら出德或は出市)の節罷出でよ」と命せられたので庄屋秋本多三郎は其月廿二日に御藏所奉行(檢見方)の許へ出頭したら「先般其村から紙面を以て願出でたる旨に依り仁宇村役人共へ百姓其行着方を命じてあつたが如何に行着いても承知せんと仁宇村役人共から申出たので一先却下する」として先の書面を戻された其時庄屋秋本多三郎は「左様で御座れば名負請の義は如何の成行で御座るか」と伺つたら「夫は其儘浮け置いてある」と申渡された斯くて其翌天保十三年寅三月十九日小仁宇の百姓惣代利藏多喜太の兩人は組頭庄屋西納の植原宅へ呼附けられて糾された上櫻山に對する入合來歴出入の始末を大要前々見えたる文書の如くに認め夫に明和三年五月兩村出入の濟口請書の跡書櫻山古圖面其他の証擦書類の寫を添へて指出し歸つた當時仁宇村の百姓より申出の大要は「櫻山は先年より仁宇村の檢地負であるので小仁宇村と入合茹といふ趣意は立たん」といふのであつた之に對する小仁宇の反証意見は御札に付上覺として與頭庄屋に指出した文書の内に見えたる處を抄出すると次の如くである

(上 略)

一 櫻山入相之場處において先年より御檢地負之土地は無御座候尤文政十三寅春右村御檢地之砌右入相茹之場所仁宇一村御年貢請に奉願上御仕居被仰付御趣に付入相場所の儀に御座候故仁宇小仁宇兩村名負請に被仰付様御藏所様へ奉願上儀に御座候

一 櫻谷東に當りヤセが谷から谷姫が谷木屋之谷右四ヶ所畝數三拾五六町仁宇村定請御林にて御座候同所ヤセが谷の内三拾歩苑山畠請二ヶ所小仁宇村八藏要助兩人名負受御座候並に森定請名負林七反五畝右要助儀仁宇村より讓請相控へ居申候其餘に野山相茹の場所御座候

一 右谷西分に辨才天森を龍之尻迄尾通境見通し右西分不殘野山入相茹に先年より仕來り居申候先年論所に相成候砌下福井中庄兩村與頭御手許にて御行着之上相片付則御請書之控へ御座候に付是又別紙寫し仕此度指上候以上

右之通御札に付申上候處相違無御座候何卒仁宇村より相障不申様別に御行着奉願上候 以上

天保十三寅年三月十九日

小仁宇村百姓惣代 利 藏 多 喜 太

柏原權太兵衛殿

右之通於一座承知仕候 以上

寅三月十九日

同村庄屋御用代 秋 山 和 三 郎

柏原權太兵衛殿

其後弘化年間再び出入となつた模様は次の文書に依つて知られる

乍恐奉願上覺

一 櫻山の義は先年より仁宇小仁宇兩村木草入相茹の場所文政十三寅年仁宇村御檢地の節右場所御年貢負に奉願上趣に付右場所仁宇一村請に被仰付候ては畢竟小仁宇村より入込被指留候様に相成迷惑仕候に付其節兩村名負請に仕居候被遣候様御藏所様へ奉願上候處名負御浮置に被仰付御座候然所近年に至り小仁宇村より入込仁宇村より指障り彼是論所に相及に付兩村鎌入御指留被仰付御座候處先達てより御役所様へ奉願上組頭庄屋衆

中へ御行着被仰付右山御見分の上尙又繪圖等被仰付度々相行着被仰付候得共相片付不申内昨辰四月御郡代高木真藏様仁宇谷筋御順村の御砌右論所並に両村の居姿御見分被爲遊日和佐御役所へ御歸被爲遊向村百姓共並に役人共御召呼被仰聞候は小仁宇村の儀は外に草山苜取の場所無之又仁宇村には餘程肥草山も多有之根元右様出入申立候儀は相民救助の情を失ひ至而不相當儀に被忠召上重々理解御教諭被仰聞候上指當り肥草苜取不申候而は小仁宇村迷惑成可申運被仰聞出入御行着の儀は組頭庄屋御手元へ被仰付有之に付相片付迄の間先づ肥草の儀は先年よりの通入相苜に被仰付兩村難奉有奉御請印奉仕候然所此度組頭庄屋衆より御召呼にて桑野村梅谷寺において御上より左之通御下知被仰付候に付難有御請可仕御趣被仰渡奉畏候

一去る文政十三寅年仁宇村御檢地に付櫻の奥山畠二反高壹斗貳升仁宇村御檢地負に奉願上候處小仁宇村より故障甲出候に付浮名負に被仰付有之候も御年貢の儀は仁宇村より上納仕居候に付右御年貢爲引當櫻の奥にて猪の尾並に眞谷貳ヶ所仁宇村へ相構し此所は小仁宇村より入相苜不相調候事

一麥畠谷しりれ谷長畠鍛治屋敷木馬道下つへ谷右六ヶ所の儀は以來小仁宇村百姓共肥草柴並に牛馬飼草共仁宇村と入相苜可仕候尤も樵木薪の儀は仁宇村百姓共構に仕苜取可申候

右の通入相の場所夫々御下條書を以御下者の御趣桑野村下福井中山與頭庄屋衆中より被仰渡難有御請奉畏候外に所右山先年より草木無差引別入相來居候處以來右山にて樵木の儀差除候様被仰付候ては迷惑奉御儀に候へ共數年論所に及度く奉願上御行着被仰付尙又此度御慈悲厚被仰出此上迷惑の筋全以申上間布百姓共一統先達而於梅谷寺に難有御奉仕候に付ては追々牛馬飼草肥草等苜取仕儀に御座候且仁宇村百姓共儀右被仰出御請不仕に付入相苜相妨申やも難計候間右同願小仁宇村を被仰旨組頭庄屋衆中より被仰聞候前段付申上通追々肥草苜取之場所に至若相妨申義等出來仕候ては時分耕作相後御年貢等相育不申諸御役之義も同様に御座候間仁宇村百姓共不心得有間布義無御座候様御申付被爲仰付被下候へば難有仕合に奉存候乍恐御慈悲を以奉願上段被爲聞召届被下候へば重々難有御儀に奉存候依て右の段書付を以奉願上候 以上

弘化二年己三月二十六日

那賀郡小仁宇村百姓惣代 菊五郎 辨五郎 伊九郎

御郡代様御手代 田野祐太郎殿 庄野喜平太殿

右之通當村百姓共奉願上處相違無御座候最早牛飼草苜取追々肥草苜取に相向候に附指障無御座候様被仰付被爲下候はゞ於私共にも難有仕合奉存候依て乍恐與書仕奉指上候 以上

己三月二十六日

小仁宇村庄屋 秋本多三郎 同村五人與 鹿藏

田野祐太郎殿 庄野喜平太殿

右之通に紙面相認め三月二十五日五人與御用席に鹿藏持參後菊太郎辨五郎兩人是又外用向にて其日に案内一日村内より雇に付指上に控へ

とある以上の文意に依ると組頭庄屋等の勸解は小仁宇村の願意を容れたやうではあるが兎角仁宇村がうんと確かに内得せんで藩政時代は其時々成行に任せて小仁宇村にも入込み苜取り來つたが其場逃れの有様で明治維新の後に至つた

論 山 放 牛

山分のことゝて馬なく又ないかも知らぬ初櫻山論山の砌其境界が判らぬから両方から放牛して其境界を定めんとした事がある朝生と百合との入合の山に論所山云ふがある其年月は不明だが遂に上訴とあつた時官見分の役人を派遣した百合は之を知りて其地に放牛した役人放牛を見て其所以を固は昔より我地方の放牛所なりと答へた以て勝利となつた之れより其山神の祭りには牛をひいて參詣することになつて居る

百 合 金 山

本町百合の鑛山は蜂須賀時代に於て重要視せられた處であつて金山方の奉行は時々巡視せられた史蹟がある現在同地の舊肝煎家勘田島太郎氏方に所藏せられて居る次の文書は當時の様を物語る

我等義雄村より和食村迄船にて罷越に通懸其村向金山右一見候間其方の内右ヶ所へ只今出張可仕候 以上

十月十五日

井 琳 章
百合村役人共方へ

右に見えたる長井琳章は礦山奉行で俗に金山御奉行といはれて居つた人物である尙又琳章より百合の役人宛に同礦山見分及び夫れに就いての命令達書(勘田島太郎氏所藏)が次の如くに残つて居る

明十六日其村向金山見分濟合晝支度夫より大井村迄船にて罷越候條右様相心得可申義右船賃始費用割符等之義村々令申談不都合無之様夫々可遂了簡候 以上

十月十五日

長井琳章
百合村役人其方へ

右の礦山事件に於いては殆んど世人に忘れられつゝあるが明治維新後の處で述べよう

桑綿代銀

昔は桑を植付蠶を飼つたら其貢に綿を納めて居つたが文化十二年よりは桑綿代として銀子で納めることゝなつたは次の文書で合點が行く

(松浦芳太郎氏所藏)

奉申上証

一錢拾貳錢三厘

右は桑綿代銀上納之儀御取調被仰付奉畏候然る所先年畠端に桑植付蠶相育綿を以上納仕居候所文化十二亥年より右代納に被仰付御座候右之段相調奉申上所相違無御座候 以上

癸酉年九月

那賀郡九小區和食町 松浦佐代次(印) 德田米吉

癸酉明治六年で當時松浦佐代次德田米吉の兩名は其筋より桑綿代銀上納の由來を尋ねて來られたので古くは畔桑で蠶を飼ふたら綿を上納して居つたが文化十二年より綿代銀として一戸前拾貳錢三厘を納めることゝなつたと答申したものである此答申は明治維新の後ではあるが事實が維新以前であるから此處に填めた

預申米之事

一米拾石也

右の通體に預申候處實正に候何時にても其方入用次第相渡可申候爲其預手形如件

明治元辰十二月二十七日

小仁宇村 和 三郎 殿

請野谷村預主 勘 左 衛 門

右手形米實は銀札五百目借用申處實正に候然る上は右借用銀に一ヶ月二歩の利足加へ來る已正月晦日切元利共無滯返辨可申候爲後日實書物如件

辰十二月二十七日

和 三郎 殿

勘 左 衛 門

第五編

社 (上)

本町内の神社にして大正十四年より百八十三年昔を物語る寛保三年阿波國神社帳に見えたるものは今の延野村の一部に

雄村 一八大龍王 神主等は無御座候へ共祭禮等仕候節は雇神主にて相勤候

仁宇村 一丹生大明神 右同斷 同 一八幡大菩薩 右同斷

小仁宇村 一八幡宮 右同斷 阿井村 一八幡宮 右同斷

同 一藏王權現 右同斷 百合村 一妙見大菩薩 右同斷

同 一三島大明神 右同斷 和食村 一蛭子大明神 引當悉地院 神主吉田石見守

同 一八幡宮 悉地院 同 一古渡大明神 神主無御座候へ共祭禮仕候節右

とある其後七十餘年を下つた文化後期の神社の様は阿波志那賀郡祠廟の條に

蛭子祠 在和食村。國初山田三哲爲行營而居。又有八幡祠和食中山二村共祀。又有古戸祠。野里祀之。

源真之廟 在和食茨岡。今稱弱宮。

丹生祠 在丹生村。又有八幡祠菅廟十二所社。又有龍祠在龍山。山深樹茂。乞雨必驗。又辨財天祠。

祇園祠 在小丹生村。又有八幡祠

八幡祠 在中山村。稱矢鋒。舊在土佐安田浦。嘉慶中森安實者嘗盛神像于矢筒奉以來。遂作祀安之。

と見えて居る。以上諸社中小仁宇の八幡祇園の両宮は秋本嘉太郎氏所藏の文化七年那賀郡小仁宇村神社帳に次の如く見えて居る

那賀郡小仁宇村神社帳

(秋本嘉太郎氏所藏)

一八 幡宮社 拜殿 社僧 太龍寺 神主 當村 彌五太夫
 一 祇園宮社 拜殿 鳥居 壹年 社僧 同 寺 神主 同

(下 略)
 仁宇、阿井、百合方面の社僧は存する處の棟札に孰れも引別妙法寺と見え和食は寛保の神社帳に見えたる如く悉地院中山は壽生院で小仁宇と共に太龍寺の系統である
 次には以上の神社に存する棟札の最も古きは中山矢鉾八幡宮の天福年中のものにして虫食み毀損して文字寸法等は不明であるが天福は鎌倉時代四條天皇の即位元年のみにして同年より大正十四年の今年迄は六百九十三年になる其他文字不明のものもあるが室町時代のものは段々ある其内文和三年に屬するものは五百七十二年昔で寸法表裏の様子は次の如くである
 長壹尺六寸貳分 幅三寸貳分 厚三分五厘

(面 表) 厚二分二
 聖皇玉体存穩天中迦稜頻伽聲 施主 三木内匠頭安道
 奉上 葺中山八幡宮一宇社頭 不朽究山繁昌所
 衆生我等今□禮天長地久御成就如意寶珠

(裏) 背文和三壬辰年師走十二日記□□
 孔 及 兵 不 能 害 水 火 不 焚 漂
 天下泰平國土豊穰 那賀山住人

右に見わたる文和は武家の年號で後光嚴院即位の年は其元年に當る之で當地は武家方であつたが知られる次に後龜山天皇の元中年度のものあるを見る其元年は文和三年より二十九年度で此時當地は武家を離れて朝廷方となつて居る文字其他は不明にして後小松天皇時代のものは次の如くである

一尺七寸二分 表
 背應永己丑十次天 大導師舍身山段 常住 院
 奉再興八幡宮一宇 威光自在氏子繁昌
 九月吉日 施主 那賀山森近太郎安連

裏には金剛界□字の梵字があつて向つて右には金輪聖皇玉体安穩天長地久社内安全左に天下泰平國土豊穰社頭不朽如意寶珠と見えて居る其他の物は安土の末の天正二十年八月室町末の天文十八年三月七日の同社の棟札外に桃山時代の文祿元年六月二十九日の天御中主神社のものと同上江戸町時代(後水尾帝在位中今より三百十年前のもの)元和三年十一月六日のものも存じて居るが形式等は省略して明德二辛未正月吉日阿南中山安實組と見えたる鈕も在る明德二年は後小松帝即位九年で今から五百三十四年昔である
 和食村八幡原八幡宮梁銘として阿波國徵古雜抄所載のものは次の如くである
 三尺五寸 幅 八寸

大工 井原清匡
 奉造立八幡宮于時文明十五年卯五月吉願主藤原章伎
 鍛冶 不明

(右裏文よめず)

天文二年亥巳 大工中原房安
 奉 上 葺 八 幡 宮 御 社 願 主 御 能
 三 月 三 日 鍛 冶 法 勝 寺 後 重

(裏文) 一切日皆善、一切宿皆賢、諸佛皆威德

又此社に山田氏より納むるといふ鐘二領切れくにて残り其洞につける役」

上に見えたる文明十五年は室町時代後土御門の年號で今から四百四十三年昔天文二年は同上後奈良天皇在位の時
 で三百九十二年昔である以上の外に

長貳尺九寸貳分 幅三寸五分

(面 表) 五 分 五 厘
 願主 仁宇石見守俊重 大工 水井藤原□吉
 奉 上 葺 八 幡 宮 御 社 天文十八年 敬 白
 三月七日 鍛冶大工法勝寺氏□

(面 裏) 一切皆善 一切皆賢 諸物皆威德
 羅漢皆行滿 □ 斯誠實言 願我成吉祥

の如きものもあれば奉造之八幡宮于時文明十二年卯十一月吉日願主藤原(名不明)大工(不明)鍛冶大工(不明)等の
 文字の見えたるものもある又同社の舊神主原家には寶曆年間(1781-1788)の神輿銅札もあり同社の梵鐘は山中の東巖寺に移つ
 て
 寶永五戊子年八月吉日 阿那賀郡和食村 八幡宮 寄進 氏子中 神主 孫太夫
 大坂細工人 藤原宗信 作
 と見へて居る

和食蛭子大明神の鐘は現在悉地院の旅宿庵にも西在庵に移つて居るが其鐘銘は次の如くである
 夫阿那賀郡和食大明神者仄聞尊神御子月弓尊弟述號蛭子明神。返王簿伽垂化詣于神童語。大瀧修法之奇異
 因子神化倣鎮護國家之靈瑞矣。因茲上□運叡感師慮獻密修矣。自所爾來大瀧精舍之事務。掌嚴廟格式。排靈壇之
 權扉。真以六具供。以三密。雖尔星霜歲舊翼輪推遷。社頭逮零落。樓鐘爲鳥廣矣。昔大檀越領主橘臣山田氏之曩祖
 爾御跡繼廢。宮閣興絕。誠花構彫彩粧麗。盖夫鑪場之爲狀也。幽園迂于四維擁金剛牆。靈木回木四隣護琉璃殿。宜
 哉神光爰煖然。祭禮尙新焉。且恨樓鐘未成矣。聞道梵鐘者匪但告聖衆來臨時候。兼亦惡趣輪廻劇苦云々所以者篤
 信之。民氏起於御懸之。慕催於同志之勸。爰以効扶成力作營巧財。遂得課。冶匠鑄冕鐘。殊又大檀山田豐前守宗春
 公修補神殿。營造鐘堂。伏惟公外盡忠孝。內敬佛神。故聞溢國家美稱。傳幕下累代祿寄大瀧寺。每稔穀進亦兩神社
 盖曰之。露光美風昌後甘澤也。將刷梵供以掛巨鐘。白廢勸功。千興達茲。然則。德輝摸手嗣裔。功用迨于遐代。肆得
 山僧爲銘矣。厥銘曰。

鎮場扈禪。和食明神。奇應瑞叩。冥感允甄。慈餘罰光。悲故賞功。愕然信敬。欣然仰崇。既掛霜乳。靈德益尊。上
 總三寶。下兼四德。響徹遠近。聲振山川。夕報晚景。夙覺睡眠。天應蕩□。龍復脫纏。國家豐饒。都鄙全安。
 昔寬文十一辛戌年臘月廿有六日 大瀧寺現住阿闍梨苾芻宥宣謹言
 百合の三島神社の棟札は寛永十五戌寅年正月十八日再興のものより以前のものは存じて居らんから省略して神体
 は裏に繪像が描かれて神掌丹生勝久と見え裏には正保以丁亥曆霜月朔日本願左近兵衛市右衛門と見えたる板型で
 ある

尙同村三島妙見兩社の寛政年間上棟遷宮の跡が谷内妙法寺の永代檀中氏宮遷宮式日記(住持隆法代)の初に

一拙僧代中寛政十一未年霜月朔日百合村上下兩社遷宮上棟有之候節日記を以上下氏子中え左の通爲致用意候事
近年大工善之綱と稱し正面引申事相見へ是等は舊記等に相見不申事に候間右下遷宮之節氏子へ左様之儀致申
大工には宮普請上棟は相調不申様屹と申渡之事此度遷宮下妙見宮霜月朔日上三島宮同二日に遷宮仕候事衆僧
導師之外朝生童誠不動院並當寺隱居禪登各三人にて相勤則謝禮も上下格別有候
と見えて居る

百合谷の神社は寛保の神社帳にも阿波志にも見えて居らんが八幡神社に残つた慶長以前の棟札は次のやうなもの
がある。

丈五尺五寸 (上)幅五尺八寸 (下)幅四寸一分 厚五分

大工合居……天正十二甲申願主

(表)奉三社等一社に建立同前一字 現世安穩 信心之旦那百合谷

万民興樂 鍛冶朴野五郎……敬白

(裏) 一切□若一切宿皆賢諸神皆威徳
羅漢□行□以斯滅實言願我常吉祥

以上のものより丈一寸長いもので幅、厚同様のものに鍛冶鮎村長右衛門の名が見える

次に中山和食の兩村が寛永年間氏神祭禮の儀につき十三年間出入となつた事がある中山森鈴吉氏方の系圖に寛永
元子年四月八日に卒した五郎二郎(後に良兵衛)の處に

慶長七寅八月山田三哲公より御内意にて和食蛭子宮八幡原八幡宮兩社總氏宮と稱す八月十五日矢鋒八幡宮神
祭後八幡原え社參

とあり又次の五良二郎(後二良左衛門又又左下門)の處に天銚宮神祭後八幡原え社參之處毎年遲參の旨山田公仕置
所より候得被申共當所者吉氏にて八幡原宮に新氏之事故其儘成于時元和九亥年矢鋒宮神祭八月十六日と相定

められ候得共二良兵左衛門不承知にて兩村出入出訴之上寛永十三子六月御裁斷談之上矢鋒宮神社先八月十四
日と被仰出も十三年出入中八幡原宮祥祭の節十二年之間不參とあるのは其面影である

神 (上)

神主は社家社人神人坏と稱して普通には神に仕ふる者の總稱とせられて居るが正しく云へば神主は一神社に事ぶ
る神人の長にして其下に禰宜、祝部、巫覡等あつて皆神供、祈禱、祓除、神樂等の事を掌る兩部時代の神主は別
當社僧の下風に立つて神勤上には伴食たるを免れなんだ其身居にも吉田、原兩家の如く古くより神主居のものも
あつたが文化年度の古西の如く百姓居のものもあつた之を太夫と稱する所以のものは京官して最上位が五位に叙
せられるのを前途とするより出でたるもので太夫は五位の通稱である昔の太夫は白河、吉田の兩派があつたが本
町内の古參のものは孰れも吉田の系統で古く和食蛭子大明神の神主として知られた今の吉田家が吉田を名乗つた
所以も之に基いた

兩部時代の神主は京に上つて吉田で神勤上の古典を修めて神道裁許之状を受くるを要した次に和食の吉田整氏の
所藏して居る裁許之状の一二を示すと用紙は孰れも大高檀紙の全紙にして

阿波國那賀郡和食村蛭子大明神之神主吉田石見守藤原重貞恒例之神事參勤之時可着風折烏帽子狩衣者神道裁
許之狀如件
享保十二乙巳年十月廿六日
神祇管領長上從二位下部朝臣兼敬[采印]

阿波國那賀郡和食村蛭子大明神神主吉田上總輔藤原重識着風折烏帽子狩衣任先例專守社織格式可抽太平精祈
者神道裁許狀如件
文政九年三月廿三日
神祇管領長上正三位侍從下部朝臣啓長[采印]

次には和食郷八幡原の舊社家原貢一氏の藏する四組木綿手纏の裁許で用紙は大高檀紙(一に陸奥紙といふ)の折紙
である

四組木綿手纏之事裁許藤原春安訖向後可懸用狀如件
享保十年十月廿六日

尙小仁宇の舊社家古西八十吉氏所有の神道裁許狀を掲げう
(用紙大高檀紙立紙)

阿波國那賀郡小仁宇村祇園社八幡宮向社祠官古西越後正藤原正信着々風折鳥帽子狩衣等守恒例神式可抽太平
精祈者神道裁許狀如件

天保十三年三月

神祇管領長上侍從卜部朝臣良芳[案印]

此時代にあつては神祇管領家たる京の吉田即ち卜部家に慶事があつたら之に屬する天下の神主連は祝儀献納の義務を有した次に掲ぐる文書は其一例である

覺

(原貢一氏所藏)

一金 貳 朱

右就御元服爲御祝儀被上之則相納候處如件

嘉永三戊戌年十月朔日

神祇道本所 吉田殿

御式全用吉田役所[案印]

阿易和食村 原 日向殿

次には古參の神主諸家の史實を述べる
本町内の神主で古く知られたものは和食村即ち今の和食郷内吉田と原との両家及び小仁宇の古西家のみである
吉田家は同家の記録に「先祖石見守重貞は文明四年壬辰三月十五日從五位上に叙せられ神宮司となつたが位記及び其他の舊書は永祿年中兵火に罹つて焼失した」と見えて居る其後は代々惣太夫を襲稱して享保十一年午十二月和食村男女人數改書附指上帳(原貢一氏所藏)には

一壹 家 神 主 惣 太 夫 母 同 六 拾 壹
一壹 家 惣 太 夫 同 二 拾 二

壹 人 同 人 姉 同 三 拾 九

と見え日下賢作氏所藏の文化八未年和食村棟附人數御改帳には

御藏 神主 吉田 相 摸 歲 四 拾 三

此者先祖惣太夫儀享保七寅年棟付御帳付神主にて其後寛保三亥年神社御改之節者右御帳に惣太夫儀改名仕當
村大明神々々主吉田石見と付上代々神主業仕居申候此度棟付御取調に付右之運申上候處彼是御詮議の上業中其身並に家業相續の惣領迄夫役御免二男以下は同家たりとも夫役被仰付候段被仰渡候(後段畧)

壹 人 同 人 弟 岩 藏 同 二 拾 七
壹 人 同 人 娘 同 拾 七

とある次に同家の記録に依つて明治維新以前の歴代を掲げると

初代	石見守重貞	永享十年正月九日生	明應九年八月十二日卒	二代 總 太 夫	寛正五年五月二日生	大永二年二月十八日卒
三代 總 太 夫	永正九年七月三日生	天正二年十月九日卒	四代 總 太 夫	慶長五年三月廿三日生	天正九年八月十一日生	慶安三年二月三日卒
五代 總 太 夫	永祿九年五月五日生	元和二年正月廿八日卒	六代 總 太 夫	慶安三年六月七日生	元禄十五年十一月三日卒	元禄十五年九月八日生
七代 總 太 夫	元和二年九月七日生	延寶二年十一月七日卒	八代 總 太 夫	元禄十五年九月八日生	寶曆十二年九月十八日卒	
九代 主 膳	延寶元年二月五日生	享保十六年八月三日卒	十代 石見重貞			

享保十年十月廿六日受領して吉田石見守藤原重貞と名乗る是より以下何暦何年何月何日受領とあるは神主
總目の裁許受領で冠つた國名は代々吉田何守或は何輔と稱し下の名乗は藤原某と稱したもので通稱は別所
太夫としたものと知られたい

十一代 相摸吉重 享保十七年四月九日生 寛政二年五月七日卒 寶曆九年五月十五日受領

十二代 上總重徳 明和七年六月五日生 寛政十一年八月十七日卒 寛政七年八月十八日受領
 十三代 上總重誠 安永四年四月二日生 天保元年七月二日卒 文政九年三月二十三日受領
 十四代 若狭重幸 文化二年三月十八日生 明治四年十二月十三日卒 天保元年十一月二十一日受領
 右は現戸主吉田稔の祖父である
 原家は享保十一年十二月和食村男女相改書附指上帳

一壹 家 神主 孫 太夫 石 同二拾 (娘四人相畧)
 一壹 人 孫太夫子 熊 同二拾 (娘四人相畧)

とあつて孫太夫の弟宇兵衛及び甥丹六の兩人は各小家となつて夫々家族を有して居つた尙又文化八未年和食村棟
 附人數御改帳(日下賢作氏所藏)

一壹 家 御藏神主 原 日 向 向 歲貳拾七 明治三年原都 加佐日向伴
 此者先祖孫太夫儀享保七寅年棟付御帳付神主にて其後寛保三亥年神社御改之節は右御帳に孫太夫改名仕當村
 八幡宮神主原薩摩と付上代々神主業仕居申候此度御取調に付右之運申上候處彼是御詮議之上業中其身並家業
 相續之惣領迄夫役御免二男以下は同家たりとも夫役被仰付候段被仰渡候且前段之通寛保度神社御帳に苗宇付
 上御座候運申上候處御聞届被仰付候に付此度御改に苗宇付上申候

壹 人 日向母 は ち 同五拾六
 とあつて日向の歳の下には明治三年原都加佐日向伴と附箋がせられてある同家の歴代は判然とは別らんが存する
 處の位牌に依ると古くは孫太夫を襲稱して來たものらしく其排列は次の如くなる
 初代 孫太夫 正徳二酉年正月九日卒 二代 孫太夫 寶曆十二年十月廿一日卒 享年九十九
 享保七年棟附帳附其後京官して原薩摩守藤原春安と稱す
 三代 孫太夫 文化八未年正月晦日卒 四代 原日向 元治元年子五月廿日卒 享年八十一
 五代 原吉繼(又都加佐) 明治十一年十月十四日卒 享年六十七

にして吉繼は現戸主原貢一の父祖である

古西家は文化七午年小仁宇村享保七寅年棟附御改己後家督總相續之本人名面指出帳(秋本嘉太郎氏所藏)中に
 一壹 家 神 彌五太夫 此者享保七寅年棟付御帳付安永五申年九月十三日病死仕候
 彌五太夫子八平事 彌五太夫 此者享和元酉年三月十八日病死仕候

右は御藏百姓神主宇助事 當彌五太夫先祖にて御座候
 外 彌五太夫 親 彌五兵衛 此者死亡年曆相分不申候
 右同人先祖家族同御帳付死亡之者に御座候
 とあり秋本嘉太郎氏所藏の天保十五辰年十二月十九日那賀郡小仁宇村百姓先規奉公人其餘之者家數人數名義相調
 奉指上御帳の中に

一壹 家 神主 古西越後 歲三拾三
 壹 人 越後伯父 宇 同六拾五
 とあつて越後の子滿佐利に至つて明治維新の後に至つた次に同家が維新以前の歴代は
 初代 彌五太夫 享保御帳付隱居彌五兵衛 死亡曆月日不明
 二代 彌五太夫 同上帳附 安永五申年九月十三日病死
 三代 彌五太夫 享和元酉年三月十八日病死
 四代 彌五太夫 文化八年棟附帳付六拾五歳越後伯父死亡
 五代 古西越後 明治三年七月三日六拾歳卒 年曆不明

當代中天保十三年三月京官して神主居となり小仁宇村祇園社八幡宮向社の祠官古西越後正藤原正信と稱した
 以上は古西の本家を嗣いだる現戸主小西岩吉の先祖にして越後は岩吉の養祖父である

山 伏 (上)
 山伏は一に修験者と云ふが山伏といふ名は野山に伏して修行するより起つたもので修験者とは修験道といふ一派

の宗旨に這入つたもの、稱にして修験道とは隱の學はせずして驗行のみを修むるより起つたもので宇多天皇の寛平九年に入寂した醍醐の僧聖寶が大和國葛城郡役公小角を祖として起した宗旨である此宗旨にあつては専ら胎藏界金剛界の兩部に附會し本地垂迹の説を唱へて神佛兩途に仕へたので兩郡神道とも稱して居つた此修験道には天台宗と眞言宗との兩派があつて天台宗の山伏は本山修験と稱して聖護院を本山とし眞言宗の山伏は當山修験と稱して三寶院を本山とした孰れも篠懸(すゝかけ)と讀んで麻にて製した山伏の服の上に被ふもの(袈裟に頭巾を着け太刀を佩金剛杖を突き放螺貝を吹いて吉野の大峯入をするのを先途とした其階級には始て入峰する新客から四度入る大越家三十度入峯した先達杯と色々あつたが先達の意は先達で峯入杯の場合に當つて同行に先立ち先導する程勤行を積んだものにして正先達、大先達杯の唱があつたが省略して本山修験は有髪で當山修験は圓頂の僧形を本意としたが後には兩派孰れも圓頂もあれば有髪あるに至つた其常業とする處は護摩を焚き呪文を唱へて加持祈禱をなし、犬神狸附を落し狂者を直し疲病を祓ひ除けるといふのにあつたが明治維新後神佛取別の嚴命が下つて兩部神道廢止となつた結果で復飾神勤して太夫となつたものもあれば顯密二宗に復歸して農商其他の業に服したもものもあつた處で本町内の山伏は孰れも眞言宗の當山修験で其分布の狀を調べて見ると中山村には古く正宮寺といふのがあつて明曆四年六月七日那西郡之内中山村棟附人改御帳に(小林次助氏所藏)

一壹 家 高八石四斗四升六合百姓山伏 正宮寺 八歳六拾貳
一壹 家 高八石四斗四升六合山伏 德藏院 八歳參拾八
此者山伏親學傳坊林大學様御改之節も無役被仰付候 德藏院子 權太 郎 同七つ
一壹 家 高八石四斗四升六合山伏 德藏院親 覺 傳 坊 同七拾四

とあるが其後の模様は知れん其後の山伏として人に知られた同地のもは德藏院と万藏院とであつて前者は今の生杉家後者は現在北海道へ移住して居る日並家である今其史實を述べると次の如くである
德藏院は延寶八年十二月廿一日改の中山村棟附人數帳(小林次助氏所藏)に

一壹 家 高八石四斗四升六合 山伏 德藏院 歳貳拾六
一壹 家 高八石四斗四升六合 山伏 德藏院 歳貳拾六
此者延寶貳年御改之節無役に被仰付候此度も先年之通被仰付候 德藏院伯父 快音 房 同五拾六
一壹 家 高八石四斗四升六合 山伏 德藏院 歳貳拾六
一壹 家 高八石四斗四升六合 山伏 德藏院 歳貳拾六

と見え居る覺傳坊を學傳坊とも書いてあるからこんな例は棟附帳では屢々見受ける處であるが之は今日の如く文字の如何に拘らず國音通する限りは免した形見である又森鈴吉氏と森只平氏との兩家に藏する享保七寅年中山村棟附帳には
一壹 家 高八石四斗四升六合 山伏 德藏院 歳貳拾六
一壹 家 高八石四斗四升六合 山伏 德藏院 歳貳拾六

と見え文化八未年中山村棟附帳には
一壹 家 高八石四斗四升六合 山伏 德藏院 歳四つ
御藏山伏德藏院 玉藏 歳四つ
此者先祖享保七年棟付御帳付山伏にて代々山伏業相勤居申候右之趣申上候處御詮議之上右業勤中は其並家業續之に惣領を夫役御免二男以下は同家たり其夫役被仰付旨被仰渡候
とあつて玉藏の外は同人祖母、母及び姉二人妹一人の女ばかりとなつて居た同院の構としては古來一軒の觀音堂があつた

抑々山伏が普通の袈裟を懸けるを許されたり錦地の袈裟を着ける格式を待たり院號寺號を許されたりとするには勤行の功を積んで本山の補任を受けねばならん次に掲ぐるは同院が補任せられた証狀で今に生杉家に藏して居るもの、内重なるものである
(用紙大高檀紙) 補任袈裟之事
右彼袈裟所令補任仍狀如件
天明八年七月十八日 書判 法印 澄尊 同 法印 玉谿 同 法印 賢靜

(用紙同上) 補任錦地職之事
一八三

右彼職所合補任仍如件
天明八年七月十六日

書判 法印 澄尊 同 法印 玉谿 同 法印 賢靜
德 藏 院

(裏書)
富山先達

内山永久寺
印 印 印 印 印 印 印 印

内山先達依不參高野先達書之
高野山正大先達
恭 良

(備考)角形丸形大小總べて黒印

是より先同院が院號を許可せられた補任狀は次の如くである

(用紙大奉書) 補任院 號職之事

右彼職可令補任狀仍如件

花押 法印 澄尊 花押 法印 玉谿 花押 法印 賢靜
德 藏 院

(裏書)

内山先達依不參高野先達書之
高野山正大先達

恭 良

(大高檀紙) 黒衣直綴 右着用之事

當山法頭御門主御許容之處也仍執達如件
享和三年閏正月廿五日

飯周 防守印 北長門六守印
阿波那賀郡中山村 德藏院 辨本

以上の外段々あるが省略して次には明治維新以前の山伏勤行の歴代を掲出せう

開基 權大僧都慶宥 貞享四丁卯年十一月八日寂 享年六十七
二代 同 法印有清 寶永二乙酉年四月廿七日寂 享年六十七
三代 大法師德藏院 享保十八癸丑年正月廿九日寂

四代 法師賢識 寶曆三癸酉年八月廿七日寂 享年三十五

五代 大法師玄能 安永八亥年十二月廿七日寂 享年三十五

六代 權大僧都辨教 文化六巳年十一月廿二日寂

七代 同上 龍 文政十三年九月十五日寂

を経て八代九代の德藏院は父子生存中に明治維新の後に互つた
万藏院は延寶八年十二月廿一日那賀郡之内中山村棟附人改御帳には(小林次助氏所藏)

此山伏滿藏坊無役に而御座候旨林大學様御改之節付上げ御役懸り不申候
一壹 家 高壹石五斗壹升八合 山伏 干 德 坊 歲參拾
小 家 干德坊兄座頭 尋 同三十三
小 家 干德坊伯父百姓 兵 左 工 門 同五拾七

此者林大學様御改之節は滿藏坊弟と付け御役掛り申候
と見えて居る右小家に千德坊兄座頭尋也がある

座頭は徳川家康が天下の盲者を廣く惠むが爲に創設せられた一の座にして盲者が髪を剃つて此座に入れば中等以上の資産家に出入して平家物語や源平盛衰記の歡樂悲哀の曲を琵琶で弾じ或は按摩、鍼治をなし吉事には祝儀を受け凶事には與内を貰つて渡世を送つたものである此座頭が出入すべき資産の家へは村役人から座頭の組頭へ案内をする組頭よりは組の座頭が出入を始める通知をする断ることは出来なくて却つて之を名譽とした相生村谷内の井川延太郎氏方に存する次の文書は座頭座本の附けたる座頭出入の案内書である

一 座頭法式は悉くも東照大權現様御仁政に仍而日本國御大名奉初め御家中寺院百姓町人に至る迄吉凶有之節は罷出相應に養育料申請渡世可致被仰付某(其の誤)より天下御作法と相成上御一人下万人に至る迄祝儀祝義之節は罷出其家から相應に富銀として請取來り候然るに御手本之義は中興(中頃)打たへ出入不致候處庄屋阿

部清兵衛殿御挨拶に仍而此後は祝義不祝義之節は無相違此方より参り可申候爲後仍而一札如件

文化二年丑五月 日 富岡町 組頭 與野都 印 小町島町 組頭 城 定 印

谷内村 作 太 殿

組頭は所謂座頭座本で白當と稱した其印鑑は郡代所より與頭庄屋の手を経て組内へ配布せしめて案内書の眞偽を見別くる爲に資せしめた次に掲ぐるは海部郡三岐田町田の舊庄屋石見楠太郎氏方に存する文書で東由岐浦の與頭庄屋瀧藤助より同家へ移牒した寛政五年の留書である

座頭座本印鑑指出候に付差遣候條組村々一枚宛控置候様可申付候 以上 海部郡與頭庄屋中 増 半 兵 衛

七 月 二 日

右之通被仰下候に付右印鑑八枚相達候間其村浦に壹枚宛可被控置候尤村浦下へ印鑑加へ伊座利迄無滞被致順達廻濟候へば可被指戻候 以上 赤松より伊座利迄 右 村 浦 庄 屋 中 藤 助

子 七 月 廿 六 日

又同院は享保七寅年中山村棟附帳には

一 壹 家 高壹石五斗壹升八合 山 伏 万 藏 院 六拾九

此山伏延寶貳年御改之節無役に被仰付に付此度も先年之通被仰付候 壹 人 万藏院子 秋 忍 坊 同貳拾

一 壹 軒 阿 彌 陀 堂 兵 右 衛 門 歲參拾六

此者万藏院小家を延寶貳年御改にも無役に被仰付此度も其通無役に被仰付候と見えて阿彌陀堂は同院の構であつた文化九年の同村棟附帳中には

一 壹 家 御藏山伏 万藏院 宥 証 歲參拾七

此者先祖享保七寅年棟付御帳付山伏に而代々山伏業相勤居申候右之趣申上候處彼是御詮義の上右業勤中は其身並家業相續し惣領を夫役御免三男以下者同家なり其夫役被仰付旨被仰渡候(妻中略)

壹 人 同人繼父 忠 藏 同六拾五(左書省略)

とあつて祖母と母とも生存し阿彌陀堂は矢張同院構に屬して居つた然るに同家は全戸北海道へ移住して當地に誰も居らんで詳細は別らんが存する處の墓を調べて見たら

權大僧教都快証 天明五乙巳年九月五日寂 同 上 宥 証 嘉永六丑年十月十八日寂 享年八拾歲

同 上 宥 尊 天保十四癸卯年閏九月五日寂 日 並 園 吉 慶應元丑年十一月十八日寂

杯はあるが其餘は知れん

和食村では今の谷家が谷の坊とて知られて居つた同坊は壽量院と満願寺と稱して享保拾壹年午の十二月廿二日中山村男女人數相改書附指上帳に

一 壹 家 山 伏 無 量 院 歲六拾八 壹 人 無量院 女 房 同五拾九

壹 人 同人子 常 覺 院 同貳拾七 壹 人 常覺院 女 房 同貳拾五

(娘二人中略) 壹 人 同人弟 忠 介 同貳拾五 壹 人 同 斷 官 六 同貳拾壹

とあつて院主となれば院号補任で無量院と稱して來た次には其院號補任の狀を示さう

右彼職所令補任仍狀如件 補 任 院 號 職 之 事 無 量 院 法 印 賢 峯

文化十三年七月十六日 (裏) 印 法 印 覺 嚴 印 法 印 秀 弘 印 法 印 賢 峯

次に同時代に於ける袈裟補任の狀を掲げる

補 任 袈 裟 之 事

右彼袈裟所令補任狀仍如件

文化十三年七月十六日

(裏判)

法印 覺嚴

法印 秀弘

法印 賢峯

尙又錦地の袈裟をも掛くるを許されたは次に掲ぐる補任狀に依つて知られる

補任 錦地 職之事

右彼職所令補任仍狀如件

文化十三年七月十六日

(裏判)

法印 覺嚴

法印 秀弘

法印 賢峯

以上は同院十代の快尊にして同僧は又勤行を積んだ結果で次の如くに大越家を許された

補任 阿波國那賀郡和食村

無量院

快尊

應令許可大越家

右奉

當山御頭御門主御氣色件入宜令爲大越家依御消息行之者

天保二年三月廿七日

(裏書)

刑部郷法印 豪正

治部郷法眼 宣重

當時は宗門を八鎌しく云つた時代であつたから山伏には本山から次の如くに邪宗門でないといふ永代請合の証文を贈られた

宗旨 請合 証文

三寶院御門跡御末派阿波國那賀郡和食村罷在候無量院儀當山派眞言修驗宗に紛無之勿論御法印之邪宗門にては無御座候仍永代宗旨請合如件

天保二年卯三月

三寶院御門跡御内

平井治部郷

大溪刑部郷

松平阿波守様

寺社御奉行中 郡代御奉行中

尙又一方には本山一宗の法式古轍を確守せしめる爲に同派の修驗者には次の如き戒定狀を渡された

當山派修驗僧侶一宗之法式守古轍可行之不可企新規就非例者也

(谷教善氏所藏)

三寶院准宮當山派御役所 諸國總袈裟頭 二諦坊鳳閣寺兼住 戒定慧院法印

天保十一年庚子年正月

右年々可引替之候

右の戒定狀は末文に見わたる如くに年々引替へ渡して日常其意を服膺せしめて邪教に化するを防遏した以上は谷家に存する諸狀の内無量院時代に於て必要など認められたものを掲げたが同院の古き昔を偲ぶに足るは口繪に見わたる

前住單傳雲岡慧公記室禪師

文明十八丙午三月七日

と彫られた位牌であるが之は山伏時代のものではない禪師の號は勅許に依つて禪宗寺の名僧に限つて贈られた論旨號である之が無量院と密接の關係があるかごうかは別問題として置いて同院は日下賢作氏所藏の文化八未年和食村棟附人數改帳に

一 壹 家

御藏山伏 無量院 成

學 歲三拾九

此者先祖無量院儀享保七寅年棟付御帳付山伏にて代々右業仕居申候今度御取調に付右之運申上候處彼是御詮議之上山伏業勤中者本人並家業相續之惣領迄夫役御免二男以下同家なり共夫役被仰付候段被仰渡候

壹 人

成 學 妻

同 貳 拾 六

壹 人

同 人 子

同 八 ッ

(娘二人略)

同 人 子

同 三 ッ

とある次には明治維新以前の歴代を掲出する

開 基

權 大 僧 都 秀 滿

慶安五千子年八月廿一日寂

享行五十三

二 代	法連西壽禪門	寛文五乙巳年七月廿日寂	享年五十九
三 代	權大僧都秀譽	寛文十二壬子年十二月五日寂	
四 代	春月宗清禪入門	延寶三甲寅正月廿五日寂	
五 代	權大僧都大越家秀海	元祿十四年辛巳六月七日寂	享年七十七
六 代	傳燈正大先達宥賢	享保二十乙卯年十月三日卒(壽量院)	享年七十三
七 代	權大僧都宥淵	享保三戊戌年二月九日寂	享年二十七
八 代	全上密尊	文化三丙寅年八月十九日寂	享年七十九
九 代	全上成學	未詳	
十 代	大越家快尊	嘉永六丑年四月廿三日寂	享年五十

但此者親山伏にて御座候所慶安三年に相果申候先年より御役不仕候
 一壹 家 高五石七斗 宅 兵 衛 歲參拾

右に見わたる十代の快尊は文化八未年棟附帳付禪藏にして其子十一代快心を経て明治維新の後に及ぼした小仁宇の山伏には秋本多三郎氏所藏の明曆三年那西郡之内仁宇谷小仁宇村家人牛馬御改帳帳に

丹生村の寶壽院は神應寺と稱して文化年間には參拾度も大峯入をした修驗者出で、大峯山内で行者の尊像を請受け歸つて堂宇を造立し雨乞の修行をした形見が次の如くである

(谷教善氏所藏)

私義山伏職にて十方之志願大峯山へ參拾度も入峯仕爲御國恩冥加之供養旁仁宇村仙ヶ谷龍山郷中雨乞の場所以行者尊奉安置度問願にて御座候得共新佛にては風聞故問に難相叶延引仕居申候處尙七月入峯之砌大峯山内龍泉寺之堂内に行者尊像二体御座候に付右之趣を以頼入申候所結縁之事に候へは御圖を以行者之尊慮に相叶ひ候へは其院へ相譲り可申候被申聞別証文を以譲り跡守護仕罷下り居申候所村中氏子共にも兼而雨乞之砌爲

守護之行者尊相居申度由に付先達而氏子共壹統書付を以奉願上候處新作之事にて不被爲聞被申上候御趣奉得其意候重々奉恐入儀にては御座候得共何卒右之土地に三尺四方以下之堂造立仕相納申度奉存候得は御慈悲を以右龍山之間に如何様にも相居候様被爲聞召上候得は冥加至極難有仕合に奉存此以後當峯修行此度問願にて御座候得は右奉願上候段可然様乍恐偏に奉願上候 以上

文化九歲申ノ十二月一日

仁宇村 寶 壽 院

海部那賀御郡代様御手代 庄野寛平殿 岸政藏殿 足立官助殿

右之通尙又仁宇村山伏寶壽院義奉頼上度旨申出候先達候右之趣同村氏子共連判を以て奉願上候義に御聞届趣旨仰付御趣被仰渡候御義に御趣御座候上は何卒此上御慈悲奉願上度旨寶壽院義申上候に付與書以乍恐御下知奉窺上候 以上

申 十 二 月

仁宇谷組頭庄屋 柏木叟右工門

海部那賀御郡代御手代 庄野寛平殿 岸政助殿 足立官助殿
 尙尙右の尊像を讓渡された時の讓狀は和食郷八幡原の谷家に存して次の如くである

一 神變大菩薩尊像

右此尊像其院任心願相譲り候者也

文化九年申七月

和洲大峯山 竜 泉 寺

寶 壽 院 殿

此寶壽院は今の神職母生勝久方で寶壽院或は寶樹院とも書かれて居つたは國音通じた故で文字に拘泥せない處であるが行者の尊像を請受け歸つた時の寶樹院は智幢法師で慶藏院と共に醍醐の御殿で法頭より名譽な御膳を頂戴した形見としては同家の親戚である谷家に次のやうな文書が遺つてゐる

此度參殿に付御膳被爲下候覺書

(谷教善氏所藏)

慶 藏 院 寶 樹 院

醍醐御殿より今般被仰出候慶藏院儀法儀万端年來出精之段神妙に被思召候依之御膳被爲下候與御法頭様より仰出候此度罷登候兩人は御殿において白木具にて御膳被爲下候難有右之段記し置候也

同院の歴代は不明であるが位牌を調べて見ると

福壽院 覺林 元祿十七甲申年(寶永元年)四月十一日寂
大法師 宥教 元文五庚申極月十八日寂 法師 實國 延享元年八月不明日寂

を始として勝久の高祖父智教以來の山伏曆代は 先達 智教法印 文化二乙丑年月日不明日寂 法師 智懂 文政三庚辰年十月晦日寂 行年五拾四

を経て勝久の祖父智源に至つて明治維新の後に及ぼした百合村の山伏には天明二年に海部郡大里村長福院の弟子 理性院が來て文化八未年百合村棟附人數御改帳に (上野文太郎氏所藏)

一壹 家 御藏山伏 理性院 彌門 歲拾九

此者先祖理性院儀享保七寅年棟付御帳に海部郡奥浦九郎左衛門伴拾壹歳より同郡大里村長福院弟子に罷成三拾ヶ年以來百合村に住宅仕有來冥加銀指上候と相付居申候(中畧)先祖理性院以來代々山伏業を以渡世仕居申に付右葉中本人並家業相續之惣領迄夫役御免二男以下は同家たりとも夫役被仰付段被仰渡候

壹 人 彌門 父 儀 澄 同七拾貳 (下略)

とある百合の松木墓地に山伏理性院儀正文化九申年十月廿九日世話人門弟中とある一碑は文化棟附帳付彌門の父儀澄であるは争はれんが其系統は絶へてない

寺 院 庵 堂 (上)

本町内の寺院佛庵佛堂にして百拾餘年の昔を物語る阿波志に見えたるものは現在存する中山の持福院を除いた外 満願寺 在和食村太龍寺管之舊爲大伽藍 時之菴 亦和食村の惠地院管之又有觀音窟洞中安觀音石像

阿彌陀堂二基 在和食茨岡一源真之所事一源俊平所事

光盛寺 在小丹生村修真言

と見えて居るが光盛寺は今小仁宇の大坪にある光盛庵の前身で昔は大寺であつたものらしく大正十四年の今から三百九十四年昔を物語る後奈良天皇即位五年に相當する享祿四年の棟札が次の如くに残つて居る

丈二尺三寸 上幅三寸 下幅二寸七分

(表)	上棟再興光盛寺堂一字	爲現世	大旦那藤原俊
		後生善	卯大工藤原廣光
		享祿	八歲十一月十五日

(裏) 一切善一切賢諸佛皆威徳

衆 以誠 願我成

尚同所に存する石碑や位牌を調べて見ると阿波志前後の住持の名残が次の如くに遺つて居る

寛延二巳天五月十六日 阿闍梨 空山覺位

延享二申天三月十七日 施主 大法師 信入 不生位 圓教

天明三酉天十二月廿一日 大法師 成行 不生位

文化七戊二月十五日 法師快心 施主 和食村 常 伊三郎

以上の外に明治十四年舊六月十五日示寂の自性法師もあつて播磨國佐用郡櫛田村産と左書の見ゆる者抔あるが文化七年二月示寂の快心以後は段々衰替して明治維新の前には既に一草庵と化したものである 満願寺は和食村字八幡原にあつて醫王山と號して居つたが其後廢寺となつて阿波國郡村誌中那賀郡和食村誌の古

跡の處に

廢滿願寺跡 本村東の方字八幡原にあり今藥師堂の地即是なり舊醫王山と云つた大龍寺末真言宗廢年月日詳ならず

と見えて居る其本尊は無量院即ち今の醍醐派惠印部谷教善方の藥師堂になして居る
次には元祿年間に於ける同寺の模様は同地の谷教善氏の所藏する和食村醫王山万願寺万人奉加帳の店文を讀んだら大体窺知られるから其内容の如何を問はず其全文を次に掲げる

一和食村醫王山万願寺本尊藥師如來は蛭子大明神の御本寺にて弘法大師四十二の御歳の御作なり元は和食村二の丸に御鎮座候處安貞二年の洪水に川口より中島浦へなかれより彼浦に安置ししばらく年を経其處を即ち藥師浦と申候其後仁宇谷に疫病はやり人牛馬死候事數をしらす因藏氏神へ御神藥を奏し候處に乙女に託して告給ふは二龍丸鎮座の藥師川下へなかれ御座候はやく歸參なし奉り信心をこらしめ候はゞ惡病をのぞき給ふべきの御託誼にまかせ藥師如來を中島浦より万願寺へ歸遷なし奉り元祿五年に山田織部様御建立被遊其後疫病しりぞき所安全に繁昌仕候それよりこのかた年久罷成候故堂及大破本尊のみこし損候就夫致再興度万人講發起仕候聊助力を加られ奉加に御付被下輩は辱具可爲作善乃功候 以上

元祿十五年閏八月

和食村万願寺住僧 無量院 印

時元庵は古くより大龍寺の支院悉地院の旅宿庵であつたは人の能く知る處で明治維新の後に及ぼした阿彌陀堂二基のあつた茨ヶ岡は後の井原であるといふのことは是に就いての話は古蹟の處に譲るとして今の町長松浦芳太郎氏の所藏せられる和食町御檢地御帳寫は天明六年歲五月に願つて慶長八年和食村御檢地帳の内から町方の書拔を許されたものであるが其内には東町方に
同所居屋敷但茶貳本 島七畝貳拾貳歩 高六斗四升貳合 長 福 寺
とあれば又西町方に
同所居屋敷 三畝六歩 高 壹 斗 長 福 寺

と見えて居る此長福寺は慶長檢地に名田主となつて居るのを見ると細川三好時代に既に榮えて居つたが中山の持福院が創設せられた寛永以降の文書に見えん處を以て考へたら其頃既に衰退して遂に廢寺となつたものらしい現今北地に長福庵といふのもあるが其名は縦令似寄つて居つても町と村との違があるから別物であるといふのを辯じて置く次には早くに發展して居た阿井村の蓮臺寺と中山の西方寺である

蓮臺寺は山城國船岡金峯山蓮臺寺の末寺として釋乘雲の開山した真言宗で本山の山號寺號を移して金峯山蓮臺寺と稱して居つた大伽藍で天正以前には五拾石の寺領も附いて居つたが長曾我部の兵火に罹つて衰退したと傳へて居る去れども長曾我部は阿波國で神社寺院は焼いては居らん唯名東郡南井上村の井戸寺の庫裏を物見の櫓にするからとて住持の同意を求めて崩した位である夫れを阿波國民が怨敵なりとの心底から悪い事は彼に負はせたと傳の僻説である去れども堂床、堂免などの字稱を残した点から地域を考察したら随分大寺であつたが信仰力の冷却から自然に衰へ今では阿井の良の方位で字杉の久保に少しの庵地を有して名残を一小庵に留めて居る去れども足利桃山時代の小さい五輪も残つて居れば元文(不明)四月法師とあつて其名は知れんが地藏菩薩を戴いた僧侶の墓を始として文化六己巳年二月六日示寂の道圓法師、文政五年午天三月十日示寂の法師寛道の外安政五年三月十四日法師惟心覺位撫養土佐泊浦潮明寺弟子と切附けた墓杯もあり本尊阿彌陀如來も徳川時代で古い内でもあり鐘には金峯山蓮臺寺天保十二年三月十六日作人堀岩次郎作、藤原正國花押杯とも切付けられてあるのを見ると阿波志時代は衰へて同志にも載つては居らんが其後再び信仰せられて天保前後は一寺の姿となつて居つたを知られる次には湯源幾八氏の提供せられた古文書中に出した同寺の寺領に關するものを掲げて參考の資に供して置く

那賀山庄蓮臺寺之寺領壹合惣境之分

仁宇津者白石を堺百合者冷石を堺高の峯は三本楠木を堺長谷川は瓶破石を堺西は西方寺の少谷を堺北はマエチウナ光ツキヨ爲寄合島を堺仁宇、原は明神の森を堺都合寺領之内不可有違亂者也仍執達如件

中山 應永拾漆年八月廿九日

沙 彌 在 判

前の文書は後人の寫したもので沙彌在判とあつて花押も印影も眞物が無いのは口惜しいが應永拾七年は後小松天

皇崩御の二年以前であるが眞筆の残つて居らんは口惜しい
中山村には古く正言寺と西方寺があつた正言寺は慶長八年那西郡之内中山村荒田御檢地帳(森只平氏所藏)に見え
て居る又西方寺は小林次助氏の藏する明曆四年六月七日那西郡之内中山村棟附人改之御帳に(小林次助氏所藏)

一方寛永元年より所之者に而御座候嶋主殿助様森作太左工門様御改之節も御帳付申候先年より御役無御座候
とあるが其後の模様は文書に見えん
次には明治維新の前後に亘つて存した寺院の模様を述べよう

當院は寛永十六巳卯年三月九日僧秀朝の開基創立した古義眞言宗で阿波志には
持福寺。在中山村。隸太龍寺。安藥師像。以舶來杉作之因名。答曰唐杉。又有地藏石像。明徳中森安實置識
文存。

と見えて居るが寺は院の誤で延寶八年十二月廿一日那賀郡之内中山村棟附人改御帳に(森次助氏所藏)
一壹 家 高拾石貳斗貳合 持 福 院 歲二十四
此者同村紺屋久右工門世伴太龍寺弟子に罷成寛文九年九月に寺請取住居仕林大學様御改之節先年之通無役寺
に被仰付候

とあり又享保七寅年中山村棟附帳に
一壹 家 高拾石貳斗貳合 持 福 院 歲貳拾六
此僧太龍寺壽生院當分懸持仕申候
持福院下人 久 八 歲三拾六
此者太龍寺能滿院下人にて御座候處幼少之時より持福院囉い申候
とある又文化八未年中山村棟附帳には

此持福院無住にて御座候に付太龍寺家明星院當分兼帶仕居申候 (牛壹疋)
と見えて居る隨つて同寺に存する縁記は長寛二甲申天正月十六日紀南山隱士の筆とせられてあるが長寛二年は二
條天皇の即位六年で秀朝開基の寛永十六年より四百七拾五年以前で筆蹟も亦適台せぬから省略する併し本尊藥師
如來の像には藤原時代の氣味がある之は恐らく他寺から移つたものと見る同院は古來唐杉山東巖寺と稱して現在
存する梵鏡は十一代阿闍梨恭識の時鑄られたもので寛政元酉年八月吉日中山村施主百介、助右衛門、文右衛門、
同村中と見えて居る次に阿波藩時代の先住歴代を示すと

- | | | | | | | |
|-----|--------|---------------|-----|--------|--------------|--------------|
| 開基 | 權大僧都秀朝 | 寛文十二巳卯年三月八日寂 | 二代 | 全上 | 榮善 | 延寶九辛酉年九月廿八日寂 |
| 三代 | 全上 眞雄 | 示寂曆年月日不明 | 四代 | 全上 | 靈範 | 全 |
| 五代 | 全上 密雄 | 全 | 六代 | 全上 | 法印秀意 | 元祿四辛未年正月廿日寂 |
| 七代 | 阿闍梨榮仁 | 寶永三丙戌年五月十六日寂 | 八代 | 權大僧都智淵 | 享保九乙寅年九月六日寂 | |
| 九代 | 阿闍梨智懂 | 元文二丁巳年十一月廿二日寂 | 十代 | 全上 良雅 | 天明四甲辰年四月廿九日寂 | |
| 十一代 | 全上 恭識 | 享和元辛酉年十一月十八日寂 | 十二代 | 全上 勝應 | 天保四巳年四月三十日寂 | |
| 十三代 | 權大僧都瑞雄 | 安政五年正月廿三日寂 | | | | |
- を経て十四代の阿闍梨宜準は廿一歳の時入院して慶應元年谷内村妙法寺を兼帶して明治維新の後に及ぼした
當寺の藥師堂は文化八未年中山村棟附人數改帳に
- 一壹 軒 藥 師 堂
- 此堂前出持福院構にて享保七寅年棟付御帳に右之通付上御座候に付此度右御帳之通付上候様被仰付候
とある此時代に於ける同地の諸堂は同帳中に
- 一壹 軒 觀 音 堂
- 此堂前書山伏德藏院構にて享保七寅年棟付御帳に右之通付上御座候に付此度右御帳之通付上候様被仰付候

一壹 軒 阿彌陀堂 同上文面万藏院構
一壹 軒 地藏堂

此堂前書庄屋森受作屋敷内に御座候而享保七寅年棟付御帳に付上御座候に付此度右御帳之通付上候様被仰付候

とあるが上に見えたる観音堂と阿彌堂とを構つて居つた徳藏院万藏院は今の生杉庄太郎方と日並始方と地藏堂は今の森鈴吉方である尙上の地藏堂に存する板碑は稀代なもので口繪に見えたる如くである
和食村では文化八未年和食村棟附帳(日下賢作氏所藏)に見えたる庵と堂とは次の如くである

一壹 軒 藥師堂
此堂當時山伏無量院構に而享保七寅年棟付御帳に相附居申候に付此度も右御帳之通付上申候尤堂守は住居仕居不申候

一壹 軒 地藏堂 一壹 軒 藥師堂 一壹 軒 藥師堂 一壹 軒 地藏堂
一壹 軒 地 藏 道 心 義 觀 歲六拾七

右堂四ヶ處並庵とも太龍寺家悉地院構に而享保七寅年棟付御帳に相付居申候に付此度も右帳之通付上申候且道心義觀儀は備前國出生に而當村へ罷越悉地院相願右庵に住居仕居申候此度御取調に付右之運申上候處住居御聞届被仰付候

道心とは佛道に歸依する心であるが十五歳或は十五歳以上で頭を丸め佛門に入りたるもので生涯一寺の住持となるべき資格はなくて所謂庵坊勤が關の山といふのである

一壹 軒 觀音堂 一壹 軒 阿彌陀堂
右堂貳ヶ所とも太龍寺家悉地院構に而享保七寅年棟付御帳に相付居申に付此度も右御帳之通付上申候尤只今堂守は住居仕居不申候
文化年度に於ける百合村の堂庵は文化八未年百合村棟附人數改帳(棟付上野文太郎氏所藏)に見えた處は次の如く

である

一壹 軒 堂 一壹 軒 堂
此堂貳軒共村中構にて享保七寅年棟付御帳に貳軒堂と附上御座候に付此度本文之通付上申候尤堂守は住居仕居不申候

一壹 軒 庵
此庵村中構に而享保七寅年棟付御帳に付上御座候に付此度も右御帳之通付上申候尤庵守は住居仕居不申候

瀧見 觀音
鷺敷村大字和食の内田野は長川の澁にある此處より百歩ばかり山に登つたところに觀音堂(方一丈ばかり)があるが此觀音堂から向一二間ばかりのところに高三四丈の窟が見える見るから浅い窟で内には一面に氷柱のやうな鐘乳石が下つて居るが其石の様佛体に見えるもの多く或は立てるが如く或は座せるが如きもの澤山にあるが其うちに世に瀧見觀音と稱へらるる佛像に類したるもの三つ四つあつて里人は別に田野の觀音とも云つて尊崇してゐる安永年中の事であつたといふ長川の高瀬舟に客を乗せた此地當工此處に登つて説明顔にいふには「勿論これは唯の石で佛像には似てゐるやうだけれども尊崇の價値のあるものではないのです」といひ乍ら水棹で其中の瀧見觀音に能く似た石の一つを突落してしまつたそれから又客を船に乗せて下つて行つたところが五六町川下の敷居といふ難所(早瀬はこの川筋第一等の難所といふ)を矢を射るやうに渡つて行く時何事もないのに舟を覆へし不思議にも同船の客は助かり水に鍛鍊の篙工計りが忽ち溺れ死んでしまつた此事があつてからといふもの土地の人達はいよゝ瀧見觀音を尊崇して今の御堂など立てたのだといふことである(阿州奇事雜話)

長岡觀音奉加 (秋本嘉太郎氏所有)

阿波藩末に長岡觀音堂再建寄進の奉加を本町内に頼んで來た事がある其跡は次の文書の如くである
鳥渡申進候然ば横見村之内長岡觀音堂再建に付本寺黒土村光明寺様より御頼之板札に左之村々相印し中山阿瀬比和食同町土佐町小仁宇仁宇右村々へ頼越候に付其御村も心ざし執行御頼置候様申出に付右之段得御意候

尤仁宇津舟渡之義も可然様御了簡可被下候先は右之段可得御意如斯に御座候 已上
亥ノ十月廿八日 中山村 今川 佐兵衛 衛印 中山村
小仁宇村 秋本和二郎様

宗門改と其事跡(上)

昔は耶蘇教を切支丹と稱して國体破壊の邪宗と信じ春と秋との両季に於て宗門改の事があつた是は所謂宗判で切支丹の傳播を防いだ手段であつた寛政十二年二月春の宗判には仁宇村與頭庄屋柏木良助(後更右衛門)よりの觸書によつて今の相生村内谷の妙法寺で新に改を受ける者の宗判をなし同年秋の宗判には柏木良助郡奉行に代つて誓紙改の役を勤めた事が妙法寺の梅野山永代記録に見え居る其内本町分に關する處を抄出すると
一、寛政十二申二月宗門御改被仰付則御奉行平瀬角右衛門殿御出郷に而仁宇谷(阿瀬比より奥五十八ヶ村にて本町内舊二町七村を含む)新出判之者共誓紙被仰付候旨二月廿六日に於當寺誓紙御改に御入組之趣仁宇與頭(柏木良助)より被申越候處折柄雨に而相延廿八日於當院竹ヶ谷より下仁宇組(仁宇組とは仁宇村與頭庄屋柏木家受持の範圍當町一圓は勿論の事)加茂組(加茂村與頭庄屋受持範圍)誓紙人凡七百餘人相集り則其日限御奉行平瀬角右衛門殿降禪寺より當寺迄正九刻(正午十二時)に御着到に而誓紙御改に而廿八日夜九ツ刻(午後十二時)に相濟候事右に付太龍寺宣億上人當寺迄御越に相成候其節寺家分と少し出入筋等有之候而其日壽生院靈關悉地院智幢等被參候事誠に前代未聞之人寄り殊に大雨軒を亂し境内人之足跡踏所立所更に無方便或は傘を失ふも有りまたは上下羽織に至迄泥に絞を汚すも有り夜に入れば闇中故其辛苦言の葉にも無盡然其無遅滯誓紙首尾相濟御奉行所にも御満足之由(中略)其夜與頭(仁宇村柏木家)迄御歸被成候手代衆坂東彦助殿出嘉次郎殿二人被參外に若黨壹人製(制)道方壹人槍持壹人草履取壹人上下都合拾壹人被參候(中略)
一、寛政十二申とし八月七日於正光寺(平野村)當春宗門誓紙殘分竹ヶ谷より山分並川長吉野より水崎迄凡七百餘人誓紙相濟申候事即郡奉行爲御代柏木良助殿誓紙相改云々
とある次には秋本嘉太郎氏所藏の弘化二己年諸御用御觸寫し控帳から抄出して宗門改に關する扱模様を紹する先



づ第一は宗門改に關する與頭庄屋の通知である

當秋宗門御改に付而は例毎之通其村々家數人數誓紙人等取調子帳面に仕來る晦日迄に無間違可申指出候右之段有之達候且此状急刻付を以相廻濟村より可指戻候 以上

己ノ七月 十九日

向々旦那寺昨秋已來住僧相替有之寺々之義は村々より住寺俗性書仕囉本文同日迄に可申指出候 以上

次は改帳下判取揃方の通知である

當秋宗門御改帳下判之義來る十九日二十日兩日に判取仕候に付右日限無間違村へ取揃指出候様手配可有之候右之段申進候 以上

己ノ八月 十三日

和食同町 土佐町 小仁宇 馬路 平野 榎谷 井ノ谷 受ノ谷 森 哲 右村町役人中

(下 略)

次は宗判日取宗判場處其他の通知である

當秋宗門御改之義高木真藏來る廿六日小松島浦より先々相改候旨昨十一日觸出有之候處御用之都合に寄來る廿五日小松島浦改先々左書通相改候條右様相心得差支之義無之様且別帳指出のもの共にも夫々不洩様可申述候先々刻付を以相廻濟組より可指戻候 以上

己ノ八月 十一日

八月 廿五日

八月 廿六日

名面 高木真藏 郷司孫右衛門 穗積治左衛門 立善寺村朝改 桑野村夕改

右之通被仰付候に付例毎之通被相心得村々誓紙人共來る廿六日被召連桑野村へ正五ツ時(午後八時)揃に罷出候様可手配有之候且村々別帳指上候ものも村より無間違可申通候右之段急々申進候 以上

森 哲 立 正 林 藏

己 八 月 十 七 日

宛は前の如くであるから省畧して此度は名面と見えたる次にある三人が改奉行で出張し桑野の梅谷寺で改められたが宗判人には別紙と總帳とがあつて別帳は通常人の上に立ち身分あるもの總帳は一般民を附込んだ改帳である次に掲げるは和食郷西在の三木春吾の先祖平兵衛が南荒田野村に浪人して居た時代に宗判受けたとき指出した別帳の名残である

切支丹宗門改帳

那賀郡南荒田野村濱庄助從弟浪人

三 木 平 兵 衛

仕上る書物之事

切支丹宗門御改に付度々之御法度書猶以此度被爲仰出之趣致拜上奉得其意候事

一私貳親兄弟妻子共眞言宗にて則旦那寺南荒田野村神宮寺相頼申處實正に御座候並召仕申下々男女共不審成宗門無御座候先年誓紙を以申上る通今以相違無御座候自今以後彼宗門之者聞出し候はゞ早速御奉行處迄御注進可申上候爲後日如件

享保拾壹年二月

濱庄助從弟罕人

三 木 平 兵 衛 花 押

稻田喜三兵衛殿 津田勘治殿

右三木平兵衛壹家貳親兄弟妻子召仕申家頼男女共眞言宗則拙僧旦那にて御座候處毛頭相違御座候附り南荒田野村神宮寺那賀郡富岡村正福寺末寺にて御座候拙僧儀出生徳島上原郡郡左衛門世伴歳拾五歳より大龍寺弟子に罷成其後中大野村神宮寺へ入院仕罷在候處桑野村梅谷寺肝煎を以享保三年二月南荒田野村神宮寺請取住居仕罷在候寺内僧俗共不審成宗門無御座候諸旦那不限宗門不審成者御座候はゞ早速御郡御奉行所迄御注進可申上候右之通り少しも相違無御座候爲後日書物如件

享保拾壹年午の年二月

津田勘治殿 稻田喜三兵衛殿

南荒田野村

宮

寺

右の帳面に見えたる三木平兵衛の肩書は誓紙の分には浪人とあり寺請合証文の處には罕人とある是は國音相通を許したもので孰れも無主無祿の侍といふ義を表して居る

蟲 送 と 其 變 遷

古くより六月土用に蟲送の行事があつた是は齋藤實盛が手塚の太郎に討たれたとき馬が稻株に躓いて倒れた恨で實盛が蟲となり百姓の作物を害するやうになつたといふ迷信から來たもので中山では土用の入に害蟲を包んだ芋の葉と藁の振箒とを新竹に結附け自作の田の稻を撫で廻つた後日の暮れる頃上に述べた害蟲入の芋の葉と振箒とを結附けた新竹と松明とをてんで持つて傍示境に集つて空砲相圖に「實盛さんのお通りじや先除け先除け先下れ」と合唱しながら鉦太鼓法螺貝の音勇ましく一隊の火群は村境に向つて進み其地に到つて持來つたる松明新竹附屬物とも焼いて仕舞うて鳴り物止め静々として歸つて來る若し其年に不幸にして害蟲の發生が多かつたなら其年には二回三回或は隔日又は數日置きに行ふたが大正の世となつては氏神に晝籠して蟲除供養の祈禱と變じて以前の蟲送は廢止となつた此行事は中山ばかりでない其地の村にも行はれて居つた筈である

柴 廻 し と こ と

正月二日の行事に柴廻はしといふのがあつた其祈言は

麻よし、早生よし、中生よし。晩生よし、麥よし、萬よし。

といふのである

同月十四日の晩に「こどく」と稱して覆面をした若い衆二三人の一隊は巡り廻つて家の戸口に携來つた斗桶を置いて其の縁を割木で二三度こどくと叩き物蔭に隠れて居つて其の家に餅を桶に入れたら夫を次へ」と家々廻つて歸つた後に其餅で善哉難煮杯を拵へ其夜の有様杯を話しながらに食したが大正の御世となつては其跡捨たれた又古くは其夜に花婿花嫁杯に變裝して供を連れ餅を貰つて廻つたが明治の中期後其事止んだ

以上は古より行はれたもので中山地方の調べであるが其他に於ても同断であつたといふ
藩政時代の盆踊は郡代奉行の許可により七月十四日より十五日迄踊次第であつたが其村限りで他郷へ出るを許さ
れず其他の條件杯は秋本嘉太郎氏の藏する弘化二己年諸御用御觸寫し控帳中に次の如く見えて居るので推量せら
れる

昔の盆踊

覺

盆中踊之儀七月十四日より十五日迄有來踊之儀は只今迄之通可仕尤も其村限りにて他郷へ出候義を屹度差止
候依而相催歌舞伎体に相似寄仕成候決て不相調事に候右三日過相催嚴敷指止候に付心得違之者有之に於ては
其者共は勿論所役人共迄も屹度咎可申付候條此段不相洩様其方共組村浦逸々相觸人別受判其方共手許へ取置
追而御郡代所へ可指出候且此狀先々少しも無遲滞相廻濟村より可指戻候 以上

七月九日

高木眞藏

穂積次左工門

那賀郡中

與頭庄屋共方へ

今に行はれて居る七月十五日の神踊は右の時代の遺風であつて三尺四五寸許の高張押立て人毎に雪洞點じ太鼓四
つを並べて一丈有餘の高き燈籠花々しく踊る模様は人の能く知る處にして踊の歌の例を擧げると

住吉の四社の、御前の反橋は、誰が架けたよ中反りに、住吉踊は一と踊り、オオドロヨ、
今朝出た舟は、ごがお泊りぞ、尼ヶ崎かよ、室が泊りか、さては尾上か、高砂か、
豊後踊は一と踊り、一と踊り、インインイン。
といふやうなものである

慶應三年丁卯極月初に上方では「いぢやないか」の御下り踊で騒いで居ると聞えたが頓て撫養に渡つた徳島に來
たといふ内に本郡内に移つて來てどうく本町を騒がしたは其月下旬であつたが何處の家へは大神宮さんの御被
さんが降つて來た誰の内へは七福神のお下りじやあれく雲間にちらく見えるは神々さんの御通りじや杯と騒
ぎ出し「いぢやないか、いぢやないか」と踊の波を打たせたが初は阿房らしいと笑つて居つた爺婆までも踊り
出し「踊らんものは罰が當るぞ節季の用意もいぢやないか、餅はさうでもいぢやないか」と年寄り供若衆中年
男に女の差別はなしに氣違世界となつて仕舞つて變装とりく八十九の爺さんが上下千把をかついで踊るとあ
れば白髪頭で齒の抜けた腰の屈んだ婆さんが三ツ重の振袖で帯携へ踊るもあつたごんな大家の表へも草鞋の儘
で飛上り「いぢやないか」と手を打てば主人も共に「いぢやないか」と踊出す中山杯では笹の葉に瓢箪釣つた一
隊が續き續いて遡つて來る勢見の山に神々さんが天降つて御座るといふ評判聞いて行くは仁宇谷筋の金比
羅參當時中山の下司伊津太翁は今こそ七拾三歳なれど其時は十五で面白盛りであつたので姉のミナ女と夜通しに
仁宇谷筋の群に加り參詣してから徳島見物して歸つた其時の面白さ可笑しさは今から思へばどうしたものか合点
が行かぬ此近邊では何一つのお降りもなかつたのに子供の落した土のめんこをそりやお下りじやとて三方に載せ
床に供へて神酒洗米杯を祭つて踊つて來れば酒を出す踊つて行つては酒を飲む中産以上の内へ行て「いぢやな
いか」と踊つたら直ぐ様爛徳利が轉げ出る飲んだく踊つたくされども中山下司伊津太の母シカ刀自丈は踊ら
なんだといふ夫れが正月入るや入らずに誰いふとなく狐の仕業じや狸に化かされて居つたのじや」といふ噂があ
つて「いぢやないか」の聲もせず踊もせずに踊つた跡の淋しいこゝ年禮に往いても來ても其話でひつそりとした
正月をしたのであつたとは前記の下司翁始め當年取つて八十四歳で和食に饜鏝として居る原井爲吉翁其他古老の
話は一致して居る去れども踊の止つた譯は知られた古老に出會せんが次の文書に物云はず

此砌郷分怪敷下物有之役人共より何等之申出も無之右下物有之家は近親共懇意之者寄集手許相應相祝而已な
らず晝夜共人家は勿論往來筋踊催候趣に相聞甚以不都合の事に候條其方共相談屹と不都合筋取究有之万一取
究相用不申候得ば其段早々可申出候嚴敷申付方有之候條左様想待可取究候 以上

慶應三卯十一月

谷一之進

右之通御觸有之に付御本文之通相心得村中人別御申聞重々取究且役人中之内時々打廻不心得無之様御了簡可有之候以上

卯 十八 二月 大松西須賀前原田浦新居見 右 村 々 役 人 中 而 之

右の文書は勝浦板野郡代奉行谷邦之進三間才兵衛の兩人より達したのを勝浦郡中郷村の與頭庄屋鶴羽哲之進から受持村々の役人中へ移牒して差止めさせた扣であるが阿波國一般同様であつたは無論であるので假用した

醫 師 (上)

阿波藩時代に輩出した醫師連は草根本皮を藥餌に供した漢法醫で今から見たら迂拙笑ふべきものではあるが之も時代に適應した救命者で世人からは起死回生の仁の者を以て目せられ醫師其者も仁術者を以て自任した夫れで診察料や藥價の如きは請求せず患家の任意に安んじて貧家の者には施藥施療を主義とした其身居には和食村東北地に小性別家の厄介佐藤家あり其以前同家は安藤を氏として郷附浪人の身居で古くから醫業を世襲して居つた又百合村には見懸人居の岩代家があつた去れども仁術家と目せられた家業であるから醫業の勤中に見懸銀御免の特待を受けて居た安藤 佐藤が苗字帶刀御免は勿論で岩代家でも二字脇指御免で足袋は黄色であつた筈である次には以上の醫家の繼承次第を記述する 山田 郷 附 浪 人 家 安 藤 清 庵 (位牌に依る) 安永六丁酉年十二月廿八日卒 同 省 白 (清庵二男) 安永五丙申年十二月廿八日二十七歳卒 安藤清庵(位牌に依る) 安永六丁酉年十二月廿八日卒 同 省 白 (清庵二男) 安永五丙申年十二月廿八日二十七歳卒 同 良 策 (清庵長男) 安永八己亥年正月二日三拾貳歳卒 省白は非戸主で代繼には入らないが醫者をして居た者と見るから前に揚げた良作には男子なくして一人娘のたき以後は次の如くである

さいふのが文化八未年和食村棟附帳(日下賢作氏所藏)に次の如く見えてゐる

一 壹 家 郷 附 浪 人 安 藤 一 家 歳 三 拾 二

此者先祖山脇本了儀は山田織部様御家來に而享保七寅年棟付御改之節御譜代御帳に相付居申候處寶曆十三未年織部様御家斷絶後當たき祖父省庵(位牌清安)代同曆十四申年身居奉願候處以後郷附浪人に被仰付候段其節之郡奉行武藤伴右工門様より被仰渡御座候此度棟付御取調に付右之運申上候處彼是御詮議之上根元夫外之者に御座候故壹家無役子弟別家仕候者之儀は百姓居にて其身一人一生之間無役出生之伴共より夫役被仰付候段被仰渡候

とあつて他に一人の家族もなかつた、然るにたきの父と見るべき良策終つた翌年冬に名東郡庄村から佐藤策元といふ醫師來つて同家に寓して醫業を開いた佐藤家は小性を勤めて居つたので策元は十分の系統を踏んで居つたが故あつて當地に來つたものらしい其墓東北地なる佐藤三策方の屋敷添なる塋内に在つて墓石には正面に閑齋君墓とあつて三面に亘つて次の如き碑文が切付けられてゐる

君諱範之字策元號南海。佐藤成懿不肖叔父。安永庚子冬。與余來。富居于安藤氏焉。嗚呼君性不栖々貧巨華。初不經心。唯終日讀書誦詩。其他執月圭而在活人手段焉。距生正德辛卯之歲七拾有四。以天明六年丙午歲八月廿八日卒。遂葬此域悲哉。

上の碑文に見えたる安永庚子は安永九年にして棟附に見えたるたきが一つの時であつたたきの歿後に安藤家は同地の百姓百兵衛(文政六未年十月十日廿二歳亡)が繼承したこれが現在和食に居る安藤加賀藏の祖父である

策元以降佐藤の醫系が次の如くに繼承せられた
小 開 業 一 代 佐 藤 策 元 天明六丙午年八月二十八日卒 享年七十四
二 代 同 誠 日 卒 享年六十六
三 代 同 天 保 四 己 年 十 二 月 二 十 六 日 卒 享年五十一
を 經 て 四 代 集 安 の 時 に 至 っ て 明 治 維 新 の 後 に 及 ぼ した 右 の 集 安 は 現 在 同 地 で 藍 染 業 を 營 ん で 居 る 佐 藤 三 策 の 祖 父

にして代々名東郡庄村小性佐藤別家の厄介であつたと思ふ
百合の岩代家は先祖宗元が天和三年紀州熊野から移住して同地で開業した其後の模様は同地の勘田島太郎氏の藏
する寶永四年九月百合村御改指出し帳中先年奉公人茂次右工門小家に附いて

小 家 茂次右工門從弟 宗 玄 歳七拾壹 壹 人 宗 玄 子 宇 之 助 同拾四
壹 人 宗 玄 子 久 太 郎 年四ッ 此者田地無御座候に付小醫者仕居申候
と見えて居る宗元と宗玄とは同人で當時は文字に掲らず發音通すれば之を許した宗玄子久太郎の次に「此者云々
小醫者仕居申候」とあるは宗玄の業務を終りに入れたものである次に上野文太郎氏の所藏して居る文化八末年百
合村棟付人數改帳には

一 壹 家 見 懸 人 岩 代 民 易 歳六拾壹
此者祖父岩代宗元儀享保七寅年棟附御帳左書に出生紀州にて四拾ヶ年以前罷越醫仕居申見懸銀壹匁被仰付候
と相記御座候宗元伴宗仙當民易迄代々醫業を以渡世仕見懸銀上納仕居申候今度御取調に付右の趣申上候處彼
是御詮議の上いまだ代數を經不申候事故見懸人に御居置被仰付尤醫業仕罷在候に付而は右業勤中見懸銀御免
被仰付旨被仰渡候(後段畧)

壹 人 民 易 養 子 文 祥 同四拾壹 (下略)
と見えて居る尙同家が明治維新以前の醫業繼承の歴代は
開基 宗 元 寛延元辰年十月十五日卒 二代 宗 味 安永四未年五月七日卒
三代 民 益 天保六乙未年九月廿四日卒 四代 文 昌(民益養子) 天保九戊戌年閏四月二拾五日卒
文 昌(棟付文祥)
文昌以前に民益の實子徳益があつたが代を繼がずに天保八丁酉年四月二十日に死亡した是も少々醫業はしたかと思ふので附言して文昌の子崇節は名東郡觀音寺村鈴江忠作二男宗策を養子として家を繼がしめ本郡吉野村に別居し共に明治維新の後に至つた尙宗策は現代幸夫の曾祖父である
小仁宇には又文政前後に關山要庵といふのがあつた

寺

子 注 屋

五 世 普 門 全 齋 齋

景 清 齋 齋 齋

明治五年學制頒布以前の下層教育は寺子屋で行はれたが之を深くいはうとすれば平安朝からいはねばならんが夫等は流布の教育史に譲つて置いて寺子屋と其被教育者である寺子の起原をいへば戰國時代にあつては武藝に重きを置いた結果で文學杯は纔かに僧侶の手にて其命脈を保たれて居つた位で平民下層の初等教育杯は僧侶が寺院で教へて居つた隨つて被教育者の兒童を寺子と呼び其教場を寺子屋と稱した俚言習覽に「昔の手習は寺にてしたる故に手習子を寺子と云初登山手習教訓書といふも初めて入門するを云ふ今も田舎は然り市井の手習師匠の所を寺子屋と云も是なり」とあり經濟回答秘録に「世俗咸文字を知り手跡を能くかくを學問と云古玉代は鄉村痒序の學館もありしに戰國に爲つて已に廢し民人皆寺に往いて僧侶を師とし手習ふ事今に盡きず」とあり又、犬子集に「かけ子供いろはちりぬる寺の庭、山寺にいろはならぬ木々もなし」杯とあるは大いに玩味すべき處である斯くて永京記や甲陽軍鑑杯に見えたる處に依つて徳川時代に民間に移つて盛に行はれた寺子屋教育は足利時代寺院教育の遺流であるといつて差支ないは流布の本邦歴史に見えたる通である

寺古屋教授の主眼科目は習字であつて筆跡は御家流で平假名伊呂波、小手本(口上文)日用往來、商賣往來、祝儀附の類を習はしめ年末師走の末と七月七夕の前には正月或は七夕に因んだ和歌俳句の類を習はしめ書初と七夕祭の準備に供した又讀書を授けた師匠(寺子屋教師)は實語教童子教を普通として四書五經の素讀を授けた位であつた教場は重に師匠の自宅で師匠は寺子を懲らすに縛し或は鞭つ杯の体罰を加へたが「師匠打弟子。非惡爲令善。」といふが如き實語數の文句を實にし父兄の異議を唱ふるものなく只管父兄と弟子とが師匠を尊敬したのは今の世にては見難い處であつた此外寺子屋教授の利害得失等を述べれば幾らもあるが省畧した藩政以降に輩した寺子屋師匠を調べて見ると百合の松ノ墓地に「山伏理性院儀正文化九申年十月廿九日世話人門弟中」と切附けられた墓碑がある之は文明以後を活動盛とした寺子屋兼業の山伏である次には文化文政の間に起つて天保前後を最盛時代とした同地の寺子屋師匠に勘田倍藏といふのがあつた同人は今の本町助役勘田島太郎の曾祖父で南山蒲洲と稱して漢詩を嗜み遺作のだんゝあるのは別頁述べた如くであつて慶應三年十月七日八十六歳の高齡で永眠した小仁宇

には慶應二年に六拾七歳で終つたものに武田盛藏(賀島の家來で他所より來る)といふのがあり和食には其頃清水某といふのがあつて孰れも習字と讀書を教へた跡がある

中山には森鈴吉の曾祖父又左衛門改匠平あつて文化文政の交より始めて弘化三年五月十三日六十一歳で終つた其墓門弟に建てられて同地にある其後同人の支族森受平あつて後繼し長男量平二男源次に及ぼした量平源次は明治維新後學校創設前迄教へて居つた此系統は今の森孝之方である又森受平の後に今の下司六平の祖父谷助あつて阿波藩末に活動し明治六年陰曆八月二十日五拾貳歳で他界した其長男近藤亦父を助けて學校創設前迄教へて居つた又岡川林八祖父甚藏(大正二年三月四日八拾六歳亡)も教へて居つたといふ

以上の外文部省の教育資料に見えたる本町内の寺子屋師匠は和食(今の和食郷)の吉田一則及び山田弓藏の兩人で孰れも教科は讀書習字住所は和食村開業は共に文久二年で明治五年に閉業した其内吉田一則方は教師男一人寺子男二拾人女四人身分は神官であるこれは今の神職吉田整の先人である山田弓藏方は教師男壹名寺子男四十名女二十名身分士族と見えて居る其弟五藏も亦兄を助けて教へて居つたといふ

漢 詩 家

本町内の漢學家漢詩家として知られたものは百合の勘田倍藏である同人は今の勘田島太郎の曾祖父にして天保以降萬延前後を隆盛時代として慶應三年十月七日に八十六歳で永眠したが其間に於ける郷民指導の模様は別に述べるとして生存中は仁宇谷の漢學者として重きを置かれたことは今も世人に知られた處であるが同人は南山蒲洲と號して漢詩を善くした今其遺什を少しく擧げると五言律には

春興 故屋疊山外。霞雲遙望辰。市井未還主。溪澗欲流春。歸鴻動魄久。花開濕淚頻。暖風吹微雨。嫩草路傍人。

七言律には

金壘勸客甕噴眠。醉後相共亦燕然。萬木生涯邑里裏。一春爲說落花前。
 古來哀樂曾陳迹。老去星霜疾斷弦。正思昔人今有幾。是依談笑可忘年。

の類あり絶句としては

道 中 涉 眼前芽屋數軒村。 竹葉微風漾畫門。 渡口喚舟聲響巖。 河流鼓柁濕郊原。
 三月二日歸於中山道中作 十里溪流道路傍。 春光映浪泛天章。 兩山櫻李爭容色。 客子徘徊阻獨行。
 題 床 前 柳 庭前水上柳生煙。 正是春風北雁天。 又見輪光冷似凍。 恰扶夜飲讀詩篇。
 題 閑 居 機 上 桂樹閑庭蓋日光。 芊々嫩艸自成香。 春娥機上東窓下。 窈窕紅顏織錦裳。

歌 人 俳 人 (上)

維新以前の歌人としては先づ松下亭清逸であらうと思ふ同人は和食郷八幡原八幡神社の神主原日向藤原吉門にして元治元甲子年五月廿日天上する以前に於て

遙々と知らぬ旅路を迷ふよりまつ我國の土となる身は
 ど一首の辭世を遺してある其外同人の詠草らしきものも現戸主原貢一方に残つて居るが同人のものか何うかど判然せんので記載が出来んを遺憾とする向又蛭子神社の神主吉田家にあつても歌人があつたであらうと思ふが遺什がないので肯定しかねる其外和食の花屋兵左衛門基徳の如きも一寸敷島の道に遊んだ模様はあるが便宜で俳人界に譲つて述べる

俳 句 と 俳 人

俳句は連歌の發句である五七五の三句を取りて一首に詠み成すものであるから混じて發句ともいひ古くより平民文學として翫ばれた斯界にあつては清風の流を酌むと稱して芭蕉翁を祖匠と尊んで居る本町内で斯道の古く發達して居た形見は和食郷西在庵の庚申堂の裏手にある芭蕉塚と明月堂奇桂居士の辭世の碑である孰れも一種の自然石で東と西とに相並んで北に向ひ芭蕉塚は東にあつて 「わすれ霜はねの寒さのあまみかな」 法橋 松 翁と彫られ明月堂の句碑は西に並んで 辭世 「花も實も結び仕舞てふゆ來た地」 明月堂 奇桂居士

と刻まれてある次に大正拾四年の今から一百二十四年の昔相生村谷内の妙法寺で一日千句の興行があつた砌に和食町花屋兵左衛門は基徳と稱して人丸神社の寶前で三人發願雅人の一人として出咏した事實が妙法寺の永代記録の中に

寛政十三酉年(享和元年)二月朔中の宮聖大明神(人丸神社)の寶前にて一日千句の興行相催し候尤遠來人は平島左右玉泉坊宗匠・隨身の人士は志信俗名雄藏、願主正光寺一代旭應雅名一字庵止立と梅野山隆法雅名五寶と和食町花屋兵左衛門雅名基徳此三人發願を以て終に一日千句興行す二月朔日滿卷了り今錦繡に帖して内陣に奉納し以て末世の神寶となす云々

と見えて居る右の花屋兵左衛門は文正十一戊子年六月廿六日四拾七歳で終つて其墓西在庵にあるが其の側面には「蓮葉に無情の風のさそひ來て散行花も露の身なれば」と一首の辭世を遺してあり其父花屋兵左衛門(享和三癸亥年三月十五日歿)の墓には寄花述懷贈居士基徳詠

「世の夢のさめて無漏地へ散花のまた見る春はなさと思へば」

なご遺作の見ゆる處を見れば和歌をも嗜まれて居つたものと見える兵左衛門基徳前後に俳道の發達して居た面影は西在庵の墓石を調べて見るに

松田清兵衛 文政十一丁亥年六月六日卒 涼しさや心に阿余の雲はれて
土佐屋嘉兵衛 天保七申年九月五日卒 岡辰藏父 嗚呼淋し櫻はまれに紅葉して
花屋權右工門 元治元子年二月二日卒 享年六十三 相生にならぶ茂りや松と家

といふが如くに辭世の俳句が見えて居る次には和食の郷社蛭子神社の祠堂吉田家に藏する絹地の幟に残された二百貳拾年昔を物語る文化三年丙寅秋九月の合作俳句と書影の模様を紹介すると先づ初には法螺ふくや浦の秋風なまくさき 幽溪木鏡匣
とあつて次には愛樹亭橘袖が 浪照や鱗もはなの幾重

よる魚の影も花の日影哉 其芝芳舟 月影や海よりさくいはし雲 芥州居士

いなつまやちまねも眞の影の中 洛雲蓋舎桂舟 初汐や磯よりあまる魚の色 時雲館鶴芝

日に月に思ふまゝなり浦の秋 六葉亭晴山 屯する魚や幣の月の影 鶴巢蟻文

とあつて次には雨中の竹を畫いて 文化三年丙寅秋九月 空雲山 敬心寫 不説

とあつて落款し續いて 満汐やわきたつ魚も秋の山 花徑舎春車

魚舟や漕ぎ戻す時月と見る 一花亭一項 友引いて群よる魚に秋はなし 掃月庵恭雅

魚よるや色かへぬ松の徳見せて栢方亭 徐來 めくみ哉黄む葉も皆魚となる 空山房白醉

とあり尙又面白く斜に 古利茂壽 以久波幾 虛舟齋 波留 魯行 之南南也 與美壽

とあるは見る人の考に任して次には 背を見せてよる鱗や月の梅 百花園梨雪

葦原のはなの日和や和田津海 蒿亭春馨 秋のうみ黄金寄る日影かな 樅園葛居花押 秋 凌雲軒有隣

など見えたる處に其時代のみやびの様は忍ばれる

天保以前に劍道の師範代として本町に入込み來つたものは今の麻植郡牛島村大字麻植塚の貫心流劍客佐藤忠右衛門にして天保年中阿井村庄屋で郷鉄炮の加藤光平百合村醫師岩代宗節の三名に免狀其他數名に目錄を授けた事が加藤清太郎の天保正記に見えて居る其後忠右衛門死して其子忠右衛門代つて來り指南して居たが丁酉年(享和元年)當時和食町の花屋は有名な町人で殿に目見を許され明和九年壬辰七月には今も存する蛭子神社の永代常夜燈を時の主人兵右衛門が東山屋清兵衛と共に献納し天明元巳酉年二月には一方で西在庵の奉饗塔を建立した位の勢で蛭子神社の前なる馬場其他の道も作れば和食町から八幡原の八幡神社に至る間に今に見受ける一投石の橋をも架けたる如き素封家であつたので其孫熊助の世となつても佐藤忠右衛門の如きは父子相次いで始終出入し熊助及び其子伊之助などにも指南すれば蛭子社内で擊劍大會を開いたことも度々あつて父子共に熱中して居つたが同家は不

幸にして寢小便垂の下女を庸つてあつたが下女は寒夜に着物を濡らしたので乾かさんとして二階の火燧に掛けてあつたが夫に火が付き遂には一家を焼盡した夫より下向になつた同家の家庭はだんく亂れて来たが夫れでも大熊助は町年寄を勤めて居つたが伊之助の擊劍技術は進々上達して来たが父の技誦に及ばん事が諸等であつたを殘念がり教へて貰う毎度に勿体なくも父を恨んで居つたのが身を誤るの本となり父と議論の其末に精神異状を來したものが慶應二年丙寅七月廿五日の夜兩親及び我が妻迄も切害して其身も最後を遂げうと思つて喉掻切つたが死切れず小便壺に陥つて絶命したのを村役人は体裁善く切腹したと取做して死体は時の制度に従つて塩詰として徳島塀裏の牢舎に送込み熊助夫婦と伊之助妻との跡片着けた熊助其時享年五拾貳歳阿井の庄屋御用代加藤清太郎の記録を見るに慶應二年の處に

一七月廿八日和食町へ出張但廿五日夜花屋熊助伴伊之助兩親及殺害切腹相果候に付組頭に爲挨拶出張と見えて居る其後同家は幼少なる伊之助妹イソのみで仕方がないので夫迄して居た荒物店をも疊んでイソは親戚引取り世話して成長せしてイソは現戸主荒井繁六妻にして現在新野町内荒田野の一小庵に淋しく老後を送つて居る憐れはかなき話である

婚 禮 取 究

昔は婚禮の場合に石打其他の不法をなし若い者等は客に招かれ酩酊の上亂暴な働をした事實があつた次に掲げる請書の覺は夫を知らず

仕上御請書之覺

婚禮之砌石打其不法之働せしめ候もの取究之義に付先達而觸達有之候近年不心得もの有之様子に相聞え且又相應相暮しもの婚禮之節若ものとも相招候砌出席上過酒之上及狼藉之もの共有之趣重々不心得と不埒之事に候依而此已後左書之通取究申置候條心得方屹與可申渡右様申付候上万一相背候もの於有之は無手當て咎申付候事に候條右之趣與村浦不洩様可相觸候且此狀先々令順達濟組より指戻候 以上

午 五 月 十 日

一石打其不法之働せしめ候もの共取究之義是迄役人共手元にて取扱大体之義は令内濟候に趣も相聞え候右様有之候ては不埒之もの取示にも不相成候其時々可申出候事

一年來村内若ものとも仲間と相唱多人數令會合不心得相働候義も有之由仍而向後右様中間などと相唱之義は仕

間布之事

一養子並嫁取組之砌村中若ものとも相招候義近處格別懇意之もの共迄相招罷越候ものとも諸事神妙に仕不法ケ間布義は決而無之様可仕候尤仮令若もの共相招不申候とも決而彼是申出間布候事

尚以本文申渡畏候旨申出候得は請書申付取揃可指出候 以上

右之通御觸御趣意當村中壹統若ものに至迄不殘奉畏候依而連判御請書指上申所相違無御座候 以上

弘化三年閏五月

小仁宇村 重吉印外四拾八名

弘化四丁未年 (中略)

一十一月十九日劔術入門貫心流師家麻植郡麻植塚村佐藤忠右工門也取立人同郡中島村板東定藏當時久保屋敷後家入夫に付同人宅にて入門其日稽古

とあるを始として清太郎自身が入門して後の模様は次の如く見えて居る

一同年十二月六日佐藤忠右工門來つて同處で門弟中へ指南をした後忠右工門は度々來つて各所で劔道指南をなしたること見えて嘉永二巳酉年の處に

一四月朔日和食蛭子森に而劔道稽古人數拾參人但殿谷玉之助免許賀稽古也

とあつて同月廿日中山唐杉谷寺で大稽古のあつた後常には坂東定藏が取立人にて指南をなし時々佐藤忠右工門來つて教へて居た内嘉永三庚戌年の條に

一十月四日佐藤右工門先生病氣に付近村門弟爲惣代先生宅へ新越泊五日朝劔術稽古同日歸村但病氣見舞に罷出候也

と見えたる後忠右工門病死後其嫡子雄之助代つて二代目佐藤忠右衛門となつて當地に來つて指南した有様は嘉永

四辛亥年の處に工門藤雄之助参り

一三月廿三日佐藤雄之助参り

越尤昨年十二月廿五日忠右衛門先生病死當年二月十三日葬禮右石碑料寄附銀申受に門弟中え罷出候也

仕込んで居に内同年九月の處に

一九月五日佐藤雄之助後見武智文司郎参り勘田に而岩代宗節に免許勘田準平我等(清太郎の事)へ目錄被右渡同

日稽古但我等入門よりは迄稽古度數三十八度也

と見えたる後は重に吉永左兵衛が取立人で指南して居た斯くて清太郎は嘉永五壬子年八月徳島新藏丁折下静馬方

へ小性に入り勤務の暇には貫心流の師家小澤金助の門に入り仕込まれた事など見えて居る

一十一月十八日中山人形座と藤七林

徳川の末期に操人形が大いに流行した時中山にも人形座が起つて以來秋收後には那賀海部の方面へも巡廻興行を

して居たが或年當中山座が請元となつて淡路の源之丞一座を備うて興行したが意外の評判大入で多額の純益金が

得られた折柄藤七林と稱する定請林の賣物が出たので中山座は前記の純益金に積立金を足添へて其林を買取つて

一座の所有となし遂に人形林といふに至つた

其後年経て明治維新の初に至り中山上傍示に人形遣の名人が多あつたが爲に座中協議の上で人形座を上傍示に

譲り人形林(藤七林)を下傍示に移管した其時代の人形は今尚上傍示の倉庫に存して居るが人形林は大正年間とな

つてから下傍示神明神社の基本林に移して居る次に今は故人の人形遣で人に知られた數名を擧ぐる

一頭遣ひ 龍田 縫藏 手足遣ひ 森 保藏 女遣ひ 藤太郎 男遣ひ 森嘉之藏、森治吉

にして中にも縫藏、保藏の両人は源之丞に組入つて廣く其名を知られるやうになつたといふ

一和 食 座

和敷にも亦慰素人人形舞はしの座があつて和食座と稱し來つて和田清次郎方が座元であるといふ

和敷にも亦慰素人人形舞はしの座があつて和食座と稱し來つて和田清次郎方が座元であるといふ

操 芝 居 取 締

本町内は勿論昔の郷中には定芝居といふのがなくて人形芝居でも催す時には野芝居と稱して假小屋を懸け興行す

るので若い者等は夜中の興行などには暗さに紛れて種々不都合な行爲をしたので弘化年中操芝居は早朝より始め

て七ツ時即ち今の午後四時限りに仕舞はし若衆連の猥の所行喧嘩口論等を防遏し棧敷の懸方老幼婦女の見物保護

に對する方法などを示して郡代奉行高木真藏淺田糸之進より村役人に達して村中の者等に嚴守せしめた次に掲げ

るは其條である

郷中一日操之儀に付不都合之仕向も有之に付去る卯年七月別紙之通取究相觸候事に候然る處其己來取究通相

替候郡も有之中には以前へ立戻り候村方も有之哉に相聞如何之事に候條兼而御究通相守候様其方共組村浦尚

又不相洩様相觸可申右申渡之趣意に引違之儀相聞へ候得は相催候もの共勿論村役人共迄も此旨申付方有之事

に候條少しも不心得之義無之様重々取究其方共組村浦請書取揃可指出候尤此狀披見印形折かへし無滞令順達

廻濟村より可指戻候 己上

高木 真藏 淺田 糸之進

二郷中一日操之儀是迄は相始り候儀遅く夜分迄も相迫り候に付若ものなどは猥み所行も有之又は喧嘩口論等出

來せしめ候に付此後早朝より相始め七ツ時限に相仕舞可申候右取究相背夜分に相迫り候におゐては村役人共

は勿論若もの共屹度各可申付候

但し本文之通に付願紙面に日之内仕舞之儀且又相雇し操師共も日之内仕舞候様住居受持之與頭庄屋より

申付置候様可仕事

一右は操見物之儀左右に圍仕右に引添棧敷懸候村方も有之事に而不都合立設向も有之趣此後棧敷敷通候儀不相調

候尤左右に何之圍も無之候而は多人數相集候得は自然芝居小家へせり通り操興行難相調様相運且又老体幼婦

人などは見物左右之圍迄に而は令難澁之趣に付而は右圍に引添低き腰懸け様之品指置老幼婦人之見物場處に

仕候儀は不苦候右取究相背棧數等相懸不都合之設向仕候村方有之候得は村役人は勿論不都合之設向仕候もの共屹度谷申付候但支配外のもの共へも本文同斷に候條棧數等相懸け不都合之設向相調不申候條村役人共兼一而右様相心得可罷有候 以上
右之通被仰付御取究之御趣意村中壹統奉畏候に付仍而連判御受書仕奉指上處相違無御座候 以上
弘化四年十月 小仁宇村 重吉 (外五拾名畧)

古い相撲取

相撲取には大關、關脇、小結、前頭等の等級あり其手に反(そり)捻(ひねり)投(なげ)掛(かけ)の四手ありて各十二分れて四十八手となるが等級取得の如きは不明であるが天明年間を若盛として文化年間に及んだものに勝尾山傳之助あり同人以前に取初めたものと見えて寛政年間海部に渡り享和年中富岡に移つて同曆二年に終つた者に藝名不明善兵衛あつて孰れも土佐町に起つた事は文化八未年和食村之内土佐町棟付人数改帳(日下賢作氏所藏)

小 家

万吉忌外

傳 之 助

歲四拾貳

此者(中畧)富田鷹匠町武間三郎平殿納屋借受勝尾山傳之助相名乘相撲取仕相稼居申に付奉願稼御手形頂戴仕候

とあり又同帳中に

家

見懸人

虎 之

助

歲四拾四

此者先夫善兵衛儀は筑前國東根郡黒津村百姓杵右衛門伴相撲取にて寛政二戌年海部郡相川村に御越享和元酉年より當郡富岡町へ御越居申同二年に病死仕候云々
とある併し此等は宮相撲であつたと思ふ

第六編

昔の本町

本町昔の模様を調ぶるに文化九申年六月御郡代所控の阿波國郡村仮名附帳には

中 山 村。和 食 村。和食村枝町。和食町。同 土 佐 町。
とあつて中山村は獨立し和食村には和食町と土佐町とが枝町となつて居る又仁宇村は首村となり谷内以下六村が枝郷となつて次の如くに見えて居る

仁 宇 村。仁宇村枝郷。谷内村。同 榎 谷 村。同 請 ヶ 谷 村。
同 馬 地 村。同 平 野 村。同 井 ノ 谷 村。同 竹 ヶ 谷 村。
次に阿井村も亦首村となつて小仁宇村以下の諸村が次の如く屬して居る
阿 井 村。阿井村枝郷小仁宇村。同 百 合 谷 村。同 百 合 村。同 百 合 村。

同 朝 生 村。

然るに阿波國郡邑帳には上述の村々孰れも獨立して和食村には單に「町有り」と見えて居り阿陽郡庄記には「加茂村山ノ上ニ眞言宗大龍寺高五拾石九合御建立札所アリ山北ノ下那賀川筋ナリ」と筆を起した楠根、水井以下細野の諸村を擧げたる次には

和食村土佐町ト云フ村アリ御免地ナリ云々

とあつて和食町が無い、然るに阿波志那賀郡村里の條には和食村は以前に和食原と稱して居つたが慶長十九年和食村を創設したとて其内に籠つた里と町とを次の如くに列記してある

和食慶長十九年創。舊曰和食原。里曰西在。曰鶴城。曰川原。曰時元。曰南川。曰茨岡。曰八幡原。曰北路。曰田野。有谷三十六。曰窪。曰日暮。曰刑部。曰下之計。曰中吹。曰山谷。曰佛。曰楠。曰女谷。曰倉谷。曰櫛谷。曰捻。曰笠松。曰柳谷。曰舍々夫。曰賓。曰弓矢師。曰四五。曰生死。曰正見。曰鍛冶。曰橋。曰篋。曰井谷。曰牛旁。曰井下。曰日柏。曰正福。曰五水。曰堂。曰不知瀧。曰姥嶽。曰猿嶽。曰石。曰西。

曰變。和喰街隸此。坊曰通條。曰橫街。曰橫街曰小路。土佐街亦隸此。丹宇は同志に

丹生 舊稱長。山三。曰華表原。曰學原。曰北地。以下五十餘落皆隸此。とあり其他の諸村は

小丹生 里四。曰蠅谷。曰櫛谷。曰手代谷。曰天王谷。中山 里十八。曰延清。曰長門原。曰禰宜野。曰新田。曰日浦。曰下司名。曰助長。曰堂免。曰清安。曰井木根。曰千本。曰柳澤。曰學野。曰孫野。曰東根。曰大向。其射埒。曰關原。

百合

阿井 里五。曰西浦。曰湯谷。曰天狗谷。曰田谷。曰高野谷。

とある然るに國中在名郡島附には

阿瀬比村より山口村の間に櫛坂といふ坂有り是より仁宇谷、中山、和食、土佐町御免許なりわたし有り阿井百合云々

とあつて本町一圓が仁宇谷筋に籠つて居るを示されてある殊に注意すべきは和食町と土佐町との直仕入である

昔は徳島城下の外に郷分では古より町と見做された歴史を持つ處でなければ上方筋から商品の直仕入を許されなうだ、然るに和食町と土佐町とは古くに之を許された其立証文は松浦芳太郎氏方に存じて

直仕入申渡書

郷店究之儀此節讚談中之義に候處端々直仕入仕候心得違之者有之ニ付直仕入御指留之旨當五月ニ相觸之事ニ候然ル處和食町土佐町之儀ハ郷町ト相見へ候ニ付右究之儀指除候様市中目代者並ニ製(制)道人共へ申付有之條讚談相決シ候迄之中ハ直仕入積入不指支様可相心得候

稻田武七郎

寛政六寅ノ九月四日

中島川口

御番人

中島

と見へて居る

町井と井替願

和食町と土佐町には昔より共同井の備へがあつて町内の者等は其水を汲取つて飲用水と仕來つた處が安政年間和食町に廣吉といふ者あつて其者本末両家には發狂者も出來れば不時の死する者もあるので易者家相見などに見て貰うたら「井中へ水戸溝の悪水が流込み水神を穢した祟であるから井を他處に掘替へないと血筋が絶へる」と云はれて驚き井組連中を集めて相談の上位置を轉じて掘替へて貰ひたいと町年寄に願出た其内容は次の文書に物語らさう

横切ヲ以奉願上覺

(松浦芳太郎氏所藏)

私共両家之儀は數弟亂筆に相成或者不事に而相果迷惑仕に付所々に而見及候所水神之咎め有之趣に付能々相調候所居家敷内に井戸有之右井戸へ水戸溝之悪水流入神水相穢候に付急々土地替不仕其儘指置候而は切家にも可相及旨に付何卒御慈悲を以井戸組連中御召奇之上右之趣御申入被下私居家敷之内に而今少し西は指寄堀替吳候様罷成候得は御陰を以私共之町人株茂相立町方諸御用等も相勤難有仕合に奉存候に付乍恐右之段横切を以奉願上候 以上

安政四年己ノ十月

和食町 廣

吉

御年寄 熊助様 同 吉兵衛様

建家普請の手續

藩政時代に於て民家は勿論神社佛閣等を建立したら間口奥行其他の模様を庄屋或は肝煎は調べて普請奉行に上申した次の家普請改帳は其名残である

寛政十二年申ノ三月 日 小仁宇村家普請御改帳 (秋本嘉太郎氏所藏) 一家一軒 理三左衛門 三間七五間但し阿井村又兵衛御檢地負之御手形一通御見印入所持仕居申候

(中畧)以下大体同文なれば單に名面丈け之書出事)

甚彌、延次郎、順五郎、武吉、新助、理三太、松兵衛、教圓、(菴)重吉祇園社、今川伊五郎

家數合

右之通家普請神社佛額(閣か)建立し新古共諸木遣方相改帳面に相認め指上申候 以上

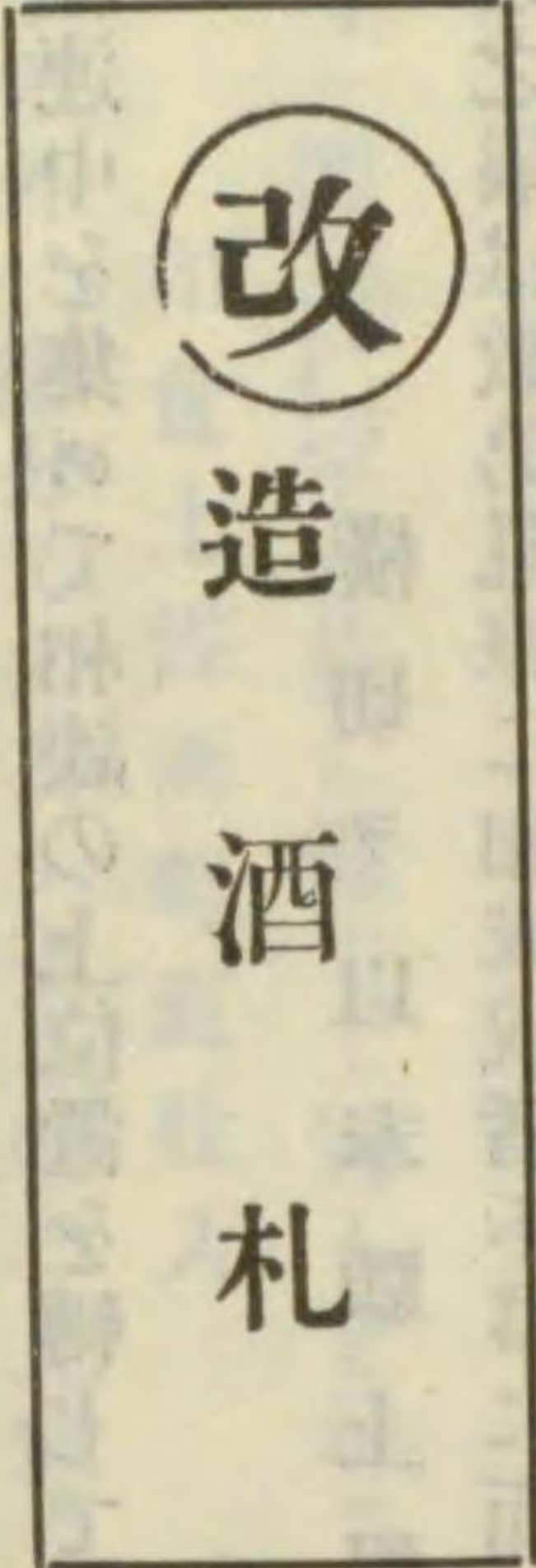
申ノ三月 小仁宇村肝煎 多 三 郎

廣澤覺兵衛様

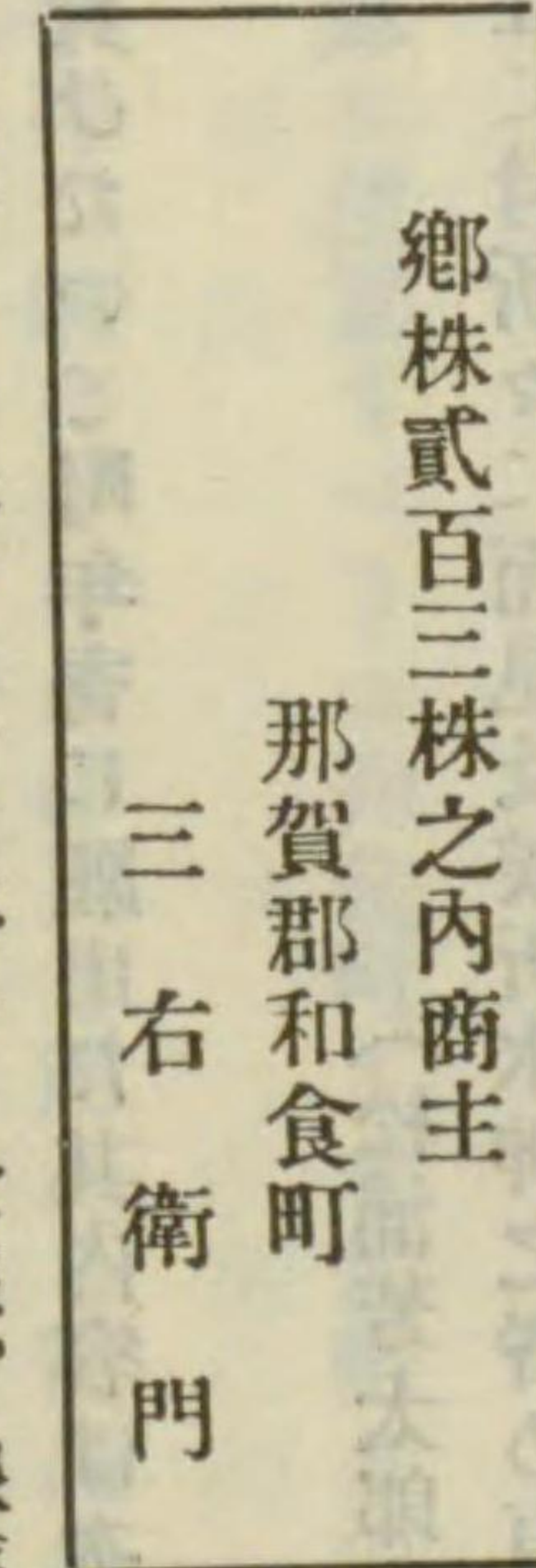
酒屋と酒株

昔は造酒屋に制限があつて阿波國では郷株が二百三株に限られて其酒札を懸けなんだら酒を造るを許されなんだ其酒札で現在存じて居るのは和食町三右衛門株にして町長松浦芳太郎氏が所藏して居る用材は樅の春慶研出しで縦三尺壹寸貳分五厘横壹尺參分五厘厚さ八寸七分五厘にして表には造酒札と大書した改の丸烙印が据つて居る其形式は次の如くである

(表)



(裏)



右の酒札配布は其元座制から起つたもので座とは徳川時代に幕府の貨幣を造る上にも金座、銀座、錢座といふのがあつて其座に極つた貨幣を造つた銀座通は壹分、壹朱の如き銀貨を造つた銀座の名残を留めた如くに樹、秤、朱などを製造するにも亦其座があつて特別の免許を與へた之を樹座、秤座、朱座など稱して其座の外では製造するを免されなんだ酒株も其座制の一で制限せられ自株と他株は論せんが其株使用の權利を有して上に掲げたやうな造酒札を懸け得る者でなかつたら醸造するの權利がなかつた夫れで本義は持株に醸造權は許してあつたが有限な範圍で窮屈な所から遂には其株貸借するを免されて融通を利かせる制度となり随つて他株を自株に變更するを

も許された前に掲げた三右衛門名受の酒札も美馬郡貞光村快兵衛(南酒屋と稱す)株を讓受け自株に變更したもので同家は前に勝浦郡大松村利三郎の酒株で造つて居つたが其後返して快兵衛株を讓受け前記の次第になつたのは次の文書が物語る

乍恐奉願上覺

(松浦芳太郎氏所藏)

勝浦郡大松村利三郎處持之酒株ニ而去ル嘉永三年六月ヨリ來卯六月迄九拾ヶ年私宅定土藏貸造酒仕居申處此度美馬郡貞光村快兵衛所持之酒株無據由緒御座候ニ付私方讓受自株造酒仕度奉存候未年限中ニ而御座候得々自談ノ上利三郎酒株之義ハ宅引奉願上候ヘハ何卒御慈悲ヲ以宅引御聞届ヲ以テ被爲下候ハ冥加至極難有仕合奉存候 以上

右之段書付以而奉願上候 己上

和食町 三 右 衛 門

御郡代様御手代 庄野喜平太殿 足立貞之助殿

右の文書は手控用なれば年月日もないが庄野足立の両手代は弘化前後の人である是より先造酒株貸借が猥りになつて借株連中に困つたので上願して壹株壹年貸銀五百目と定められてあつたが又々亂れて來たので借株造酒人等は連判して元々通りにせられたいと願つた文書は次の如くである

乍恐奉願上覺

(松浦芳太郎氏所藏)

造酒株貸借之義中興猥に相成居候處去る天□三年株持共々御願仕嚴布御取究被仰付壹ヶ年銀五百目宛に御定被仰渡若し御□□候得ば株持共は株御取上借株之者共造酒被仰付其上御答をも被仰付候御趣にて右御□□旨趣段々與被仰渡候内借株造酒人において難有承り候者多之元入等仕居候に付不時に被引上候而は迷惑成に付株料五百目に相居候間株賣買□□仕成造酒人へ貸附候様尤新酒屋へは貸□旨被仰附借人共においては永久之御趣意難有□□又持共において右御究難有奉存候に付爲冥加年々金壹兩宛上納奉仕候様罷成依而双方難有御受奉仕候然る處近年酒株賣買直上り仕地盤金六拾□□又は百兩位に相求候造酒株追々増長仕近□□四百多位にも賣買仕候様罷成候故元相調□□不申只今之株相場利銀は引當り不申趣を以年□時之砌彼是と被申

借株造酒人共は宅土藏相構多く元入等仕居候郷分において年〇〇懸に賣込御座候右酒代等も酒株彼是被〇〇
 〇〇不り約り候而損失多極々難澁迷惑奉仕借株造酒人共實に薄氷を踏如く安心難仕義に御座候何卒御慈悲
 を以天保四年御究り通り被爲仰付被下候は〇〇難有〇〇奉存候依而恐多申上候得共何卒株料之義〇〇上納仕候
 上株持共へ御渡成り候様被爲仰付〇〇〇被爲在候得共株持共與彼是申義も無御座穩々相聞〇〇重々難有奉存
 候誠に御繁多之御役所様へ右様御苦勞奉懸義奉恐入候得共前顯申上候通り多々〇〇仕居候而不安心迷惑奉仕
 候に付不得止事御願〇〇〇依而乍恐右之段私共連判書附を以奉願候
 弘化四年正月 那賀借株造酒人中 義 兵衛

右の願書の連名中には三右衛門も加つて居つたものと見る三右工門は今の町長松浦芳太郎の祖父にして此代中大
 松村利三郎の造酒株で造つて居つたが貸方が貸料直上をして來たので右の手段に及んだが素志を遂げないので
 其酒株返戻して貞光折目事南酒屋快兵衛の株を譲受け自株に切換願つて同家に存する造酒札は下渡されたものと
 見る

當時今の松浦酒店は東山屋と稱して今の松田兵助方とは東と西とで醸造して居つた松田家と亦東山屋と稱して松
 浦の西にあつたので之を西酒屋と呼ばれ随つて松浦家が東酒屋と呼ばれて居つたは人の能く知る處である
 西酒屋の東山家清兵衛は明和九年壬辰七月花屋兵左衛門(荒井繁藏方)と共立で蛭子神社の永代常夜燈を寄進して
 ある位で名高い造酒屋であつた其清兵衛は文政十一年丁亥六月六日に終つた後其子家業を繼承して矢張東山屋清
 兵衛を名乗つて居つたが明治維新後清平(明治十四年享巳六月十一日亡)と改稱したが當代限りで轉業した之が今
 の松田兵助の祖父である

東酒屋の東山屋は元祿十六年頃撫養方面から造酒株を譲受けて居つたといふが文書杯には残つて居らん斯くて兩
 家が東山屋を名乗つた所以は兵助氏方の過去帳中に同家より嫁いだ婦人の處に東山屋三右衛門妻とあるので了解
 出來る西酒屋は清兵衛東酒屋は三右衛門襲稱で兩立して居た昔が忍ばれる
 藩政時代の造酒屋は醸造時期には造酒高買入米等の調査を受けた次に掲ぐる文書は前段が切れてないので其詳細

は別らんが造酒米買入米取調に付指出したものである

(斷 簡)

(松浦芳太郎氏所藏)

拾八石五斗 黒米 一 壹石八斗五升白米歸り 拾六石六斗五升 石貳拾六石貳斗五升 所持仕候
 右指引殘は 拾八石三斗壹升 調不足に相成 一七石 下作り加地子

右之通當年新口より只今迄酒造並寺米共帳面御取調に付員數當所被存差上申上候 以上
 申の十一月廿二日 和食町 東山屋 三 右 工 門

造酒才判 吹田茂右工門殿 郷目附 上部壽市郎殿 近藤文五郎殿

右の文書は造酒裁判役即ち取締方御用の富岡熊野屋事吹田茂右工門(今の吹田儀平の養祖父)が郡代所の指圖で調
 査せられた時指出されたもので茂右工門と共に非違を糾す警察向の權利を持つた郷目付等も此調査に干與したの
 が別る又文面には三右工門が當時の所持米買入不足米(調不足となるもの)六月廿二日迄に買入れた石數米、小作
 人からの年貢米(下作り加地子とあるもの)等の模様が書かれてある同じく前段は切れてないが稍明かなるは次の
 文書である

(斷 簡)

(松浦芳太郎氏所藏)

一 造酒高七拾石 内 拾九石七斗六升 十一月廿日迄 造酒仕候
 同 四拾貳石四斗四升 十二月十四日迄 造酒仕候
 殘 而 八 石 造酒造不足に相成申候
 一 調米高八拾五石 内 六拾貳石 十一月廿二日迄 六斗四升六合 相調候
 内 七石 下作米 同 三石五斗 十二月十四日迄 調米合七十三石壹斗四升六合
 殘而拾壹石八斗五升四合 調不足に相成申候

右は此度御改被仰付候に付書改仕指上申處相違無御座候 已上

申 十 二 月

和食町 東山屋 三 右 工 門 半

神原五郎左工門殿 近藤文五郎殿

右の文書は前の文書より遙かに後で全じ中でも前のは天保七年で後の嘉永元年である其譯は吹田茂右工門は天保五年午の七月南北造酒株が極つて居らんで株持共から願出た結果郡々に裁判役を置いた時那賀海部造酒裁判役を命せられ弘化三年丙午二月五日に終つた後同町高石屋事神原五郎左工門後繼して造酒裁判役となつた翌々年が嘉永戊申年であるからである上の文書で見ると東山屋三右衛門の造酒株は七拾石造であつたといふのも別り前には「下作り加地子」と書いてあつた處を下作米とした杯稍今の人も別り易くなつて來た

是迄見えた東山屋三右工門は現代松浦芳太郎の實父にして天保七丙申年二月廿八日に終つた三右工門の子にして父三右工門の名前を襲稱して明治維新の後に及ぼした之が後の佐喜次である當時徳島屋も亦一つの造酒株を持つて居つたといふのは後の徳田家で今の茂次太の内であるされば株の受主は徳島屋佐兵衛であつたと思ふ

仁宇には阿波藩末に恵花屋があつた其開始は明治二己巳年十月廿一日五拾四歳で終つた新藏が勝浦郡論田浦の佐々木の株を三貫目で買つて來て造り始めたもので現戸主新居万太の養父であるが醸造高は東山屋から考へたら七拾石を上らん位であらねばならん

居 質 屋

小仁宇の今川家は文化文政時代に早く質屋居となつて居た次の指出帳に見えたるは其証左である

天保七年三月廿八日 小仁宇村質屋仕居候者名面相認指出帳 (秋本嘉太郎氏所藏)

一 小仁宇村郷付浪人 今 川 伊 久 郎

右者此度郷分相應相暮居候者臨時之融通は已前を質屋仕候者並に近年追々願出質屋仕居候者共夫々名面御用に付村毎不洩様取調郡中一帳に相都來月五日迄に指出候様御觸願上奉畏候當村右今川伊久郎義已前を質屋仕居申候に付右之段帳面相認指上所相違無御座候 已上

申 三 月 廿 八 日 小仁宇村庄屋 秋本多太郎 同村五人組 鹿 藏

植原權 太兵衛殿

物 價 引 下

近來物價調節の聲が高まつて來たが昔も物價騰貴の場合には直段引下の手段を取つて下民を救うた次の文書は其跡である

申 上 覺

(松浦芳太郎氏所藏)

諸色高直に付去年二月諸國壹統直段引下之義被仰出領主地頭と御書附を以被仰渡諸色之内出元之國々元直段を引下候品義有之所去る酉年諸國共綿作宜別而は年は豊作にて繰綿直段去年二月に見合候而は冬迄に貳割六七步下直に相成右に准木綿直段も下直に可有之所却而引上去年二月に見合候而は壹割を貳割位高直に罷成候に付此度御觸被仰付綿も綿賣買之運夫々相調書記差出候様被仰付奉畏則左の通申上候

- 一 紀州秘(和)歌山表を相調申候直段實綿壹目目に付銀札十一匁貳分より上は七匁九分迄□□
- 一 藝相竹糸を相調申上候直段同壹目目に付銀札七匁七分より上八匁壹分迄 先年申上候控

仁 宇 谷 産 物

昔は山口村櫛坂より阿瀬比を過ぎ本町内の舊村々を経て木頭山に至る間の五拾八ヶ村内より産出する薪炭類は仁宇谷産物と稱して一定の趣法の下に那賀川筋を船で積下げ富岡町天神原を始として中島浦、徳島城下、持井等要處々々に引受所が置かれて問屋より卸された品物引受け賣出地方の裁判役と引受地方の裁判役が指圖に依つて地方地方に供給した夫には慥な問屋があつて之を引受け賣捌いた次に掲ぐるは坂州木頭湯淺高太郎氏方に藏する仁宇谷産物薪炭問屋引受文書で産物方奉行に指出したものである

薪炭問屋引受申上覺

仁宇谷筋産物炭薪之儀近年中島浦問屋共困窮仕賣捌指支谷筋之者ども迷惑仕に付此度板野郡奥野村松兵衛へ引受奉願上に付右松兵衛並龜五郎兩人取行方申談之通左に奉申上候

一 松兵衛龜五郎儀上方表並木中表賣捌問屋壹軒宛懸組山分を積下荷何ヶ程相渡候而も爲替銀之儀は山分を申出

之時々少しも無指支指出並山分百姓共諸上納之節出水早水等にて荷物積下げ難出來節は仕立之炭薪村役人共相改之書附村役人預手形に其手組頭庄屋與印は相渡候得は引受所を爲替銀無指支指出候申合御座候

一選炭壹俵に付懸目六貫柴口壹俵に付懸目七貫薪壹把に付懸目四貫目に相仕立目方不同無之様取究申義に御座候

一高瀬舟之儀は自分買入積込之儀は指留運賃迄に相究積入荷物山元を俵數目方柴員數等夫々委敷通に相記村役人を指出候舟送手形右之通に引合相認め中島御分一所へ指出申に付引受所を時々荷物受取小切手相渡候様相

一此度引受所之儀は仁宇谷筋諸産物爲引立御願申上候運に付右引受所之主を不筋之仕成御座候時は御指替奉願上に付其節違背無御座候段申合御座候

右之通松兵衛龜五郎申談之運豫書附を以申上候 以上
九月二十四日 西納村與頭庄屋 植原權太兵衛 木頭與頭庄屋 湯淺重太郎
石塚村與頭庄屋 田淵彌十郎

當時本町内の受持は西納村與頭庄屋植原權太兵衛にして百合村庄屋勘田倍藏が天保七年と十七ヶ年間右の産物趣法裁判役を勤めたことは倍藏會孫現戸主勘田島太郎氏の藏する御用勉方相記帳中に

一天保七申年仁宇谷並木頭上下山産物御趣法裁判役被仰付嘉永五子年迄十七ヶ年之間天神の原、中島浦、御山下、持井方へ罷出相勤申候

とあるに依つて知られた又當谷諸産物の上に付いては一定の趣法があつて願出の様子に因つては元入銀を其筋から貸渡された小仁宇の秋本嘉太郎氏の所藏して居る弘化二己年諸御觸寫し控帳に次の如く見えたは其跡である

諸産物御趣法御入銀拜借之義に付其村町左書面々御用有之候條役人添に而明十二日拙者両人和食町出帳先へ御召連可被成候尤人別即形持參に而極早朝罷出候様手配可被成候且此狀即刻先々御達可被成候 以上
己六月十一日 森 哲 藏 田淵彌重郎 紅 露 惠 市

仁宇 土佐町 小仁宇 阿井 右村町役人中
土佐町 一貞兵衛 作太郎 小仁宇 一菊二郎 實 藏 宇三郎
仁 宇 一嘉五郎 阿 井 一安兵衛 以上

右之如くにして拜借許可の面々は年賦で上納返済するのであるが其跡形を留めたものは百合の勘田島太郎氏方に次の如く上書した通が残つて居るので合點が行く

(表紙寫) 安政四己年六月 仁宇谷産物御趣法拜借年賦上納之書通百合村 庄屋 勘田 倍藏印
海部 那賀 御郡代御納方 佐野文字太殿 湯淺周作殿
焰 硝 製 造

阿井村には焰硝製造元方御用を蒙つて製造した事蹟が元木辰太郎氏藏する文化八未年阿井村棟附人數改帳中に
(上 畧)
小 家 御藏百姓 新助忌外 源 作 歳四拾九
此者文化五辰年焰硝製造元方御用被仰付右御用勤中脇指御免被仰付候
と見て居る

天保前後の大飢饉
天明年度の大飢饉は天下廣くの大仕掛で出羽の庄内鶴岡へ入込んだ乞食群を鈴木今右衛門夫婦と小女が手道具頭
の飾とする櫛笄や衣類迄賣拂つて救助した博愛慈善の修身談は尋常小學校三學年なら充分知つた話であつて其末

寛政と改元なつて「天めい(天命と天明の語路)は食ふや食ふや食はずに八九年もうこれからはくわんせい(寛政と食はんせの語路)なり」といふ落首のあつたは今も話に残つて居るが其後四拾餘を過ぎて阿波藩民を苦しめた天保年度の大飢饉は昆虫學の研究から「ツマゲロヨコバ」の發生した作用であつたを確めた當時玄米相場が三百目に暴騰したので小前の物は麥も食へずに米糠麥糠迄も食盡して木の實草の根迄も奪合ふて食ふた結果が青草とては路傍に一莖もなくなつて遂には古薙に迄喰ひついて飢死するものだん／＼あつた和食で當年八十四歳の高齡者原井爲吉翁の話の聞くに翁も亦父母に聞いたと前置して「徳島から飢饉の模様を調べに來た奉行が和食村の或貧家に入込んで見分した骨と皮とで青透いた一人の老人が飢に逼つて居るのを見て辨當食へと指出したら御辭退申す迎ても生れる身では御座らんとさめ／＼涙に暮れるので奥に這入つて見分したら其女房や若夫婦其子供何人も板座の上に入亂れて飢死して居つた夫で奉行が様子を尋ねたら食う物のある内は膳椀迄も薪に焚いて食ひましたがもう叶ひませんと物語つた云々」と此一大悲劇を演出した初は天保六年末の秋風雨の爲に稻作被害で凶作となり窮民等は銀子を上から拜借して其場を凌いだ此手始は世人に多く忘れられ天保の飢饉といへば同曆七八年と鶉呑にせられて居るが物は云はねご次に掲ぐる拜借割符面附帳は當時の様を物語る

天保六年十一月 十年賦拜借割符面附帳

(勘田島太郎氏所藏)

當年稻作風雨に而殊之外凶仕作候處此度御慈悲を以十ヶ年賦拜借被仰付難有仕合奉存候然上は來申九月來已九月切少しも無滯年々返上可奉仕候依而左之通名印相居ユ拜借奉仕處相違無御座候 以上

天保六年十一月 一銀札壹貫百目

内 割 賦

百合村 一同九匁 與兵工印 一同拾五匁 三 平印 一同拾匁 重 吉印 一同貳拾三匁 長次郎印

(五人中畧) 一同貳拾四匁 岩代文平印 (三十六人下略)

以上は百合一村じやが其餘も斯うであつたと思ふ其翌申の七年には五穀が益缺乏して錢を持つても容易に買ふ事ならなんだが同八年丁酉夏の相場では新麥の打崩しが百六拾五匁皮着のまゝの大麥が百六拾餘匁裸麥なら百八九十匁芋の出柄や櫛の實迄も高價となつた夫に山稼をする者は壹匁を儲けるには櫛なら二十貫雜木なら二十五貫を

拵らへなんだら得られなんだ當時櫛が壹匁に十六貫であつたのが五拾貫となつたので苦められた斯うして多くの飢人を出した模様は次に見えたる帳面見たら想像せられる

(表) 天保八酉年正月那賀郡百合村極々難澁人共飢御手當奉願上帳 (勘田島太郎氏所藏)

居屋敷四十五番 成五升四合四勺

極々 一壹家 □ 次 歳五十七 壹人 □ 次妻 さ □ 同五十七

壹人 同人子 □ 吉 同十七 壹人 同人娘 と □ 同十五

同 四人 (中 畧)

極々 田島六百三拾九步成九斗三升九合貳勺

一壹 家 御藏先規奉公人 河 □ 政之助 歳三十五

(中 略) (中 略)

家數合貳拾壹坪 人數合百拾八人

右者當村至極困窮仕候者共飢にも相及候様相見へ申候に付帳面に相認飢御手當乍恐奉願上候 以上

天保八酉年正月 那賀郡百合村庄屋 勘 田 倍 藏印

海部 那賀 御郡代様御手代 足立富之助殿 庄野喜平太殿

右の帳面には黄紙と白紙と兩種の附箋で次の次の如くに示されてある

(紙) (符箋) 家數合貳拾壹軒 内四拾三人 極々 役 負

此米貳石五斗八升 同七拾五人 同役外 同米貳石貳斗五升 米合四石八斗三升 代六百貳拾七匁九分

(同白紙)

家數合貳拾壹軒 人數合百拾八人

内四拾三人 極々 役 負 此米六斗四升五合

同七十五人 同役外 同五斗六升貳合五勺 壹石貳斗七合五勺 □代百五拾六分九厘 十五日積當時救助を受けたは上の帳面に見えた百合ばかりでなくて他も亦大同小異であつたは原井爲吉翁の話された處と對照しても思ひやられる

大 き な 地 震

地震は古來だん／＼あつたが此近邊で文書に見えたは寛政元年四月の地震を古いとして隣郡勝浦郡福原村大字旭の黒松寺過去帳中に

寛政元巳酉歲四月十六日夜九ツ時(眞夜中)大地震ゆり山々谷々崩れ川水三日の間だ濁り流れ多く川ぶち、ごて田地一圓にわれ水一日が間だ土路水吹き出し又かわらぶきいえ、くらくとも多く亂るゝ事つふる事數知れず神前石の鳥居を亂し寺々ラン塔は申に不及ば先あらましの分記しおき候

但地心ゆり申候間一時半(今の三時間)ゆり申候

祖 仙 書

と見えて居る之は大正十四年の今から百二十六年昔の話で文句も當時住持が學力程度も見透いて面白いから原文のまゝ出したが本町内でも同様であつたと思ふされども今でも人心を寒からしめるは文政年度の大地震で天下大仕掛のものであつた本町内の古老で當時を見知たものゝ話を資料として記述すると大要次の如くである嘉永七年甲寅霜月四日朝四ツ時(午前十時)地震半時(一時間)ばかり西より東へ揺ること尋常一様ではなかつたが五日七ツ時(午前四時)一大地震揺出して西南の方より天は崩れ地は割れるかと思ふやうな地鳴が鳴出し膽を潰した其日は大揺小揺が幾度もあつて山ざれ石飛んで火花を放ち煙が立つた様に見受けた處もあつたが中山丈では家から出る内に居られぬので山藪等に小屋を掛け或は小高い處へ牛馬連れて避難したのもあつたが中山丈では家から出る者は餘りになかつたが小便壺から小便がまけ出る雞が轉げるやうな模様は屢見受けたと云ふ和食町土佐町坪では簷端の瓦が飛ぶやら仁宇の渡場坪では川水が飛上つて煙か霧かのやうに見受けられた中山東嚴寺本堂前の石段は此地震に揺られて狂うたのを天保三年壬辰九月に直した跡がある大抵老男女は「見ました恐ろしかつた今でも身振ひがします」といふ位で正當に發表するを得ざる趣である此地震も其年末となつては先づ揺り止んだ姿とな

つたので凶事を忌んだ古例に則り其年極月安政と改元なつた夫れで此地震を歴史上から安政の大地震といふのである

嘉永以降寅の水

嘉永二年巳酉七月の十日十一日の兩日には大風雨の結果が大出水を引越して此時では前代未聞といふ處から世人は之を阿房水と命名したが酉の水といふのが普通である此水に加害を受けた田畑の被害の多少に應じて鍬下即ち貳年間年貢を免除せられた事實は次に掲ぐる鍬下帳で合点が行かれる

(表紙) 嘉永二酉年十月 那賀郡百合村鍬下帳

(勘田島太郎氏所藏)

慶 長 八 年 御 帳

下ちな二本地 三畝拾貳歩壹斗七升之内

田 貳 畝 壹斗 貳年 四郎右衛門

内 田 田貳畝貳拾歩 八升 四年 才 二 郎 道ノ前 畠 貳 畝 四升 三年 孫 助

増米貳升貳合

宮ノ前 畠 壹 畝 壹升

かうち菴

同壹升壹合四才 田畠合七畝貳拾歩

高合貳斗三升 増米合三升三合四才

請夏秋納升四ツ六分 内麥壹升四合

内

壹斗壹升 當酉ノ秋々戌迄貳年鍬下翌 増米壹升壹合四勺 亥ノ夏々元高へ加り御年貢成 内麥五合

四 升 増米貳升貳合 内麥九合 當酉ノ秋々亥迄鍬下翌子夏々右同斷

八 升 當酉ノ秋々子迄四年鍬下翌己ノ貳年々右同斷

山 田 織 部 上り知 地 改

ふしいけ本地百九拾歩之内 中 上 田 百貳拾七歩 八斗八升七合三勺 長 九 郎

成米貳斗九合五勺 内麥六升五合六勺

(中略)

高合貳拾石壹斗四升合四四勺九才 田畠合壹町五反七畝貳拾九步
成米合八石八斗九升四勺 内麥壹石壹斗八升三合五勺五才 增米合貳斗六升六合五勺

高四斗七升三合四勺 當酉ノ秋壹ヶ年鍬下翌戌ノ年元高加り御年貢 成成米三斗五升八合五勺
高三石三斗三合四勺 當酉ノ秋貳年鍬下翌亥ノ夏右同斷

成米壹石三斗五升九勺 内麥四升六勺
高拾石壹斗壹升五合三勺九才 當酉ノ秋右同斷
成米五石六斗五升九合五勺 内麥八斗三升五才 增米貳斗五升四合七勺

高四石貳斗五升貳合三勺 當酉ノ秋右同斷
成米壹石五斗貳升壹合五勺 内麥三斗壹升貳合九勺 增米壹升壹合八勺
新田畠 家ノ上川添 下畠 四拾步 成米壹升八合 仁兵衛 後家 增米壹升八合

野々 (中畧) 下田 二十四步 成米貳升壹合六勺 茂左衛門 此株三年
田畠合壹反八步 成米合壹斗七升六合四勺 增米合壹斗三升貳合

四畝 當酉ノ秋右同斷 元米へ加り御年貢成 成米六升七合七勺 增米五升八合五勺
三畝四步 當酉ノ秋右同斷 成米六斗六合六勺 增米壹升八合
三畝四步 當酉ノ秋右同斷 成米四升貳合三勺 增米五升五合五勺
新田畠(符箋)元米七石九斗八升五合五勺之内(二十二筆等省略)

川成床並歸隱地(符箋)四斗五合貳勺之内 (四筆等省略)

嘉永二酉年十月

岸和吉郎

近藤直之助

川口勝郎

次に嘉永四年辛亥二月の雪消水が押寄せて材木類が澤山流れた跡がある其時小仁宇の庄屋秋本和三郎の手先で懸留め置いた材木を大井村の流木改所へ届出た文書の跡書が秋本家(現主嘉太郎氏)に残つて居るから次に掲げる

覺
(上略) 無印 一同貳間 六寸角 一同 貳間 丸太 末口六寸
一同 一同貳間 同 同五寸 一同 貳間 同 五寸角
一同 一同貳間 四寸角 キ 一かはず長壹間 丸太 末口八寸

木數合百貳拾四本 内 貳拾三本 切判入 同 百壹本 無切判
右は當月八日出水に付當村へ流寄懸留置候材木右之通取調子指上申處相違無御座候 己上
亥 二月 十五日 小仁宇村庄屋 秋本和三郎
大井村 御改處 様

其後安政四年丁巳七月二十九日四ツ時(今の午後四時)から吹き出し降り出して八月朔日大洪水となつたので八朔水の名を附けたが其事跡は残つて居らん去れども八朔水といふ事は古老の口碑に残つて居る
次に万延元年庚申八月五日の風雨出水の跡は文書に残つて居るが次に見わたる模様では田畠用水井溝井堰の被害はあつたが人畜其他に餘りの被害はなかつたらしい

万延元年八月十二日 小仁宇村御損亡之品々相調子奉指上帳 (秋本嘉太郎氏所藏)
一地高百七拾六石六斗三升九合壹勺 内五拾三石程 御損亡 但村中押平し
殘而百貳拾參石六斗三升九合六勺 有毛
一流死人 無御座候 一流牛馬
一堤川除石垣腹崩犬走とも 右同 一井利懸越和久とも 右同
一用水井溝井關とも 破損

但鵜首井關長九拾貳間皆流用水井の□谷に懸越迄貳千間餘之内百三拾間程貳拾三ヶ所に而玉縁石垣崩、
 峯崩共同千貳百間程石砂埋り敷堀舟土流とも疹御座候尤懸越樋六ヶ所に而貳拾八間程御座候
 一往還道疹 無御座候
 一潰家流家 右 同
 一潰土藏 右 同
 一岸崩 御座候
 一山崩 無御座候
 一石破戸籠破戸 右 同
 一水車 右 同
 一倒木 右 同
 一萱野川成 右 同
 一流失船 右 同

一石橋板橋共 右 同
 一潰納屋厩牛屋共 右 同
 一潰御制札家 右 同
 但拾三ヶ所に而廿八間程御座候
 一樵木 右 同
 一材木 右 同
 一蛇籠 右 同
 一御簀川成 右 同
 一破損舟 右 同
 一杭木 右 同

以上

右者當月五日風雨出水に當村立毛其餘御損以上之品々相調子奉指上候 己上

申 八月 小仁宇村庄屋 秋本和三郎 同御用代 秋本徳五郎

森 哲 藏 殿

次は慶應二年寅の大水で之には前後兩度があつて前のは七月朔日から連日連夜の大風大雨で七夕水を惹起したが大きなものは後の八月水で同月五日の霖雨に依つて七日の夜には明治維新以前に於ける空前絶後の大洪水で寅の水とて隠れがないが大正十四年七拾三歳の中山下司伊津太翁の直話によると同地の浦藏方(今の大内津喜藏父)に入水した位で同地其他に格別被害もなかつた話であるが阿井村庄屋御用代を勤めて居つた加藤清太郎の書遺された「天保四癸巳年より正記」と表記してある日記の中には慶應二丙寅年八月手記の項中に

一、八月五日より降續七日夜九ツ時(夜中)大風雨洪水に仁宇寶珠院前迄川水來る阿井神森裏迄

一、八月九日村中地痛見廻り御願相談御願造用割符並願紙面帳面認十一日同斷

一、八月十二日出府十三日御宅勤十四日御役所御地方に而地疹御見分願差出御受被成十五日歸り懸谷水支に付大井泊十六日同斷十七日大井發足和食に立寄組頭中川源兵衛へ申入御用相勤歸村

(中 略)

一、九月四日潰家政吉へ御手當被下爲御用森猪間助(南荒田野與頭庄屋)出張泊五日政吉並西納村直吉へ御手當銀被下且和食村潰家御手當被下に付我等罷出候様被申に付猪間助同道和食村へ出張

(中 略)

一、九月廿一日蓮臺寺へ出張潰家政吉御手當被下候節宿造用割符之儀に付秋本和三郎、柏木理右衛門出張村方教諭也十三日同斷内濟成

(中 略)

一、十月九日地疹下見分十日地疹見分として森匠次郎(中山與頭庄屋御用代)出張見分仁宇泊十一日同斷と見えて居る當時百合の荒地は其年秋中年貢免されたが尙正當の年貢は立たんといふ地面には三年四年五年杯被害の多少に應じて緘下仰付けられた其事實は次に掲げる覺書即ち命令書で明かである

覺

(勘田太郎氏所藏)

去寅秋中引高三斗六升七合之内 一高貳斗 慶長八年御帳 請納升四ツ六分 麥 無
 増米貳升七合六勺 去寅秋中引米六升六勺之内 右當卯午迄四年鍬下翌未年元高へ加り御年貢成
 去寅秋中引高三斗六升七合之内 一同壹斗六升七合
 増米三升三合 去寅秋中引米六升六勺之内 右者去寅秋一作鍬下に指繼當卯ノ年元高へ加り御年貢成
 去寅引中高四拾四石貳斗七升五合七勺成米貳拾石三斗八合四勺 一高九石八斗三升三合
 内受貳石四斗五升七合六勺 去寅夏納捨 山田織部上り知
 成米四石四斗九升六合貳勺 内受六斗六升五合勺生之内

増米壹斗六合八勺 去寅秋中引米六斗三升壹勺之内
 貳石四斗四升九合四勺 當卯より已迄三年鍬下翌午ノ夏元高元米受へ加り御年貢成
 成米壹石貳斗八升三勺 内受壹斗五升九合
 五石九斗六合八勺 當卯ノ午迄四年鍬下翌未ノ夏右同斷 増米四升三合貳勺
 成米貳石壹斗九升七合七勺 内受三斗貳升壹合 増米六升三合六勺
 貳石貳斗七升六合八勺 當卯ノ未迄五年鍬下翌申夏右同斷
 成米壹石壹升八合貳勺 内受壹斗八升五合九勺 増米六升三合六勺
 去寅秋中引高四拾四石貳斗七升五合七勺成米貳拾石三斗八合四勺之内 一高三拾四石四斗四升貳合七勺
 成米拾五石八斗壹升貳合貳勺 増米五斗貳升三合三勺 去寅秋引米六斗三升壹勺之内
 右者去寅秋一作鍬下に指繼當卯年ノ元高元米へ加り御年貢成
 去寅秋中引米壹石九合五勺之内 一米三升九合六勺 新田 畠 右同斷ノ四斗五升壹合ノ内増米壹升八合
 右者當卯ノ午迄四年鍬下翌未年ノ元米へ加り御年貢成
 去寅秋中引米壹石九合五勺之内 一同九斗六升九合九勺 右同斷四斗五升壹合之内 増米四斗三升三合
 右者去寅秋一作鍬下に指繼當卯年ノ元米へ加り御年貢成
 去寅秋中引米貳石壹斗五升之内 一米四斗八升七合三勺 右同斷壹斗三合八勺之内 増米貳升七合七勺
 内貳斗六合貳勺 當卯ノ午迄四年鍬下翌未年ノ元米へ加り御年貢成
 増米貳升五合七勺 壹斗四升四合 當卯ノ未迄五年鍬下翌申年ノ右同斷
 壹斗三升七合七勺 當卯ノ酉迄七年鍬下翌成年ノ右同斷
 去寅秋中引米貳石壹斗五升之内 一米壹石六斗六升貳合七勺 右同斷壹斗三合八勺之内 増米七升六合壹勺
 右者去寅秋一作鍬下に指繼當卯年ノ元米へ加り御年貢成
 去寅秋中引米貳升八合之内 一米四升三合八勺 隱 地

右者當卯ノ午迄四年鍬下翌未ノ年ノ元米へ加り御年貢成
 去寅秋中引米貳斗八合之内 一米壹斗六升四合貳勺 右同斷中引三株 増米七升九合三勺
 右者去寅秋一作鍬下に指繼當卯ノ年ノ元米へ加り御年貢成
 右之通申付候條可得其意候 已上
 慶應三卯年八月 稻田 榮 太郎 箕浦久左衛門 印
 那賀郡百合村 役 人 共 方 へ
 右の命令書は次の鍬下願に依つて見分の上下渡されたものである
 (表紙) 慶應三卯年 那賀郡百合村田畠大塚分取分奉願上帳 (勘田島太郎氏所藏)

(上 略)

慶長八年御帳之内川成開歸隱地
 もみの久 四畝壹斗貳升之内 田 畝 米四升三合八勺 二 郎 三 郎 去寅秋かり米貳升八合之内

(黄紙張付)

右は當卯ノ午迄四年鍬下翌未年ノ元米へ加り御年貢成
 寅秋中引米貳升八合之内 一米壹斗六升四合貳勺
 寅秋中引三株 一米七升九合三勺
 右者去寅秋壹作鍬下に指繼當卯年ノ元米へ加り御年貢成

(左は本文)

右者當村地疹奉願上御座候處□大塚分取分帳面に相認め奉願上候 以上
 慶應三卯年三月 那賀郡百合村庄屋 勘田倍藏 御用代 勘田準平 印 五人組 瀧藏 印
 武市長左衛門様 多田甚吉様 林記五郎様

又小仁宇村では山田大隅頭入の百姓共が其給人山田の用人北島順之助に宛て、荒地見分願出た願書は同地の舊庄屋家秋本嘉太郎方に残つて次の如くである

乍 恐 奉 願 上 覺

二ツ石四せご下上田百七拾三步之内 一 下上田 百 步 成壹斗三升四合九勺 名負 吉右衛門

但 水押上上流砂入無色同所

舟津上上田上田三百五拾歩之内 一 上々田 六拾七歩 成壹斗八升九勺 儀 右 衛 門

但 右 同 斷

同所同斷之内 一 上 田 九拾五歩 成貳斗四升貳合貳勺 久 三 郎

但 右 同 斷

同所上々田貳百八拾壹歩之内 一 上々田 百 歩 成貳斗七升 同 儀右衛門

但 右 同 斷

同所同斷之内 一 上々田 百八拾壹歩成四斗八升八合七勺 同 戸 一 郎

但 右 同 斷

同 所 一 上々田 百拾貳歩 成三斗貳合四勺 同 彌次右衛門

但 右 同 斷

步數合六百五拾五歩 成合壹石六斗壹升九合壹勺

右者當八月七日風雨洪水に付當村小谷筋並長川筋田地水押上土流等に而地疼に相成御年貢難相育迷惑奉仕候尤外株之儀者先達而奉願上御座候所右株之儀は落株に相成尙又此度奉願上は奉恐入御儀に御座候得共無據不得止事奉願上儀に御座候間何卒御慈悲を以御見分被仰付被爲下候得は百姓共は勿論私共迄難有仕合に奉存候乍恐右之段書付を以奉願上候 以上

寅 九 月 小仁宇村庄屋 秋 本 和 三 郎 印

山田大隅様御内 北 島 順 之 助 殿

年 中 行 事 (百合谷村)

- 正月元日 松火を点じ若水を自家の井戸より迎へるが先づ井戸中へ餅米、魚類、芋等(少量)を投ずるさうである其汲んだ水を甕に入れ手桶に残つたものを内縁に持ち來りこれにて洗面して神を拜がむ雜煮を食ひこれより社寺に詣で其後一般の年始の禮に出る
- 二 日 鍬初とて餅(上出通り)等を畑に埋め鍬をいたゞき仕事始め家には米つき初め餅のはやし(切ること)をする
- 四 日 山ほめ(方言)木の切り初めし其木を以て餅をたき食う
- 七 日 豆撒け所謂節分
- 十一 日 かけ初め竹二三本に幣をつけ(上出の通の餅など)を附けて立てる田始めである
- 十四 日 夕方早眠り夜中起きて点火し門松の一部にてカエ柱(削掛)を作つて三寶の米を粥に製しこれを桶に入れ柱をたゞく
- 十六 日 念佛日開け 獨姑講あり菴にて安穩息災を祈る
- 十八 日 觀音講 二月一日 家祈禱 一日講も(祝詞を唱ふ)ある
- 十八 日 家祈禱 全体が人まはり來る 二十日 大師講(一月より毎月)
- 三月二日 地神祭 三 日 節句
- 十日 金毘羅祭で休み 二十一日 多く休む
- 四月八日 卯月八日の休み 五月五日 節句休み
- 十八 日 家祈禱 六月一日 夏祭社に會食
- 七月七日 七夕祭り朝使用する道具を洗へば能く洗へると云ふ晩には舞台上に集り盆踊(太鼓鉦等を使用する)
- 十四 日 新佛は二年間火を上げる其家に行きこれより川に水棚を造り十四日朝百八燈を上げ歸りて一寸酒宴

あり佛の爲めに夜神踊がある宅にて水棚に全位牌を出し茶を上げる程よいて終日茶を供する

- 十四日 踊
- 八月一日 菴にて家祈禱
- 十八日 家祈禱
- 九月七日 山神祭にて山稼休み
- 十一月一日 大祭
- 十二月一日 餅つき(二十五日頃煤拂)
- 一月一日 家中で祝盃、若水はあき方より汲む、此水にて先づ洗面しこれより氏神詣(無言で)戸は開かせぬ屋暗い、雑煮は餅や豆腐等である
- 二月二日 やいと
- 三月三日 節句
- 四月八日 産湯(甘茶)は寺より貰ひ来り小供が汲む位
- 五月五日 節句草で屋根葺くシヨブ酒
- 五月七日 七夕神踊(十五日)の順序は山神、氏佛、氏神(十六日)秋葉社(十八日)盆には墓で芋殻を焚き内には水棚をする神踊の場所かはりの節途中に水を飲むが花屋が井戸を掘らんと云ひしも道寄の都合で八幡原の が内に出すとて今に手桶にて水を出す恒例がある
- 八月十五日 氏本祭 當家には團扇を掲げ置き元は騎馬で乗子は花笠を被り弓を持ち渡御の先頭にあつて當家の團扇を射る御輿かきは三日前より社に詰め身を清める當家頭は袴で神酒分與しつゝ行く
- 九月九日 節句 蛭子祭
- 十月廿四日 秋葉祭
- 十二月 正月の神棚にして板を釣したものはコモ天井を設ける
- 正月元日 若水迎 鶏鳴三唱と諸に主人が新調の手拭にて頬冠し新草履をはき松火(今は概ね提灯となる)を灯し井に行き福吸む徳吸む幸吸むと云ひつゝ若水を吸む
- 初詣 若水に身を淨め家族一同打揃ひ曉に産土神に詣で途中人に遇ふも先ず神に挨拶をしてからとて無言で行く
- 廻り 神詣り歸り雑煮を食し各戸へ廻り賀辭を述べて居たが今は公會堂に集合し御一同お目出度に畧し祝杯を擧げる
- 二日書初 學び兒を始め父兄等も新年に因める祝詞詩歌俳句を認め神棚に供ふ柴廻傍示民公會堂に集合し神前に榊の小柴束を供へ大祓を合奏し終りて長老榊束を下げ恵方に向ひ麻よしの諱言(風俗習慣編を見よ)唱へつゝ本をつかしこれを各自に二本宛頒ける
- 鋤初 昔は伊勢大神宮より御神符と俱に送り來すと云ふ榊の鋤に型される木にて畑の土を鋤き柴廻の榊を挿して居たが榊製の鋤は今は唯だ古老の言に留まり普通鋤と變つた

年中行事 (中山方面)

六月 月 祇園

五月五日 節句草で屋根葺くシヨブ酒

五月七日 七夕神踊(十五日)の順序は山神、氏佛、氏神(十六日)秋葉社(十八日)盆には墓で芋殻を焚き内には水棚をする神踊の場所かはりの節途中に水を飲むが花屋が井戸を掘らんと云ひしも道寄の都合で八幡原の が内に出すとて今に手桶にて水を出す恒例がある

八月十五日 氏本祭 當家には團扇を掲げ置き元は騎馬で乗子は花笠を被り弓を持ち渡御の先頭にあつて當家の團扇を射る御輿かきは三日前より社に詰め身を清める當家頭は袴で神酒分與しつゝ行く

九月九日 節句 蛭子祭

十月廿四日 秋葉祭

十二月 正月の神棚にして板を釣したものはコモ天井を設ける

正月元日 若水迎 鶏鳴三唱と諸に主人が新調の手拭にて頬冠し新草履をはき松火(今は概ね提灯となる)を灯し井に行き福吸む徳吸む幸吸むと云ひつゝ若水を吸む

初詣 若水に身を淨め家族一同打揃ひ曉に産土神に詣で途中人に遇ふも先ず神に挨拶をしてからとて無言で行く

廻り 神詣り歸り雑煮を食し各戸へ廻り賀辭を述べて居たが今は公會堂に集合し御一同お目出度に畧し祝杯を擧げる

二日書初 學び兒を始め父兄等も新年に因める祝詞詩歌俳句を認め神棚に供ふ柴廻傍示民公會堂に集合し神前に榊の小柴束を供へ大祓を合奏し終りて長老榊束を下げ恵方に向ひ麻よしの諱言(風俗習慣編を見よ)唱へつゝ本をつかしこれを各自に二本宛頒ける

鋤初 昔は伊勢大神宮より御神符と俱に送り來すと云ふ榊の鋤に型される木にて畑の土を鋤き柴廻の榊を挿して居たが榊製の鋤は今は唯だ古老の言に留まり普通鋤と變つた

六日の夜

鬼の目つき 家の周囲の戸口に夕方ヒイラを挿す

七 日

七草 七草と云ふ一種の草を煮た汁を神に供へ且つ家族の爪につける

十一日

初協議 一年中の其の部内の會計報告豫算其他年中行事等の協議

十四日

命長神に二人前を供へ家族も祝儀膳にすわり(不在者には陰膳を作る)新箸にて食し其の箸を神箸を最上に以下家長より順次に二本の繩にはさみ神棚に供ふ(此の行事は正五九月の各十四日にあり)

十五日

家祈禱 組々の各戸を大祓の祝詞を奏上し家運長久を祈り廻る(此の行事正五両月にあり尙十六日に念佛を以つて祝詞に換へる組もあり)

十六日

初會 亘那寺持福院の初縁日にて寺詣り

二月社日

地神祭 地神鎮座所に集合し五穀豊饒を祈る(春秋二回)

×日

祈念祭 村社矢鉾八幡神社神明社に町役場より奉幣使來り氏子一同參拜する

三月三日

上巳節句 雛祭り桃酒遊山

四月八日

釋迦出生 種々の花束を竿頭高く樹て花の枯るゝ迄置く

五月五日

端午節句 鯉幟菖蒲酒粕餅

六月十七日

祇園會 宵参りに賑ふ

七月七日

七夕祭 瓜茄子十八豆を五色の短冊に歌俳句等を書き笹につるし索牛織女二星に祭る

七月十四日

盆祭茄子の切刻みと白米とを混じ祖先の墳墓に詣り其の時麻殻と槓とを束ねた小束を墓前にて焚く又各戸に水棚を作り新佛ある家は川にも立施我鬼水棚を作る

十五日

神踊り 産土神境内にて高張提灯を持ちたる群集が輪を作り中に若衆の太鼓打手が古老が合唱す唄に拍子を合し踊り廻る其の節五色の紙にて張れる御殿造りの燈籠を架き廻りしも今は廢れて木造の骨のみ残る踊歌は(風俗編にあり)

九月九日 重陽節句 菊酒赤飯粟飯

十月四日

産土祭 村社矢鉾八幡神社の例祭(上傍示)町役場より奉幣使立ち神輿渡御嚴かに舉行する余興宵祭に名物の立花火(吹筒)あり晝は車樂先に音頭等あり

十月十一日

産土祭 村社神明社の祭禮(下傍示)右と同じ

十月三十日

新嘗祭両土産神に新穀を献す山神社角力新嘗祭式後同神社境内にて勝花角力がある近郷より力士が多數來り大いに賑ふ

(傳説) 首切馬と山女郎

中山の千棒ヶ瀧には昔夜な夜な山女郎が首切馬に乗つて出てびん／＼車で糸を引く昔之を認めた豪勇が鐵炮で狙つて夫を撃つたら平氣の顔で莞爾々々笑つて鐵炮の丸を拾つてから携へ持つたる玉手箱に入れたので又も撃つたら其通り幾度撃つても同じ動作を繰返したといふ話がある是は山窩と稱して通常人とは没交渉で山にのみ暮らし居つた女の跡を傳へたものと考へる次も全上山窩の男子の跡の傳説で此等は孰れも通常山の人と云はれたものであると合点せられて讀んで貰ひたい

仁宇谷の山父

仁宇谷(仁宇村には丹生(ニフ)大明神が鎮座してゐたので丹生谷(ニフダン)と稱へてをつたのを後に仁宇に誤つたのであるといふことである今では丹生大明神もニフダイミヨウジンと呼ばれずに字音でタンシヤウダイミヨウジンと呼ばれてゐる)の奥に林の深い二百餘年も前の話であるがその頃にはよく山父といふものが此山に現はれたもので花瀬村の露口某(徳川時代の末には御林番をつとめてゐた其先祖といふ)が或時山深く仁宇谷の林中を巡つてゐる時はからずも此山父といふ怪物に出逢つたのですばやく覗ひ定めて鐵炮で打つたけれども當つても通らないと見えて山父はたゞ嘲笑ひ乍ら進み來る様子である露口某はふと此時かうした怪物には鐵丸でなければ通らないといふ言ひ傳へを思ひ出したけれども鐵丸は用意してなかつたので急ぎ鉛丸に脇指の小柄刀(海部鍛工の鍛へた小刀であつたといふ)を込み添えて鐵炮で打つたところが手答あつて山父は忽ちに走り去つてしまつた跡を

見ると血が流れてゐるその血を慕つて行つて見たところが常に人も通はないところの窟があつて其内で山父は唸つてゐるやうなので露口某は急ぎ歸つて來たそれから四五日してから村の若者どもを催して例の窟に行つて見たところがそこには身長六七尺ほどの山父が僵れ死んでゐたといふことである
露口の子孫は永く先祖が山父を打つたといふ鐵炮を家寶として持ち傳へて居るさうだがこれは怪物を射つた弓、鐵炮の類を其儘大切に持ち傳へれば如何なる怪物も其子孫へ祟をすることが出來ないといふ言ひ傳へがあるからだといふことである(阿州奇事雜話)

大人の足跡

中山舟本といふ處には長壹間幅貳尺五寸で大きな人の足目に似た跡がある里人は之を大人の足跡と稱して昔此山に大きな一種の人間が住んで居て歩いた跡じやと云つて居る是は面白い傳説である

首切馬

小仁宇の長通の橋を渡つて上つた中程の左の田の端には大晦日の夜が來ると必ず首切馬が出る此處は軍に負けた落人が自害するとき乗つて來た馬を切殺したからであると傳へてゐる

女ヶ谷と馬淵

和食村の女の谷には夜中時々女の化物が出る此處は昔婦人が水行して居つたのを怪物と思はれ一武者に切られて落込み死んだ處であるから其死靈は往生するを得ずして迷ふて居るが爲である云ひ中山の馬淵には闇夜時々轡の音をじやん／＼させて馬が出る此處は昔落武者が乗馬を切込み其身も共に自刃して淵中に入り落命した處であると傳へて居る

姫塚

仁宇にある姫塚は昔仁宇の城主と小仁宇城主とが戦つた時仁宇負けて敗北し仁宇城陥落するに至つて城主の姫が城を拔出で逃げて行くのを小仁宇の軍兵追駈け行つて夫を殺して埋めた處であるといふ

茶碗ヶ淵

百合谷に茶碗淵といふ處がある此處は昔同地の藤原竹藏方の先祖が最盛時代に毎夜下女が夜深けた後に拔出て何處かへ行くので不審に思ひ或夜其跡附けて行て見たら下女はさんばら髪となり其淵の上なる岩の上で何やら茶碗に入れて食つて居るので其夜は其儘歸つたが其後幾度行て見ても同じやうにして居るので淵の主じやと思ひ込み一刀の下に切込んだ夫れで茶碗淵といふ名が起つたといつて居る現在其茶碗なりとて同家に残つて居る

湯谷と莓葉

阿井の湯谷の近隣では正月の注連には寒莓の葉を附けるが湯谷郷では之を用ひん其譯は同地の湯谷神社の境内に湯元があつて昔は煮ゆ湯が沸出て居つたが或時穢多が其湯で猪を焚き寒莓の葉に載せて食うたが夫より湯が出ずなつた夫れで正月神棚飾に寒莓の葉を用ひんやうになつたといふ

こすきの神

和食町の西端に子供の咳を止める叢祠がある咳を方言「こすき」といふので土人はこすきの神といつて居る此處は昔主従三人の侍來つて原を焼いたら大蛇二疋が咽せ死んだ夫が其後神に祝はれて子供が咳を起したとき願をかけたら忽ち直る此處に赤や白やの幟の立つて居るのは願を解いた印である

たゝり神

中山奥の谷に聖坊といふ至つて慾な坊主があつたが隣近所の者等が施す物が少いと常々小言を云ふて居つたが死んだ後隣に祟り出したので死体を掘出し釜で伏せて埋め直したら一時祟は止んで居つたが其後土地を開いて居つたとき釜を破つたので又もや祟出したので其後神に祝うて祭つたら祟は止んで今に至つて聖坊さんとして近所の者等は時々物を供へて崇らんやうにと願つてゐるといふ

第七編 所屬沿革

本町内中古以来の所屬沿革は阿波國郡村誌中に舊村町分が次の如く見えて居る

中山村は古時那賀郡に屬し中古那東那西二郡となるとき那西郡仁宇郷に屬し寛文四年甲辰五月舊に復し那賀郡に屬す舊所屬郷名詳ならず

和食村は古時那賀郡に屬し中古那東那西二郡となるとき那西郡仁宇郷に屬し寛文四年甲辰五月舊に復し那賀郡に屬す舊和食町土佐町と合して一村たりしこと享和三年郡村帳に見えたり往古所屬郷名詳ならず

和食町は古時那賀郡に屬し中古那東那西の二郡となるとき那西郡仁宇郷に屬し寛文四年甲辰五月舊に復し那賀郡に屬し舊和食村より分割年月詳ならず

土佐町は古時那賀郡に屬し中古那東那西二郡となるとき那西郡仁宇郷に屬し後寛文四年甲辰五月舊に復し那賀郡に屬す風土記橋に云舊和食原と云慶長年中土佐國人來り開發す後町をなせるに依て土佐町と稱す

百合村は古時那賀郡に屬し中古那東那西の二郡となるとき那賀郡仁宇郷に屬し寛文四年甲辰五月舊に復し那賀郡に屬す舊阿井村の支村なり

百合谷村は古時那賀郡に屬し中古那東那西二郡となるとき那西郡仁宇郷に屬し寛文四年甲辰五月舊に復し那賀郡に屬す舊阿井村の支村たり

阿井村は古時那賀郡に屬し中古那東那西二郡となる時那西郡仁宇郷に屬し寛文四年庚辰五月舊に復し那賀郡に屬す舊小仁宇村百合村百合谷村朝生村と合して一村たりしこと享和三年郡村帳に見えたり

仁宇村は古時那賀郡に屬し中古那東那西二郡となる時那西郡仁宇郷に屬し寛文四年甲辰五月舊に復し那賀郡に屬す舊谷内村榎谷村請野谷村馬路村平野村井野谷村竹カ谷村と合して一村たりしこと享和三年の郡村帳にみえたり

小仁宇村は古時那賀郡に屬し中古那東那西二郡となる時那西郡仁宇郷に屬し寛文四年甲辰五月舊に復し那賀郡

に屬す舊阿井村の支村たり

藩債募集の始末

明治維新の初に於ける藩主の財政は頗る多端で明治元年正月十七日藩主茂韶封を襲ひ同年三月八日阿波守に任せられた間に於て鳥羽伏見の役には藩兵大津驛を守つて賊に具へ朝廷關東を征し給ふに當つて家老稻田邦植勅を奉じて兵を出せは藩主亦上田友泰に命じて大原參議重朝に従ひ横濱を鎮せしめ尋で上京阿波守に任せられてから其儘京杯に留守し五月國に歸ると會津征伐の軍に藩兵上田友泰に率ゐられ白河口に向ひ藩主も亦兵を率ゐて江戸に至る不前後の費用は巨額を要した當時藩主は地方の人士に調達金の應募を奨励せしめて上洛東下の責を果した其募集は明治元年四月を以て打切つたが應募の様は美馬郡西端山村谷庄内氏の所藏する慶應四年(明治元年)四月諸郡調達金名面負數取約帳中に委しく見えて居る其應調總人員は一千〇十九人其總額八万九千四百七拾兩にして最高額は名東郡新居村久次米兵次郎參千兩で最低額は參拾兩平均一人八拾九兩餘であるが本町内の人物で同帳中に見わたるものは

一金七拾兩 和食村郷付浪人 日下喜惣次 一金五拾兩 小仁宇村郷付浪人 今川 幾郎

の兩人にして調達金に對しては定り通りの利足を加へて明治二已年より全八亥年迄七ヶ年間に元利割下げ支拂するといふのであつた其立証は前記谷家に

覺

一金八拾兩也

右之通致調達候に付御定之利足加え來已年亥年迄七ヶ年元利御割下被仰付處如件

明治元辰年十月 藤田禎之助(印) 庄野喜平太(印) 村田 道藏(印)

美馬郡西端山 谷幸三郎方へ

といふ文書が存して居るが谷幸三郎は當時の與頭庄屋で調達金募集の爲に盡力したので其元小高取格であつたのが小高取に昇格して同家が士族の基礎を築いた本町構の達調金奨勵者にも何かの恩賞があつたであらうと思ひ且

は調達模様の大體を知らせる爲に幸三郎に對する身居覺證文を次に掲げる

覺

美馬郡西端山小高取格與頭庄屋 谷 幸三郎

右之者儀此度之調達共身代之厚情取調人別調達員數等見込申出御東下に付再應取調之見込申出身分調査をも仕外者氣配引立前後大段之御用金出來且安政度調査御用之節も出精仕平素においても御用方多端骨折相勤候段心得宜尤之事に候向後小高取に申付居屋敷高貳石被下候

右之通當二月執政中被申聞候に付令寫指遣候也

明治二已年三月

民政御奉行

西端山小高取 谷幸三郎とのへ

舊藩主 家債仕解

阿波藩時代の太守から徳島藩の知事に移つた蜂須賀家も廢藩置縣となつて東京へ移住せられる時となつては舊藩内の住民から借上げ來つた家債の仕解(しごき)即ち借金を支拂をするを要した此時に當つて地方の名のある者等を介して年來の思澤に報ずるといふを名をして蜂須賀家から渡してあつた借用証文を其儘返上せしめる手段を取つたさうして百貫の形に編笠的の末廣料で手打となつた次に掲げる文書清川重吉氏所藏は其時の形見である

清川 龜五郎

今般御家債御仕解方に付彼是御頼に相成候所御主意を辨別いたし年來之御恩澤に奉報旨を以証文指上候段別而寄特に被思召依之爲末廣料左書之通被下置候事

辛未十二月

御家令

一錢貳貫五百文

以上

末廣料は扇子代で貳貫五百文は鐵錢貳千五百文銀子に直して貳拾五匁即ち今の貳拾錢である

維新以後の町村行政

久しく封建政治の下に隸して寛政の末年以前は郡奉行以後は郡代奉行の支配の下に属して町村行政の機關となつた町村役人の料理を受けても甘んじ來つた本町民も慶應三年十二月九日王政復古の大詔下つて自由の風の吹き初める明治維新は戊辰の春を迎へたが政事向には變りはなかつた去れども太守が久しく用ひ來つた松平阿波守といふ語が朝敵の名を得た前の將軍徳川家に因のあるのを忌憚つて正月六日に先太守大龍院齊裕は卒去したにも拘らず氏を昔の蜂須賀に復舊してから新しい政治の緒光を見初めたが夫より後の行政權移の模様は次の如くである

(一) 維新以降知藩事時代

此時代に入つても町村機關の役人は以前の如くで庄屋年寄の面々には阿井村の庄屋加藤光平同御用代清太郎百合村に肝煎勘田準平(後庄屋明治卅八年三月二日七拾三歳亡)小仁宇村に庄屋秋本和三郎(明治九年五月廿一日七十三歳病死)同御用代徳太郎(明治四年十一月八日八十六歳亡)和食村に殿谷勝之進(後勝二明治卅五年三月一日八十一歳亡)同御用代爲太郎(明治卅七年十二月十八日五十五歳亡)土佐町に年寄松田縫藏、和食町に同松浦三右衛門即ち佐喜次(明治卅三年七月廿二日七十六歳亡)徳田佐兵衛改佐平、中山村に與頭庄屋森哲藏の如きがあつた明治二年正月藩廳に執政、參政家知事の三局を置かれ尋で郡代奉行を廢して郡奉行となし那賀海部の郡奉行には安富治左衛門望月一馬を以てした然るに其年三月更に郡奉行を廢して民政奉行を置いた
此年六月藩主茂韻は封土版籍を奉還したが其月廿四日に改めて徳島藩知事に仰付けられた其年八月六日民政奉行を民政従事と改稱なつた斯くする内に同年九月十八日與頭庄屋の内から選抜して大庄屋を置き與頭庄屋庄屋以下の村町役人を統御せしめたが本町内には其選に當つたものがなかつた其年十一月肝煎をも一般に庄屋と稱せしめ從來苗字のなかつた者にも盡く苗字を名乗らしめ脇指御免でなかつた五人與にも残らず脇指を指さしめることゝなつた

明治三年庚午六月十一日是より先に牧民従事を置かれた時に牧民所をも置かれてあつたが此處に至つて民政所と改稱なつた其年七月廿八日中山の森哲藏は大庄屋となり其翌八月十五日阿井村の庄屋加藤光平は病死したが同人は多年の勤績と功勞とがあつたので歿後に於て追賞せられた次に掲ぐるは湯淺幾八氏の藏する同人追賞狀の文段である

那賀郡阿井村庄屋 加藤 藤 光 平

右者儀文化十一戊年庄屋役申付候處數年無間斷出精相勤候に付慶應二寅年御褒美被下置其後においても無間斷當年迄前後五拾七ヶ年之間相勤候段尤之事に候依之金貳百圓被下役義指免候事

庚午九月廿四日

民 政 局

庚午は明治三年で其年十月廿二日光平の後任として岩佐卯之八が阿井村庄屋で仁宇村庄屋兼帶仰付けられた其翌閏十一月一日富岡町に南民政局が開かれたので其日から中山の大庄屋森哲藏は同局の附屬判任出仕心得(官祿年方米拾石)仰付けられた其爲以前に引かれてあつた中山村の夫役三人引は取消されて村より上へ納めることゝなつた次に掲げる夫役帳の繼紙は其時の模様である

文化八未年中山村棟附改百姓夫役帳繼紙

(森 只平氏藏)

(上略) 三人

右は大庄屋森哲藏困窮に付爲加勢引遣有之處附屬申付候に付夫役申付候

(中略)

明治三千年十一月

南 民 政 掛

南民 政掛 黒印

森哲藏は今の森鈴吉の祖父にして一先當地の行政上には手を斷つ事となつたが明治四年三月一斷行で從來の町村役人を廢止せられた此時出された達書は次の如くである

大庄屋同御用代。與頭庄屋同助役御用代。庄屋同助役御用代。年寄同御用代。郷目附五人與。藍方制道役。空地下調役。砂糖益銀取立役。銀札目附。

右夫々今般御改正に付役儀解放申付候條無洩布告に相及可申候也

辛末 三月

南 民 政 掛
那賀郡中 大里長同補中

當時本町請持は南荒田野村(今の新野町大字豊田)の大里長補森万作であつた此改革に於ては上に見えたる諸役人を廢すると共に獨立して居る町村を併合して番組組織とした當時本町内の土佐町和食町、和食村、中山村阿瀬比と共に第廿七番組となり小仁宇、仁宇、阿井、百合、百合谷の諸村は朝生と共に第廿八番組となつた斯うして組には一名の里長又は里長補を置き其下に村町受持の與頭或は組頭補の外村町毎に若干名の手番伍長を置いた當時出された諸達條目等は段々あるが里長與頭心得方條目中の主要な点を折出すと

- 一、番中合併一村と相心得候御趣意上諸事同心協力して全治に歸し候様盡力す可き事
- 一、大里長より布告物其餘達之事是有る節を停滯なく里長より與頭へ達し與頭より觸使を以伍長へ傳へ伍長より組内人別へ申聞け萬事梗塞なき様取行申べし里長は從前之大庄屋與頭は庄屋伍長は五人與に對し候様可心得事

一、訴訟事願人甲の伍長を相手乙の伍長へ申談じ相濟候様取計ひ相濟ざる時は與頭へ申出協力説諭又片着かざる時は里長へ出て共に盡力致し其上にて落合不申時は發端より掛りく之伍長與頭里長等手懸し始末相認め添書又は奥書にして其手大里へ願出させ候事

但し訴訟を手懸け候節は節を着嚴重に聽斷すへし尤伍長は袴持合せ無之は羽織にて苦しからず與頭里長に於ては必着袴すべし

一、諸御用に付出戸する時は與頭已上は必帶劔着袴すべし(中略)

一、里長より大里長へ指出す紙面堅紙は殿當て横切は様當てたる可く與頭伍長えの配は中殿當たるべし與頭伍長より大里長へは様當て里長えは殿當たる可し與頭より伍長へは中殿當たるべし尤伍長より與頭へは殿當たる可き事(下略)

とあるので其大要が思ひやられる又里長心得郡中制法等も出されたが大同小異であるから省略して當時本町部内の廿七番廿八番兩組内で命せられたる里長與頭等の配置模様を示すと次の如くである

廿七番組 里長補 中山村 森 受 平。與頭補 同 森 匠次郎。與頭 阿瀬比 宮崎虎太郎。

同 和食町 松浦佐喜次。同 和食村 殿谷爲太郎。
廿九番組 里長補 百合村 勘田 準平。與 組 阿井村 岩佐卯之八。同 朝生村 矢野 谷藏。
同 小仁宇村 秋本和三郎。同 阿井村 加藤清太郎。

右の配置の役人中村の頭に○を附けたるものは本町外で里長補は席の上から一等下るが其職權上と事務とに於いては里長と少しも違ひはなかつた與頭と與頭補とも亦同様であるが右に見えたる廿七番組中山村の與頭補森匠次郎は同年十二月廿二日組の併合役員の異動があつた場合に與頭となつてをる又其番併合には本町内關係の兩組には少しも關係なく役員の異動もなかつた尙又廿七番組の内であつた土佐町と仁宇村とは與頭も同補も見えんが之は組内連帶責任であるから土佐町は和食から仁宇は小仁宇からを主として其他の與頭も共に管掌したものである又里長や里長補は其組内の長として其地の與頭をも兼ねたは當時の規定であつた以上は禮服用で民政所へ出頭して辭令を請取り請書を出した面々で當時の給祿は里長八石同補六石與頭四石同補三石であつた此改革で諸役人の扱は給祿制度となつたので庄屋以下に下されてあつた加勢夫は村々から官に納める事となつた夫れで森只平氏所藏の文化八未年和食村棟付改百姓夫役帳に

三人 四歩

右之庄屋加勢五人組頭四人觸使加勢に引遣有之處解放に付夫役申付

貳 歩

右は百姓茂右衛門御年貢取立役勤中引遣有之處解放に付夫役申付

二十八番組 小仁宇村 仁宇村 百合村 朝生村 百合谷村 阿井村 勘 田 準 平
右里長補申付候事 辛未三月 南 民 政 掛

小仁宇村平民 秋 本 和 三 郎

二十八番組 小仁字村 仁字村 百合村 朝生村 百合谷村 阿井村
右與頭申付候事

辛未三月

右の二例を見たら里長(里長補)與頭(與頭補)も皆同一責任といふのも別るが請書は一つを挙げたら孰れも同様であるから次には一例を掲げて他は類推して貰うとする

南 民 政 掛
百合村平民 勘 田 準 平

私儀廿八番組里長補被仰付給祿として米六石被下置難有仕合奉存候右御受御禮申上候

明治四未三月廿六日

右の請書は控であるから宛名がないが南民政掛御中とするのは勿論である又組長は多数であるから一々挙げるに違はないが辭令は大里長(又は大里長補)に來たのを寫して送らる當時の伍長は脇指を指したといふのと森万作が本町構の大里長補であつたといふのは次に掲げる辭令の(小延嘉代太氏藏)の一つで諒解せられる

覺

江

中山村百姓 小 延 長 九 郎

右伍長申付勤中脇指差免之事

南 民 政 掛

辛未三月

右受相渡候也

森 万 作

當時の伍長は脇指指すのを名譽とした位で全く義務の扱を受けてゐた

以上の如くにして明治四年辛未七月十四日に至り廢藩置縣の勅諭に依つて德島藩は廢止となつた

(二) 廢藩置縣後區制時代

明治四年七月德島藩は廢止となつて德島縣が置かれたが同年十一月名東縣と改稱なつた此間に於ける本町内舊村町の行政は以前の如くで森哲藏は明治五年四月七日の辭令で南民政附屬權少屬(屬はさくわんと讀む其官祿現米貳拾六石)から仁宇谷五拾八ヶ村支配の大里長(勤中十族)に轉歸した其俸祿現米拾貳石大里長補の森万作(舊名猪間太)は俸祿現米拾石であつた然るに明治五年四月區制が布かれて富岡の民政所も廢止となり大里長以下以前の村々役人は伍長を除くの外同月六日限りで解放された

証

(勘田島太郎氏所藏)

一百拾五貫六百八拾八文 給 祿 一拾參貫六百五拾文 筆紙墨 〆百貳拾九貫參百參拾八文

内 參拾七貫四拾文 割符銀立用 同 參拾七貫九百拾九文 二月九日直御渡被仰付候分

同 七貫六拾文 二合掛米代立用 〆八拾貳貫拾九文 殘四拾七貫參百拾九文

右之通給祿殘錢員數之通此度替濟御渡被仰付隨て受取申候 已上

壬申八月廿日

岩 佐 卯 之 八 印

勘 田 準 平 殿

當時岩佐卯之八は與頭で勘田準平は其上役たる里長補であつたは既に述べたが如くである又當時の諸割賦物の種目は次に掲げる仁宇阿井百合三村諸割符物伺出の文書の面で大体推量とするを得る

明治四未年十二月廿八番組當季村々諸割賦物奉伺上帳

小 仁 宇 村

- 一 錢貳貫百文 但當春中山村舊大庄屋御用で飛脚七ヶ度壹度に付參百文宛にて本文之通
- 一 錢壹貫八百文 但舊五人與中山大庄屋へ御用に付二度賃飯代壹度に付九百文宛本文之通
- 一 同 六 貫 文 但當四月御上知御受帳引合に與頭罷出三人役富岡止宿拂共一日貳貫文宛
- 一 同 參 貫 文 但村方道路取調に付百姓三人役壹日壹人に付壹貫文宛本文之通

一同貳拾五貫文 但當春戸籍調之節舊庄屋舊五人與廿五人役壹人に付壹貫文宛
 一同參貫四百文 但右帳仕立之節紙貳束代參貫四百文壹束に付壹貫七百文宛
 一同壹貫貳百文 但當春戸籍御用に付深瀬村舊庄屋佐藤源太郎殿止宿料本文之通
 一同壹貫貳百文 但右御用に付立江村右同小田米吉殿止宿右同斷壹泊り本文之通
 一同壹貫貳百文 但百合村里長補御用飛脚二十度賃壹度に付六十文宛本文之通
 一同拾參貫六百五拾文 但村方御用に付與頭手元に相用書紙五束半代九貫參百五拾文三束に付壹貫七百文墨
 三挺貳貫百文筆拾壹對代貳百文壹對に付貳百文宛にて都合本文之通

合五拾八貫五百五拾文

七步 内 四拾貫九百八拾五文但八拾壹石參斗壹升七合割 壹石に付五百貳文九步五厘參毛
 參步 通 八拾七貫五百六拾五文夫六人六歩々割 壹人に付貳貫六百六拾壹文參歩六厘壹毛四

とあて終に

仁宇村 阿井村 百合村

右之通常季諸割符物奉伺上候 己上

未 十二月

百合村里長補 勘 田 準 平

南出張所

とある斯くて區制が布かれた明治五年四月に阿波國內の郡々を夫々大區とし大區を分つて小區となし縣下は大區
 小區に別かたれて本郡は第九大區となり本町内の舊村町は今の桑野村の内山口、阿瀬比の二村同上新野町の内北
 荒田野村(今の荒田野)同上延野村の内朝生、鮎川、牛輪、入野の舊四ヶ村及び今の相生村の内竹ヶ谷を除いて谷
 内、平野、馬路、井ノ谷、榎谷、相名、内山、請ノ谷、西納の諸村と共に第九小區に屬した此時第九大區の區務
 所は富岡町に置かれて第九小區の區務所は山口村に置かれた當時は大區の長を戸長といひ小區の長を副戸長とい
 つた今の本郡内其時の九大區巨頭の戸長(今の郡長)は中島浦の中川庄三郎で九小區の長たる副戸長は山口の瀧源

吾であつた森哲藏は此時に當分十小區の副戸長となつて赴いた其年六月五日の辭令で副戸長の下に用掛が置かれ
 た次には其時に於ける用掛配置の模様を示さう

山口、阿瀬比、中山受持 森 受平 和食村町、土佐町、小仁宇、阿井、仁宇受持 殿谷爲太郎

平野、井ノ谷、受ノ谷、相名受持 勘田 準平

本町内より出たるものは以上の三名にして百合、百合谷の両村受持は他の數村と共に北荒田野の太田勝太であつ
 た同年九月九日大區の戸長は區長となり小區の副戸長は戸長となつた此時代に於て中山村森哲藏は區長となつた
 其後明治七年一月一日より用掛は村長と改稱なつた此前後に於ての印鑑調貢稅調荒地年季明檢直此等の模様は次
 の帳簿と願書のあるので大体想像するを得る

(表紙)明治五十年十一月百合谷村伍長平民人別印鑑奉指上帳

(勘田島太郎氏所藏)

(内部)

吉本彌太郎印	西原 要吉印	坂本 茂平印	伍長 藤原 次吉印
宮崎宇太吉印	新田清太郎印	轟 政 藏印	伍長 小山 梅吉印
谷山 兵吉印	松浦 元吉印	川野善太郎印	井上 陸太印

合

右之通人別印鑑形取揃へ印鑑帳相認奉指上候 己上

明治五十年十一月五日

百合谷村 藤 原 次 吉

勘田 準 平 殿

明治六年癸酉八月第九大區那賀郡九小區百合谷村高反別貢稅取調帳(勘田島太郎氏所藏)

第九小區百合谷村伍長 藤原 次吉印 用掛 勘田 準平印

(上略)

(宛)

右之通相違無御座候

戸長 瀧源 吾印

明治七年三月廿八日指上税荒地年季明御檢直御願帳(入野村) (勘田島太郎氏所藏)

牛輪村高買取調帳(明治六年酉九月)

戸長 瀧源 吾 村長 勘田準平

明治七年十月村長と伍長との間に伍長頭が置かれ此時和食の日下猪之五郎小仁宇の秋本和三郎其他に伍長頭となつたものもあつたが同年十一月八日附の達で村長伍長頭を廢して副戸長を置いた翌八年五月三日區長六等級改正の達があつて七日附で戸長副戸長は孰れも一等二等に別れて拜命したが同年八月九日區長正副戸長公選の達があつて十二月八日一統職務差免されて夫々公選せられ坏して居る内に明治九年八月廿一日名東縣廢止となつて阿波國は高知縣へ合併せらるゝ布告が出たが彌九月に合併なつたは現在の新野町役場に存して居る七八小區の官吏録に

番外(朱書)

第九大區 區長

今般の廢藩置縣に付土地人民本日高知縣へ引渡候條此旨爲心得相達候事

明治九年九月十八日

元名東縣

と富岡の九大區務所から移牒せられた跡書のあるのを見れば疑はれん當時の戸長は區務所副戸長は自宅勤務であつた

此年十二月十九日公選區戸長を廢して再び官選となすべき達があつて其月廿二日附正副戸長の各等辭令は發表せられた當時に於ける大區(本郡)區長は中川庄三郎にして九小區正副戸長の顔觸は次の如くである

- 戸長之部 一等 山口村 瀧源 吾。 二等 和食村 殿谷爲太郎。(他村省略)
- 副戸長之部 一等 和食村 日下猪之五郎。(他村省略)
- 二等 中山村 森受平。 同 百合村 勘田準平。(他村省略)

一等戸長の瀧源吾は今の桑野村内山口村で本町内の者ではないが當時は中山村に對する外に九小區全般の長であるから特に加へた副戸長となつては受持區内が外れて居る他村の者は省略したが上に見えたる殿谷爲太郎は十小區の二等副戸長を勤めて居つた其後和食の松浦房次郎が出て九小區十小區の二等戸長となり一等戸長となつた経路は明治八年和食町戸籍簿中に戸主松浦佐喜次長男房次郎とある頭に

阿波國第九大區九小區二等戸長兼學區取締補申付候事 高知縣

明治十年十二月十七日 當分一等戸長兼區務取締心得兼任申付候事 高知縣

とある

明治十一年十一月廿五日戸長を副區長と改め副戸長を戸長と改めたが間もなく郡區改正の布告が出て富岡の九大區務所、山口の九小區務署も廢止となれば區長以下従前の村々役人は残らず同年十二月末日限りで廢止となつた

(二) 郡區改正村役所時代

明治十二年一月郡區改正實施せられて大區小區の組織を廢し郡町村の組織となり板野郡吹田の人吉田次郎を郡長として那賀郡役所は富岡町に開かれた夫れと同時に和食町には鶴城貞平宅を借上げて和食町三ヶ町村役所が置かれて和食町土佐町和食村小仁宇村を管し仁宇村には岩佐卯之八宅を借上げ仁宇村外三村役所が置かれて仁宇、阿井、百合、百合谷の四ヶ村を管した是より先明治十一年十二月三十一日附で和食の日下猪之五郎は和食町、土佐町、和食村、小仁宇村戸長百合の勘田準平は仁宇、阿井、百合、百合谷四村の戸長を申付けられた其辭令は(勘田島太郎氏所藏)

- 阿波國第九大區九小區戸長 勘田準平
- 那賀郡 仁宇村 阿井村 百合村 百合谷村 戸長申付候事
- 但等外壹等相當

明治十一年十二月三十一日

高知縣印

といふのであつた其他は數推すべきである
中山村は阿瀬比と共に山口村外二村役所に屬して山口村の瀧源吾が戸長の支配を受けた當時管村内と稱して記別といつた再記すると和食記別、阿井記別、中山記別といふのであつた戸長の下には用係、筆生等があつた當時の戸長は今の町長と収入役の事務を兼ね用係は今の助役、筆生は書記と見ればよいのである
明治十二年三月六日戸長は孰れも學區取締兼務となつた其辭令の例は勘田島太郎氏所藏を出した

勘田準平

高知縣那賀郡 仁宇村 阿井村 百合村 百合谷村 戸長兼學區取締申付候事

但年俸金五拾圓支給

明治十二年三月六日

高知縣印

といふやうなものであつたが其翌明治十三年三月阿波國は高知縣から分離して高知縣德島支廳の跡今の處に德島縣廳が置かれたが引續其他の都合で其翌四月に以前の戸長は孰れも勤續で辭令書丈は次の如くに書換へられた

勘田準平

那賀郡 仁宇 阿井 百合 百合谷 村戸長申付候事

明治十三年四月十六日

德島縣印

其後明治十九年四月に至つて仁宇村外三村役所は和食町外三ヶ町村役所に併合せられた以上の時代に於ける和食町外三ヶ町村役所の戸長は日下猪之五郎(明治十二年一月一日乃至同十九年三月三十一日)用係は殿谷猪藏(同上)にして仁宇村外三村役所の戸長は勘田準平(明治十一年十二月卅一日拜命十四年二月十五日辭職開屆)次に松浦房次郎は明治八年和食町戸籍に朱書で

那賀郡 仁宇 阿井 百合 百合谷 村戸長申付候事

明治十四年三月一日

德島縣

とあつて退いた時は不明であるが明治十六年一月中頃前後らしく次の戸長前田實太郎(相生村榎谷の人)は明治十六年一月三十一日附で拜命して居る同人は明治十九年三月卅一日其翌月併合せられる影響で退いた同役所の用係は柏木理三太之を勤めた

明治十九年四月一日以前の両記別は併合せられて和食町外七ヶ町村役所は現れた其管轄區域は和食、土佐の二町と和食村、小仁宇村、仁宇村、阿井村、百合村、百合谷村の六ヶ村にして戸長は日下猪之五郎和食町外三ヶ町村戸長より併合の前月三十一日附で任せられ用係も亦同上殿谷猪藏に申付けられたが其後殿谷猪藏は退いて井村幸三郎之に代つて戸長と終始し明治廿二年九月卅日廢廳の時に至つた此間に於て松浦房次郎は同記別の兵事世話役になつた事實が明治八年和食町戸籍の同人頭に朱書で

那賀郡和食町外七町村兵事世話役に囑

明治十九年七月廿四日

斯くて町村制實施の前に至り郡長高井幸雄は戸長日下猪之五郎に對して同年七月二十二日附で

町村制實施期日發令に付町村制第三百一十一號に依り初度の議員選舉に關し鷺敷村長及同村會の職務並に條令を以て定む可き事項は其官に於て取扱ふ可し

と發令した夫より日下戸長は其意を體して圓滿の結果を見るべく考慮に考慮を重ねて居る内九月十六日附を以て日下戸長は准判任官七等に陞叙せられた

是より先中山村は和食記別と合体すべく交渉あつて其議が纏り瀧源吾及其子の庸太郎が前後して戸長となつて治めて來た山口村外二村の記別を離れて本町内に屬する機運を來たし遂に町村制實施の秋に至つた

(四) 町村制實施後現代

明治廿二年十月一日町村制實施の時に至つて前の和食町外七ヶ村記別の和食村、和食町、土佐町、小仁宇村、仁宇村、阿井村、百合村、百合谷村の二町六ヶ村と山口村外二村記別の一なる中山村とを包有して本町の前身鷺敷

の新村を組織し舊町村は大字として存せしめ鷺敷村役場を以前の和食町外七ヶ町役所のあつた處に置いた斯くして日下戸長は郡長の命令通り鷺敷村會議員の選舉を行ひ自治の機關を造つて任務を果した是より以下は役場の處に至つて述べる

(甲) 鷺敷村役場

當役場は既に述べたる如く町村制實施の曉より創設せられて初度の村會議員としては日下猪之五郎、藤田和三郎、松浦房次郎、弓張善作、助岡近吉、元木理之八、今川靜太、青木多賀藏、小原竹藏、八田鶴三、下司千賀藏、今川茂曾太の面々が選出せられて前の和食町外七町村戸長日下猪之五郎を名譽職村長に土佐唐和吉を有給助役に擧げ尋で徳田俊太郎を以て収入役とし井村孝三郎、吉田一則、北淵永三郎等を以て書記となして自治機關は完備した斯くて明治四十一年七月廿日町村制實施の前日迄を本町役場前身の村役場時代となす此時代の初に於て大字中山村に上分、中分、下分の三區、大字和食村に字八幡原、字北地、字西北地、字南川、字西在、字田野の六區、其他各大字町村を一區とし合計十六區の區毎に一名宛の常設委員を置いて處務の便宜を計ることとして町村實施の時代に及ぼした

(乙) 鷺敷町役場時代

明治四十一年七月廿日町村制實施せられて鷺敷村は鷺敷町と改稱せられた夫れと同時に當町役場の時代に入つたが町長以下の吏員と議員は村役場時代の惣てが繼承した其後明治四十三年十一月大字和食町字七拾七番ノ一に今の役場が新築竣工して移轉した敷地は町有貳畝拾八歩にして建物模様は次の如くである

- 和洋折衷木造二階建瓦葺(役場)壹棟 内 階下 事務室 貳拾坪六合 當直室 貳坪貳合五勺 土間 四坪
- 五合 廊下壹坪五合 二階集會場 貳拾四坪五合 押入 貳坪 和風平屋建瓦葺(附屬建物)壹棟 倉庫兼食堂建坪六坪

其後大正四年四月一日大字の町村號を廢して中山、和食、和食郡、土佐、小仁宇、仁宇、阿井、百合、百合谷として之を本町行政區劃として今に至つた行政自治の模様は圓滿にして吏員の勤績頗る長く町村制實施以來前町長

日下猪之五郎が勤績二十一年餘にして明治四十一年二月戸籍に入るの餘儀なきを見るに至つて其後を承けた現任町長松浦芳太郎が今に在職して居る如きは縣下に稀なる處である其他の吏員の如きは前に掲げる一覽表で見てもふべき事として本町は仁宇谷物貨の集散地にして下層労働者の出入繁く五十六戸の特種部落もあつて細民は納税の義務心乏しく徵稅事務上幾多の支障があつたが日下町長時代より惡弊の矯正と納稅思想の向上誘掖に務めたが町税は納期内に完納するの美績を擧ぐる事が出来なつた

縣町稅合併令書の制を採り十六名の常設委員は全書の交附と督勵に活動し町長よりは郡内に於ける町村稅收成績表及び前記に於ける常設委員受持區内の成績表知事よりの表彰狀寫杯を一般に配布し督勵に努めた結果で縣稅は明治三十八年度以來町稅は明治四十五年度より納期内完納の美績を見るに至り八幡原、百合谷、土佐、中山二區百合上分小仁宇下の如きにあつては納稅貯金組合を設け杯して公課徵收改善の補助をした其他の方面に於ても夫々相當の手段を取つて助けたので唯に徵稅ばかりでなく役場の事務は一般に向上するの今日あるに至つた次には町村制實施以來の吏員が移動の模様を示さう

明治四十一年七月廿日以降は村制が町制となつた

其一 町長

明治二十二年十一月十二日當選同年十一月十九日認可 日下猪之五郎

五期引き續き當選 明治四十四年二月十三日病氣退職 松浦芳太郎

明治四十四年二月廿八日當選同年三月九日認可 現 在

三期引き續き當選

(備考)明治四十一年七月廿日以前は村役場以後は町役場で村長と町長との名稱は變るが實質が更らんから一括して掲げた此餘の吏員も村役場時代と町役場時代は之に倣うて知られたい

其二 助役

町制既出

明治廿二年十二月十四日當選 明治廿八年十二月五日死亡 土佐 唐和吉
 同 卅三年十月十三日當選 同 卅四年八月卅一日病退 日下 佐代太
 同 卅四年九月廿八日當選 二期 北淵 永三郎
 同 四十二年十月三十日當選 同 四十二年二月七日病退 今川 菊次郎
 同 四十二年二月十五日當選 三期 現任 勘田 島太郎

其三 收入 役

二十二年十二月九日任 二十六年十二月八日滿期 二期二十九日十月十日辭任 德田俊太郎
 二十九年十月十五日任二期目 三十三年十一月三十日病氣辭職 青木多賀藏
 三十三年十二月二十二日任三期目 四十三年十一月二十七日病死 生杉 德見
 四十二年十二月一日任二期目 大正六年九月二十日辭任 小延嘉代太
 大正六年十一月十三日 三期目 現任 小林 次助

次には書記であるが記述の都合もあるので町村制實施當時の者は既に掲げた處に譲つて次には夫れに接續した其後のものを掲げるとする

其四 書記

明治二十二年十月就職 二十九日十月三十日退 井村 孝三郎
 明治二十二年十月就職 二十七年九月四日辭職 吉田 一則
 明治二十二年十月就職 明治三十四年九月退職 助役となる 北淵 永三郎
 明治二十五年就職 三十三年十二月十七日 職收入役となる 生杉 德見
 不詳 退 萩原 直信
 就職 不詳 三十四年三月九日退職 貴田 岡直
 二十八日二月一日任 三十二年四月一日退 和多 利助

不詳

明治三十三年就職 明治四十一年二月退職 吉田 治雄

就職 不詳 三十五年四月三十日退 岩瀬 輝太

三十五年七月一日 大正十三年九月四日退 清水 甚

三十五年七月二十日 現任 瀧 勢

不詳 三十六年九月三十日退 收入役となる 小延 嘉代

就職 不詳 卅六年六月二十九日退 市川 米三

不詳 明治四十年十一月退職 讚岐 富

明治三十八年八月日就職 現任 徳田 正太

明治四十一年四月一日就職 現任 中谷 藤

明治四十一年四月一日就職 大正四年二月三日死亡 木村 丈太

明治四十一年四月一日就職 助役となる 勘田 島太

明治四十三年四月一日就職 同四十四年十月十六日退職 徳田 茂次

大正三年十二月廿六日就職 大正九年一月廿一日退職 東田 儀

明治四十四年十二月一日就職 大正三年十二月廿五日退職 籠原 儀

大正六年五月十日就職 現任 小原 德太

大正九年一月二十二日就職 現任 湯原 波太

大正十三年九月十五日就職 現任 野村 一

次には町治に至大の關係を有する町會議員の議員の移動の模様を表出する
 鷺敷町會議員移動表 (村會時代含有)

就職年月	退職年月	在職年月	氏名	就職年月	退職年月	在職年月	氏名
明治廿二年十月	明治四十四年二月	廿一年 五ヶ月	日下猪之五郎	同	明治四拾三年十月	六ヶ月	西谷由太郎
同 廿五年十月	大正二年十月町 村制改正失職	廿六年	徳田圓太郎	同	同 四拾年十月	六ヶ月	岡川彦太郎
同 四十年十月	大正二年十月町 村制改正ニヨリ 失職	六ヶ月	小山種太郎	同	同 三拾七年十月	六ヶ月	上野 治平
同 卅七年十月	同前	九ヶ月	助岡 儀平	同	同 卅一年十月	六ヶ月	杉山 伊藏
同 卅二年十月	明治三十年四月	七年 六ヶ月	藤田和三郎	同	同 廿五年十月	三ヶ月	助岡 近吉
同 廿五年十月	同 卅四年十月 大正二年十月町 村制改正失職	拾貳ヶ月	場合 儀藏	同	同 卅七年十月	拾五ヶ月	元木理之八
同 四十二年十月	大正二年十月町 村制改正ニヨリ 失職	三ヶ月	秋本嘉太郎	同	同 廿一年十月	九ヶ月	今川 静太
同 四十二年十月	同前	三ヶ月	湯源 幾八	同	同 廿五年十月	三ヶ月	青木多賀藏
同 卅四年十月	明治卅七年十月	三ヶ月	近藤 茂平	同	同 廿八年十月	六ヶ月	小原 竹藏
同 卅七年十月	同 四十二年十月	九ヶ月	小延嘉代太	同	同 廿五年十月	三ヶ月	八田 鶴藏
同 卅七年十月	同 卅七年九月	拾四年拾壹ヶ月	松浦房次郎	同	同 廿五年十月	三ヶ月	下司千賀藏
同 卅一年十月	同 四十年十月	三ヶ月	宮崎 利吉	同	同 卅二年九月	六年 拾一ヶ月	森 匠次郎
同 卅一年十月	大正六年十月満期	十九ヶ月	田中荒太郎	同	同 四拾貳年十一月	十年 一ヶ月	今川菊次郎
同 卅五年十月	大正二年十月町 村制改正ニヨリ 失職	二十一年	福多 政吉	大正十年	大正十年十月十九日	八ヶ月	野口 有藏
同 卅二年十月	右同	貳拾四ヶ月	弓長 善作	大正二年十月	大正六年十月	四ヶ月	澤田 喜平
同 卅八年十月	明治四拾五年四月 月死亡	拾六年 九ヶ月	徳野 武平	大正二年十月	大正十年九月	七年 壹ヶ月	日下佐代太
同 四拾年十月	大正二年十月町 村制改正ニヨリ 失職	六ヶ月	清川 重吉	大正二年十月	大正六年十月	四ヶ月	湯村賀太郎

大正二年十月	大正三年四月退職	七ヶ月	宮本梅太郎	大正十年十月	大正十四年十月	四ヶ月	武田 只吉
大正五年五月欠補	大正十年十月十 九日満期	五年 四月	上野文太郎	大正二年十月	大正十三年十二 月十三日辞任	同	福多 政吉
大正二年十月	(三期)	十二ヶ月	岡川 林八	大正十年十月	大正十四年十月	四ヶ月	秋本金二郎
大正六年十月	(二期)	現	前田徳太郎	大正六年十月	満期	四ヶ月	弓長 重作
大正十年十月	(二期)	同	下司 六平	大正六年十月	大正十四年十月	同	加藤 國助
大正十年十月	大正十四年十月	同	田中荒太郎	大正六年十月	満期	四ヶ月	北野 米藏
大正十年十月	満期	四ヶ月	寒川包太郎	大正六年十月	同	同	前田 岩二
大正十年十月	同	同	和田清次郎	大正六年十月	同	同	助岡徳太郎

大正十四年十月二十日改選に依る當選就任したる町會議員左の通りである

- 森 藤之 前田徳太郎 下司 六平 田中荒太郎 和田清次郎 原 勘藏 福多 政吉
- 湯村賀太郎 秋本金二郎 宮本照太郎 加藤 國助 前田 岩二 田村 多平 助岡徳太郎

常設委員

町村制實施の初明治廿二年十月に當選就職したのは森藤太郎、場合儀藏、八田鶴三、徳本勝藏、徳野武平、坂本和藏、藤田幾九郎、小原竹藏、柏木優藏、弓長善作、杉山伊藏、宮崎利吉の面々にして現在の在職者と配置の模様は次の如くである

- 森 藤之(中山上分) 桑村 章藏(中山中分) 葛原 儀平(中山下分) 延谷久間太(和食字八幡原)
- 佐藤三策(和食字北地) 兼西藤次郎(和食) 澤田 喜平(和食) 湯淺 仲藏(和食村)
- 水牧 品藏(和食村) 糸林與三郎(和食) 木田專太郎(土佐) 今田恒太郎(小仁字)
- 柏木治五郎(仁字) 桃井 虎藏(阿井) 河田 庄吉(百合) 轟賀久太郎(百合谷)
- 弓長和太郎(仁字)

大正十四年十一月十日改選就職したる當選委員の氏名左の通りである

岡川 種藏(中山上分)	千本 六平(中山中分)	葛原 儀平(中山下分)	原 庄五郎(八幡原)
日下 賢作(北地)	中谷八百吉(南川)	山崎 官平(田野)	湯淺 仲藏(西在)
兼西藤次郎(西北地)	岡作平(町)	木田良太郎(土佐)	今田恒太郎(小仁字)
大津 新一(仁字)	柏木治五郎(仁字)	北野 米藏(阿井)	河田 庄吉(百合)
吉本 理市(百合谷)			

學務委員

大正九年十月廿三日選任以來今に至れる學務委員は次の如くである

前田徳太郎。板東卯平。糸林賢三郎(死)岡川林八(退)大江武七(退)西谷由太郎。加藤實太郎。生杉庄太郎(退)三木春語。高岡儀八(退)野口有藏。阿川明六。殿谷隆二。村井宗次郎。小西虎吉。

次には兵務世話役を記載すると松浦房次郎の履歴に明治十六年七月廿四日和食町外七町村兵務世話役囑託と見えたる外は次の如くである

兵役世話役

原萬壽雄(死)勘田佐市(死)西谷由太郎、丹生勝久、松浦芳太郎、板東豊助(死)日下佐代太(死)西田豊吉、森鈴吉、岡川松太郎、前田徳太郎、宮島平五郎、和田清次郎、仁木庫吉、元木萬作、助岡徳太郎

大正元年八月十二日	町醫 囑託	殿 谷 隆 二
大正二年九月十五日	和食阿井中山三小學校 校醫 囑託	殿 谷 隆 二

縣會議員

本町から縣會議員に選出せられたものは明治十八年十一月十八日縣告示第一八一號の補欠選舉に和食の松浦房次郎が當選した後同年十二月廿二日半數改選にも亦同人の當選となり其後明治廿六年二月七日の普通選舉に於ても

同じく松浦房次郎が當選した外選出せられたものはない

次には郡會議員であるが之は郡制施行と同制廢止の史實に關聯するので其心して次に掲げる

郡制と郡會議員

本郡役所は明治十二年一月開始せられたが郡制實施は其後同曆二十四年四月にあつて當時の議員定數は一町一村一名を原則として總數二十名迄であつたので人口少數の村では他町村と合併して一選舉區を作つて居つた此時本町は相生村と合併の一選舉區であつたが明治二十四年五月五日第一期の選舉の時には相生村から前田實太郎が出た後同曆二十七年五月五日の半數改選には前任者が留り同三十年五月五日の半數改選には前田實太郎が再選して其後當町和食町から補欠として松浦房次郎が出たが當時の議員は大地主議員と普通議員の兩種があつたが當選舉區には大地主(地價一萬圓以上を所有する者の互選)議員はなかつた普通議員は任期が六個年で三個年毎に半數改選を爲す仕組であつた

其後明明三十二年に一大改正あつて其後は一部改正のまゝ繼續せられて居つたが大正十年四月十二日郡制廢止に關する法律發布せられて其翌大正十一年度限りで自治体としての郡は消滅するに至つた此間に於ける本町は一選舉區となつて其後に選出せられた議員は次の如くである

德田圓太郎	明治卅二年十月十日當選同卅一年十月十日再選同年十一月十五日選舉で郡參事會員となつた
松浦芳太郎	最初德田圓太郎の補欠となつて出で明治四十四年十月十日の選舉に當選して一期完勸した
日下佐代太	明治四十四年十月十日大正四年十月十日、同八年十月十日の各選舉に當選して明治四十四年十一月五日知事より時特選郡參事會となり其後大正四年十月廿六日同八年十月廿八日の各郡參事

會員選舉に當選した其後郡會副議となつた

小原國太郎 日下佐代太の補欠となつて出で郡制廢止の時に至つた

以上の内小原國太郎は最終の郡會議員であつたが爲に郡長から次のやうな感謝狀と紀念品とを贈られて居る

感謝狀

郡會議員 小 原 國 太 郎

郡治に參與し功勞尠からず仍て別紙目錄の紀念品を贈呈し感謝の意を表す
大正十二年三月三十日 德島縣那賀郡長正七位勳六等 豊 崎 長 藏 印

(別紙)

目 録

一瓶 懸 戸籍創始と其後の模様 壹 個

明治三年庚午九月に棟附帳を廢して戸籍編製を始めたが其時民間では色々無根の浮説が起つたので其年十一月南
民政掛より懸賞的に南方三郡へ觸れられた公文で勝浦郡勝占村三浦乃武氏方に藏して居るのを見ると

戸籍編製に付壹人前參厘之税金可取立且丑年産之者は夷人に可賣渡午年産之者は生血可被吸浮説有之趣に相聞
以之外之事に候編伍は以前之棟附に而百姓之系統紊亂無之後年に至候ても歴然相分り相民誘掖之善を勸め惡を
なからしむるは御主意之良法にて一人前參厘之税金取立夷人に賣渡生血を吸取候様之義決而無之事に候此段厚
申聞年號取改等之義等不致様熟々説諭可致申聞不相用又は浮説を唱候者共有之において吃と咎可申附右様之
者有之訴出候においては何者によらず褒美可指遣候此段申聞置者也

午 十 一 月

南 民 政 掛

とある右の文面は原文其儘であるので兩假名書込假名間違などもだん／＼あるが是も當時の時文として内容は面
白く其空間の迷説と人智の程を知らされた

是より先其年二月に下人は一切解放された其公文は椿泊の廣田新太郎氏方に残つて次の如くである

從前之下人解放申付平民たるべく候條右下人有之候向に住處名前書附に其住處管轄之民政掛に來月十日迄に
可指出候也

二 月 廿 七 日

德 島 藩 廳

其年九月平民に苗字を稱せしめる官名下り明治四年八月穢多非人の稱を廢する令出で、全く四民同等の基礎を築
かれ其翌明治五年正月廿七日達二月辭令で本郡内を九區に別つて區毎に戸籍取調掛を置いて改正戸籍編製に従事
せしめた當時本町内の中山は第六區に屬し其他は八區に屬して次の如くに戸籍取調掛を配置せられた

第六區 山口村 郡附卒 桑原芳二 第八區 和食村 村附卒 德田佐平 阿井村 與頭 加藤清太郎

斯くて六區の桑原芳二は本町分では中山村の調に干與し第八區の德田佐平は和食村より仁宇ノ津渡に至るの間加
藤清太郎は仁宇ノ津渡を渡つて仁宇、阿井、百合、百合谷方面の調に干與し伍長と共に編製したのが現在町役場
に存じて居る明治五年壬申戸籍である其後明治八乙亥年更に改正あつた後には八年毎に改正すると定められたさ
うして今の如くに進歩したのであるが戸籍濫觴當時の身居は士族と平民とに別たれ平民は更に卒び郡付卒、村付
卒の外神職、僧侶の如きを除けたら農工商其他の職業別で區分した最初の士族は和食村山田弓藏同上佐藤集安の
兩人で卒は和食町井上兵次郎、仁宇村柏木理三太二人であつたが卒は其後に士族に編入せられたことは士族の處
で述べるとして郡附卒は小仁宇村に關山和藏、竹内力藏見え村附卒は同村に谷幾太郎、古一富藏、長船安藏、
今川和吉、森下金五郎、福富周藏、今田和太郎、近藤元藏、加次木久吉、川田喜八、今代國藏、福島岩平、近藤
藤藏、中村磯吉、元木榮吉、富永作太郎、栗本與平、栗本茂平、原浦吉、木下折藏、石川龜吉、石川政藏、三木
早藏等が見えて居る當時の郡付卒村付卒は軍役金を納めて居つた職人側は明治五年の戸籍に見わた處と其後の模
様を示すと次の如くである

- 和食村 四十九番借地板東儀問太所持家 工鍛冶父宗平亡 鐵砲鍛冶石川友八方 石川和太次
- 五十三番借地大西春太所持 工鍛冶父道榮亡 鐵砲鍛冶今は自轉車屋原勘藏方 原 喜代太
- 和食町 三拾六番地主殿谷爲太郎所持 商藍染山口村 後阿井へ移轉し現時東京にて藥 森 和五郎
- 和食町 三拾六番地主殿谷爲太郎所持 父熊藏二男 種商森久次郎 現代甥兵次郎大野神應院住職禪 水田 春吉
- 貳拾壹番屋敷 工鍛冶中山村 稱木藏郎亡六男 津と稱す 後菓子屋今は蕎麥屋の三原喜平方三原 文八
- 四拾九番屋敷居住松田清平所持 商宿屋

四拾六番屋敷 商宿屋父和平亡 後飲食店となり今は絶家 中川阜五郎

四拾七番屋敷 造酒商松浦佐喜次は別に述べるから抜いて

貳拾五番屋敷 工石工 養父要藏亡 今は其跡なし 藤田仁藤太

貳拾九番屋敷 商紺屋 父治平亡 今の松下方吉方 松下龜石

三拾五番屋敷 工大工 父新右衛門 今は其跡なし 泉良藏

拾三番屋敷 商藍染 父藤平亡 絶家 青野龜吉

貳拾番屋敷 工粉師 養父藤平亡 今は孫龜太郎材木商 和田豊吉

貳拾七番屋敷 商藍染 父清藏亡 現戸主養孫仁平代 青木市藏

三拾壹番屋敷 商藍染 父峯藏亡 其後轉住 高坊源藏

貳拾貳番屋敷 工鍛冶 養父久米藏亡 現代爲吉子安太郎菓子屋 高岡爲吉

拾三番屋敷 工粉師 父政吉亡 今は其子覺太郎自轉車商 沖米藏

拾五番屋敷 工グンド細工 父基吉亡 今は養子万平の世で矢張檜皮屋 加藤鐵藏

貳拾八番屋敷 工粉師 父爲藏亡 今は直平宿屋業 仁木嘉藏

三拾四番屋敷 工グンド細工 父源兵衛亡 今は子の万平世で矢張檜皮商 坂部惠市

六番屋敷 工大工 養父力右衛門亡 今は孫一に運送業 川田喜八

仁宇村の造酒商新屋やく酒屋の處に譲つて略し次は 今は長男勇次郎世で同業 柏木吉平

同村八番屋敷 商藍染 養父梅吉亡 今は孫幸信代で運送業 金谷楠太郎

(附記)問家は先祖熊助以來六代百三十餘年間繼續の表紺屋である(身居紺屋参照) 今は孫幸信代で運送業 吉岡秀藏

三番屋敷 工鍛冶 父文藏亡 子久吉北海道へ移住

五拾三番屋敷 商藥種 父喜太郎亡

同所内借宅吉岡秀藏所持 商藍染父當村甚助亡二男子常八北海道行 北原 虎吉

以上の外別に述べたる神職僧侶醫師の如きを除けたら各村共に孰れも農業で其後の異動は餘りにないが戸籍編製以前に起つた官から強制的の名替の奇歴がある

名替の命令と實行

椿泊の廣田新太郎氏方に存する文書を調べて見るに明治三年庚午の末に次のやうな名替の命が下された 今般從

朝廷國名並舊官名を以通稱に相用候義被停候に付士族松平民に至迄左書之通稱名替いたし候様可有之事

但一字を頭に相用候儀は不苦事

何兵衛。何左衛門。何右衛門。何太夫。何之進。何之亟。何之允。何之助。何之介。何之亮。何輔。何佐。何裕

庚午十二月

南出張所

右の結果で明治五年戸籍改正前には續々名前を改めた其内少しの例を挙げたら仁宇の柏木理右衛門は理三太、小仁宇の湯村要助は要治、和食町の徳田佐兵衛は佐平、同町松浦三右衛門は佐喜治、同町中川源右衛門は早五郎、和食村殿谷勝之進は勝一、中山の下司谷助は谷平と改めたか如き類はだん／＼あつた夫れで明治八年戸籍改正以前の其年二月十三日太政官右告第貳拾貳號で

平民苗字被差許候旨明治三年九月布告候處自今國苗字相唱可申尤祖先已來苗字不分明之向新苗字を設け候様可致此段布告候事 太政大臣 三 條 實 美

と公布があつて復舊した

士族

明治維新後直ちに士族に編入せられたものは和食の山田家東北地の佐藤家にして佐藤は前身小性の別家より士族となつたは醫師の處に述べてある又山田家は明治五年壬申二月和食村戸籍簿に

二十一番屋敷居住 當縣士族山田勇次郎別家厄介 父照藏亡 士族 山田 弓藏 壬申年四十二

土佐町高坊源八伯母 妻
土佐町坂部惠市姉 妻

とある之は徳島家中の別家厄介で藩政時代に羽振を利用した結果であるが弓藏は階級制度が廢止とならない少し以前に内職として板類を徳島方面へ積下げて賣つて居つたが爲に丹生の船乗延藏に板積下しの賃錢二百目を借つて居つたが拂はぬので明治元年七月廿五日に延藏は酒に酔うて仁宇を通れる弓藏に出會つたから催促した上句に悪い花が咲出して「侍々」と意張つても船荷下しの賃錢が拂へんではないか」と云出して遂には「指した刀は飾であらう我は切れまい」杯といひ出して罵つたが弓藏は堪忍して家來赤堀八十吉が召連れて仁宇の渡に渡るとき船頭に延藏を渡さぬやうにと止めて置いたが延藏は腹の立つまゝ川を渡つて小仁宇の長場迄追つかけ來つて「侍なら切つてみい」と暴言吐かれて血氣にはやる弓藏は堪忍袋も切れはて遂に切付け生殺にして和食町迄歸つて來た時板東半兵衛といふ者に出會つて其有様を話したら「生殺してはないから止めを刺して來られよ」といはれて再び引返し延藏の苦む處へ行て見ると延藏は両手を合せて「もう悪うムいしました助けて下さい」と頼んだがどうも止めを刺して歸つた當時はまだ侍肌の利目があつた時代にかゝつて居つたが爲に中折半枚に無禮の趣認めて指出したばかりで何の咎めもなかつた斯うして明治十二年六月十九日四十九歳を一期として弓藏は天命を盡つたが先妻りきは故あつて離縁となり後に娶つたブンが夫の死後に一時戸主となつて居つたに森和五郎の娘でブンの姪に當れるユキを養女として相續せしめた間にだん／＼下向となりユキが死亡の後は暫時相續者も定らず時日を過した間に前町長日下猪之五郎等は名家を絶やすを口惜しがつて前戸主ユキの妹ゲンを森家から移して戸主には居るたが其手續が後れた結果で士族は切れて現今平民に編入せられて居るのは口惜しい同家の分家と稱する山田芳藏は其實弓藏の母ブンの甥で同家で人と爲つたが爲に弓藏生存當時に分家に据ゑて山田を名乗らせたるものである其後に士族となつたのは明治八乙亥年和食町戸籍簿に

二十四番屋敷 父卒兵次郎亡 士族 井上八太郎 天保十四年十二月十九日生 乙亥年三十三
とある之は明治三年家中下士の面々が士族に編入せられた際には小高取無格者杯の如くに純粹の士分でなかつた

爲に明治二年に設定せられた護國徴兵團の旨趣に基き士族の下に卒とせられた系統で明治五年八月更に士族に編入せられたものである同家は其後絶家となつたが爲に従前の身分は不明である
仁宇の柏木家も此種に屬する士族にして八代理三太が明治維新後五町の切田は召上げられたが小高取として與へられた屋敷地一石七斗五升六合六勺の証文面から明治三年卒となり明治五年八月更に士族に編入せられた理三太の長男優藏に至つて明治三十六年九月十二日和食村西在八拾六番地の二へ移轉した同人は天理教の信者にして天理教和食出張所建築募集中へ四百貳拾圓を寄附して其發展に資した事がある次には明治維新後今日に至る間の歴代を掲出する

九代	理右衛門改	理	三	太	明治廿二年三月二日卒	享年六拾七
十代	養	子	松太郎	藏	大正五年二月十四日卒	享年四拾七
十一代	養	子	松太郎	藏	同十年二月四日死亡	享年參拾六

を經て現戸主幸吉はコツル後夫で大正十年十二月十五日宮濱村曰ヶ谷藤原貞吉が二男の身で當家に入つて今に至つた

穢多非人取扱(下)

藩政時代に於ては平民よりも下階に置かれて下り者じやと輕侮せられた穢多や非人も王政復古の恩澤で解放されて平民同様たるべき權利を得た其時出された達書は勝浦郡勝占村三浦乃武氏の内に存して次の如くである

穢多非人等之稱被廢條自今自分職業平民同様たるべき旨被仰付候に付頭並裁判等之名目は廢止申付候に付而は以後不都合之儀無之様且市郷におゐて請持先相定候儀御指留以管轄里長至急可相達事

尙々總規息之儀は未評儀中に付追而可相達候也

穢多番非人之稱被廢候に付盜賊召取方之儀里長與頭へ相任候に付而は其外之適宜に應人聊相居相應之給村中より取立相渡候様可遂了簡候以後伍中之者盜賊相働率出之節は伍中之者付添可罷出候他村又は無籍之者召捕候而は其處之者附添率出し候様無違漏可觸知旨管轄里長與頭へ至急候也

辛未九月十七日

南 出 張 所

明治の初に於ける人数の様は阿波國郡村誌に見わた本町分は次の如くである

中山村 人数明治九年一月一日調

男 參百貳拾貳口 平民 女 參百貳拾九口 同 總計 五百五拾壹口

他出寄留 男貳口 平民 他より寄留 九口 男五口 女四口 平民

和食村 男 五百七口 士族三口 平民五百 四口 女 四百五拾四口 士族三口 平民四百

五拾壹口 總計九百六拾壹口

和食町 男 百五拾口 平民 女 百貳拾四口 同 總計 貳百七拾四口

土佐町 男 八拾八口 平民 女 八拾七口 同 總計 百七拾五口

百合村 男 百五拾六口 平民 女 百六拾九口 同 總計 參百貳拾五口

百合谷村 男 貳拾九口 平民 女 貳拾七口 同 總計 六拾六口

阿井村 男 九拾參口 平民 女 九拾九口 同 總計 百九拾貳口

仁宇村 男 百貳拾貳口 平民 女 百五拾壹口 同 總計 貳百七拾參口

小仁宇村 男 百五拾九口 平民 女 百參拾六口 同 總計 貳百九拾五口

他出寄留 男壹口 平民

戸數

明治の初に於ける舊村町の戸數の様は阿波國郡村誌中に次の如く見えて居る

中山村 戸數明治九年一月一日調

本籍 百貳拾九戸 平民 寄留 三戸 同 社三 村社貳 無格社一 寺 壹 真言宗

總計 百參拾六戸

和食村 本籍 貳百拾貳戸 士族貳戸 平民貳百拾戸 社拾四 村社壹 無格社拾參 庵七 真言宗

總計 貳百參拾參戸

和食町 本籍 六拾五戸 平民 社壹 郷社 總計 六拾六戸

土佐町 本籍 四拾壹戸 平民 社貳 無格社 總計 四拾參戸

百合村 本籍 五拾九戸 平民 寄留壹戸 平民 社貳 村社 庵貳 真言宗 總計 六拾四戸

百合谷村 本籍 拾貳戸 平民 社壹 村社 庵壹 真言宗 總計 拾四戸

阿井村 本籍 四拾參戸 平民 社參 村社壹 庵壹 真言宗 總計 四拾七戸

仁宇村 本籍 五拾八戸 平民 社七 村社壹 無格社六 庵壹 真言宗 總計 六拾六戸

小仁宇村 本籍 五拾八戸 平民 社貳 村社壹 無格社壹 庵壹 真言宗 總計 六拾壹戸

牛 馬

明治の初に於ける舊村町の牛馬の數は阿波國郡村誌中に見えた所は次の如くである

中山村 牛馬明治九年一月一日調

和食村 牡牛 貳拾六頭 牝牛 六拾頭 牡馬 拾壹頭 牝馬 貳頭 總計九拾九頭

和食町 牡牛 五拾貳頭 牝牛 參拾四頭 牡馬 參拾壹頭 總計百拾七頭

和食町 牡牛 貳頭 牝牛 九頭 牡馬 參頭 總計拾四頭

土佐町 牡牛 貳頭 牝牛 貳頭 總計四頭

百合村 牡牛 貳拾八頭 牝牛 七頭 牡馬 六頭 牝馬 四頭 總計四拾五頭

百合谷村 牡牛 拾頭 牝牛 貳頭 總計拾貳頭

阿井村 牡牛 貳拾貳頭 牝牛 壹頭 牡馬 六頭 牝馬 壹頭 總計參拾頭

仁宇村 牡牛 貳拾五頭 牝牛 五頭 牡馬 參頭 牝馬 貳頭 總計參拾五頭

小仁宇村 牡牛 拾四頭 牝牛 拾五頭 牝馬 六頭 總計參拾五頭

舟

明治の初に於ける本町内の舟に種類と數とは阿波國郡村誌中に次の如くである

和食村	舟明治九年一月一日調	日本形五拾石未滿荷舟	七艘	漁舟	壹艘	總計八艘
和食町	渡舟	壹艘				
土佐町	日本形五拾石未滿荷舟	參艘	漁舟	貳艘	總計五艘	
百合村	日本形五拾石未滿荷舟	貳拾艘				
仁宇村	日本形五拾石未滿荷舟	六艘				
小仁宇村	日本形五拾石未滿荷舟	拾八艘	漁舟	貳艘	總計貳拾艘	

明治維新警察治安

(一) 徳島藩以降大小區時代

明治維新後徳島藩時代に於ても警察治安の模様は以前の如くであつたが明治四年三月郷目附同心等は廢止となり其年九月に番非人も亦廢せられて盜賊召捕は里長や與頭に一任せられた其時南出張所から出された達書に次のやうなものがある

(上略)

(勝浦郡勝占村三浦乃武氏藏)

穢多非人稱被廢候に付盜賊召捕方之儀里長組頭へ相任候に付面は其外々之適宜に應人聊相庇相應之給村中取立相渡候様可遂了簡以後伍中之者盜賊相働率出之節は伍中之者附添可罷出候他村又は無籍之者召捕候得ば其處之者附添率出し候様無違漏可觸知旨管轄里長與頭へ至急可相達候也

辛未九月十七日

南出張所

其年十一月名東縣となり其翌五年五月大區小區の制が敷かれて里長與頭は廢止となり尋で邏卒が置かれた明治六年各郡に邏卒出張所が置かれたが邏卒は明治七年巡査となり巡査も亦同年九月に廢止となつて小區に警邏

を置かれた當時和食の松浦房次郎は警邏となり山口村の區務所に屬した此時九大區長であつた中山の森哲藏は警邏長を兼ね九小戸長であつた山口の瀧源吾は警邏副長兼務となつた當時本町内は惣べて山口區務所の警邏副長及び警邏の管轄區域に屬して居つたが明治七年九月十三日今の本町和食郷(當時和食村)山田弓藏宅を借上げて和食屯所を置いて警邏二人を配置せられた當時の管轄區域は加茂村以西延野村以東の各村荒田野村、山口村、阿瀬比村で其廣袤東西四里南北三里であつた

明治八年一月警邏を邏卒と改稱した其月廿七日付で松浦彦次郎は警邏から二等邏卒となつたは同人の履歷書に見えた處であるが同年七月辭職した其辭令(松浦芳太郎氏所藏)は下の如くである

依願職務差免候事

三等邏卒 松浦房次郎

明治八年七月十三日

名 東 縣

履歷書には「明治七年九月十三日警邏申付けられ」同八年一月廿七日二等邏卒申付けられ」とあるのに上の辭令に三等邏卒とあるのは何かの間違であらうと思ふ此時代に於ける邏卒及び同副長の費用は大區に割當て縣廳庶務課に於て徵收して支辨した次の文書(松浦芳太郎氏所藏)は其時の面影である

邏卒費上納義一目瞭然記載雖形を以相達有之處于今上納無之且一大區中副長之費用其大區割當り左之通候條悉皆取纏來る十日限可相納候也

四 月 一 日

庶 務 課

九大區 區 長 中

一金貳拾八圓五拾貳錢

明治八年十月邏卒を廢して巡查を置いた其翌九年十月名東縣は廢止となつて阿波國は高知縣に合併せられ十年二月富岡に警察出張所が置かれた時和食屯所は之に屬した其年三月富岡警察出張所が警察署となつたとき和食屯所は富岡警察和食分署と改稱なつた

(二) 郡區改正以降現代

明治十二年一月大區小區は廢止となつて富岡に那賀郡役所が置かれ明治十三年三月高知縣の管下を脱して德島縣が置かれた以來本町内の警察治安の模様は鷲敷分署の管區に屬して居るから次には和食分署の沿革模様を述べるとする

富岡警察署鷲敷分署

本署は和食屯所の發達したもにして明治十年三月富岡警察出張所が富岡警察署と改稱せられて以來は富岡警察和食分署と稱し始めた其後の模様を略述すると分署と改稱なつてより明治十四年の末に至るの間の署長は巡查にして氏名も今では不明であるが明治十五年内務省乙第二号を以て警部補を分署長に充てる事となつたので一等巡查湯淺傳三郎が警部補心得を以て當署長となつて以來の署長は別つて居るが終に述べる事として明治十四年十月以來當分署管轄區域も違警罪裁判管轄は富岡警察署に屬して居つたが明治十六年十二月違警罪裁判所管轄區域に改正あつて和食櫻谷分署管内を當所が管轄する事となつた

明治十七年六月警察區劃に改正あつて當所の管轄部内は本郡の内和食町外六拾五ヶ町村及び海部郡の内小計村となり櫻谷分署は交番所と改められて當署に隸した其後明治二十一年一月櫻谷交番所は派出所と改稱なつて矢張當署に隸屬した此月十七日七區の受持を定められ同年二月加茂村は離れて富岡警察署の管區に屬した同年五月七日當署の區劃を和食町外六拾九ヶ町村と定めて海部郡小計村は高園分署へ荒田野村は富岡警察署の管區となつた以上の時代に於ける當署は阿波國郡村誌中和食町の處に

富岡警察署和食分署 東町東の方字町にあり

と見えて居る以上の時代にあつては民家を借上げ充當して居つたが明治廿一年四月廿七日今の廳舎と附屬官舎が新築落成なつたので之に移つた敷地は三畝貳拾九歩で之は松浦房次郎の名義であつたが時の分署長森義矩之を憂ひた戸長日下猪之五郎有志者松浦房次郎の兩名に謀つたが兩名は率先盡力して寄附を募つて今日あるに至らしめたと鷲敷分署の記録にある

明治廿二年三月廿五日更に管區の變更あつて山口、阿瀬比、水井、細野、大井の各村は當分署を離れて富岡警察署の所管に移つた同年三月廿五日西納、櫻谷兩派出所を廢して西納、延野、櫻谷、澤谷の各村に巡查を駐在せしめ受持區を六區に別つた又廿四年五月二日那賀警察署和食分署と改稱同廿七年三月三十日本町阿井に巡查駐在所を新設せられ同廿九年五月十三日坂州木頭に巡查部長派出所を置かれた明治三十五年六月廿九日和食分署は今の如くに鷲敷分署と改稱なつた和食分署時代の分署長の移動は次の如くである

和食分署時代分署長移動表

就職年月日	退職年月日	理由	職名	氏名	就職年月日	退職年月日	理由	職名	氏名
明治十五年一月一日	明治十五年十一月十五日	轉任	警部補	湯淺傳三郎	同	同	同	同	鎌田近太郎
同前	同	同	二等巡查	清田好吉	同	同	同	同	折目綱喜
明治十六年十月十六日	同	同	警部補	加集明滿	同	同	同	同	本庄伴吉
同	同	同	同	島村謹策	同	同	同	同	西川喜三郎
同	同	同	同	大坂和五郎	同	同	同	同	荒井小一
同	同	同	同	森義矩	同	同	同	同	富澤杉次郎
同	同	同	同	本庄七三郎	同	同	同	同	西村徳男
同	同	同	同	赤澤敏太郎	同	同	同	同	西村兵次郎
同	同	同	同	新居賢太郎	同	同	同	同	同

富岡警察署鷲敷分署

明治卅五年六月德島縣告示第百五拾壹號で郡名を冠稱したる警察署の名稱を總べて其警察署所在地の地名を冠稱することゝなつたので那賀警察署は富岡警察署と改稱なつたと共に和食分署は富岡警察署鷲敷分署と改稱なつて

今に至つた其後の分署長の移動を次に表出せう

鷺敷分署長移動表

就任年月日	退任年月日	理由	職名	氏名	就任年月日	退任年月日	理由	職名	氏名
明治卅六年三月三日	明治三十七年六月一日	同	警部	西村兵次郎	五年十二月廿五日	同	同	同	中村熊太郎
同 卅七年六月一日	同 卅九年三月三日	同	同	井出多一郎	九年十一月十一日	同	同	同	小池 藤吉
同 卅九年三月三日	同 四十一年九月廿二日	同	同	齋藤 半同	十一年五月 日	同	同	同	岡本 源吉
同 四十一年九月廿二日	大正元年八月八日	同	同	八木田 民五郎	十三年四月 日	同	同	同	向島 孝衛
大正元年八月八日	同	同	警部補	坂本物之助	十三年十月十五日	同	同	同	笠谷 儀藏
同 二年六月十四日	同 四年五月七日	同	警部	吉田 太吉	同 十三年十二月十一日	同	同	同	警部補 橋本 友大
同 四年五月七日	同 五年十二月廿五日	同	同	寺岡彦太郎	同 十五年七月 日	同	同	同	

鷺敷警察署

大正十五年七月一日を以て當分署は本署昇格し海部四木頭は其管區に入つた同日警部補板東清春署長に就任した

富岡區裁判所和食出張所

明治二十一年十一月一日鷺敷町大字和食字町五拾六番地に開廳し同四十三年八月十四日同町大字和食字町三拾貳番地に移轉し大正十二年四月十五日同町大字和食郷字南川拾七番地に廳舎を新築して移轉した其敷地は百五拾坪六勺にして廳舎建坪三拾三坪九合九勺土藏建坪拾貳坪八合は大正拾年より同拾貳年に至る三ヶ年繼續事業として本町に於て新築經營した其工費六千四百拾圓三拾六錢を要した管轄區域は最初鷺敷町、延野村、相生村、日野谷村の一町三村であつたが大正拾年六月廿二日より加茂谷村の内大井、細野、水井の三大字を區域に加へて今に至つた歴代の主任書記の如きは一々詮議の限りでないが現在の主任は大正十四年五月調で裁判書記田村啓一である

第八編 田 畠 制 度 (下)

明治維新の後となつても明治九年以前にあつては田畠制度も阿波藩時代を踏襲した次に掲げる高物成請帳の如きは其面影の一である

明治二己年御高物成御請帖

一高貳拾石四斗七升壹合 小仁字村 内 叁石六斗四升九合九勺 川成 内 壹斗壹升 慶長八年御帖

右者元請に維開歸天保十三寅年御積米付に被仰付與株立

同 壹石壹斗壹升六合 御請納升四ツ貳分 麥無

内 九斗壹升六合 去卯方已迄三年御鍬下翌午年方元高へ加り御年貢成

同 貳 升 去卯方未迄五年同斷り翌申年方右同斷

延寶四年 同 貳斗八升六合

御請納候四ツ貳分 麥無

右者去卯方已上上年御鍬下翌午年方元高へ加り御年貢成(中略)

夏 上 一銀札九分五厘 三割増貳歩相共

但桑綿五匁五分文化十二亥年奉願上綿百目に付三割増貳歩相共拾七匁貳分三厘八毛替を石代銀

札上納に被仰付候

所 守 一米貳斗八升 隱 地 一米六斗四升五合八勺 麥三斗參升貳合

七 畝 廿 歩 一米貳合貳勺

畠田増米六文四年方

田畠四畝拾壹歩程 一米壹升貳合

三矢義龜様御檢知無高寫内米御檢地有之迄御藏へ上納

畠壹畝廿五歩 一米八升四合

空の開六明八年方 麥三合

夏冬兩度奉公人請銀三割増貳歩相共 一銀札拾四貫八分九厘

麥貳升八合

貳反貳畝拾參分 一米壹斗壹升三合七才 右者畠田成増米享和壹年戌年の上納
畠 百六拾步 一米六升壹合 右同斷文化四卯年株立同七年の上納(中略)

右三株去る寅卯御年貢成

高合貳拾石四斗七升壹合 内 五石五升壹合九勺 引 高

殘拾五石四斗壹升九合壹勺 有高 物成六石五斗貳升五合 延米壹石參斗五合

元延合七石八斗三升 内 五斗七升四合三勺三才 麥壹石七斗貳升三合

殘七石貳斗五升五合六勺七才 外米壹石五斗五合貳勺七才 外麥三斗六升八合

貳口 米合八石八斗六升九勺四才 貳口 麥合貳石九升壹合

銀札拾五匁八分四厘 内 八匁四分 夏上 同 七匁四分四厘 冬上

右の帳面に見えたる處は既に述べたる處で合点の行かれる筈ではあるが御高物成御請といふのは粃の取高と夫より成れる米の歩合を上より豫め定められたる下民が御請をして居る事で物成は土地より成出づる穀物の事ではあるが此處では成米即ち折米の事となる夫れで四ツ成を折四つ杯とも稱した右の帳面には天保年度の洪水で慶長以降の檢地帳中にだんく疼んで川床となり以前の如くに開歸りが出来んが幾分は作得があるといふので見積りの年貢米を定めたものが慶長八年帳中に見えたる外年限を定めて下即ち無年貢で作らせてあつたが年限満ちて元年貢となつた跡の如きも見えて居る又内米御檢地有之迄御藏へ「上納」とあるのは施行米の積置のやうにも見えるが此年より家中の拜知は上つたので三矢茂龜拜知の年貢は次の檢地で極々迄殿の御藏へ上納するといふのである給知年貢を與内といつたは處々で見受ける次の帳簿も同様の面影である

(勘田島太郎氏所藏)

一高百五拾八石壹斗貳合 仁宇村

文政十三年御帳 内 四石三斗壹升六合 内壹石三斗貳升六合 水田山島夏無

御請夏秋納升四つ成 麥高石壹斗貳升懸

文政十三年 内 壹石貳升貳合 去卯午迄四年御繳下 翌未夏元高へ加り御年貢成

同 貳石五斗七升四合 御受夏納升四つ成 麥高へ壹斗貳升懸り

文政十三年 同 七斗貳升 内 壹石三斗貳升六合水田山島 去卯未迄五年御繳下 翌申夏右同斷

右者川縁荒地に相成當年引 請納升四つ成 麥無

引高合四石三斗壹升六合 殘百五拾參石六斗九升六合 有高

内 拾八石四斗六升七合 水田麥無

去殘高百五拾貳石九斗壹升内内拾七石九斗五升七合

水田三所當午夏御繳下明高七斗八升六合内五斗壹升水田に而加る

物成六拾壹石四斗七升八合 四つ成 内麥拾六石貳斗貳升七合 高石に壹斗貳升懸

一茶四拾斤 内麥之内へ茶壹斤に付麥壹升宛

夏冬兩度上 一銀札三拾四匁 奉公人受銀三割増 二歩相共 當未夏御引消被仰付候

畠 六 步 一米壹合 空地開去申加御年貢成

同貳畝廿一步 高貳斗壹升六合 一同三升貳合 田成増米右同年

高合百五拾八石壹升貳合 内 四石三斗壹升六合 引 高

殘百五拾三石六斗九升六合 有高 物成六拾壹石四斗七升八合 延米拾貳石貳斗九升六合

元延合七拾參石七斗七升四合 内 五石四斗九合 麥拾六石貳斗貳升七合 此内拾六石貳斗貳升七合

此内四斗 茶四拾斤に繼壹斤に付 麥壹斗宛 麥殘拾五石八斗貳升七合

米殘六拾八石參斗六升五合 外米 參升參合

貳口 米合六拾八石參斗九升八合 銀札參拾四匁 奉公人受銀 兩度上

内 拾 七 匁 夏 上 同 錢壹貫六百七文 參上

其銀札拾七匁參割貳歩相引本文之通

右の帳面で説明すべき處は餘りにないが奉公人受銀といふのがある之は奉公人は耕作をしないものと見て持地に受銀を課せられた此受銀には三割増と貳歩相と稱して定められたる運上銀に參割と其貳歩を加へて上納した其參割貳歩合は明治四年辛未の夏より免除せられて夫れで「尙未夏々御引消被仰付候」とある次には明治四年仁宇村田島町數調の跡を掲げる

申 上 覺

(勘田島太郎氏所藏) 仁 宇 村

一田島廿貳町壹反九畝廿貳歩 壹厘壹毛五拂
内 九町七反四畝廿七歩 壹厘壹毛五拂

同 拾貳町四反四畝廿五歩

田 島

右之通仁宇村田島町數取調奉差上候 已上

辛未九月八日

仁宇村兼阿井村與頭 加 藤 清 太 郎 印

吉田處平様

右の宛名の吉田處平は當時の大里長で今の羽ノ浦町内古毛の人物である
此年本町内の百合村は夏年貢を斯限以前に上納したので次の如く表彰せられた

覺

(勘田島太郎氏所藏)

那賀郡百合村

右村方尙夏季御年貢上納期限を不相待六月廿日以内皆納相運候段心得宜尤之事に候依之褒詞遣候也

辛 未 八 月

南 出 張 所

此時廿八番組の長として百合の勘田準平は百合、朝生、阿井、仁宇、小仁宇の與頭を押へて里長補であつた其時々の與頭は村役人の所を参照して知られたい次には明治五年二月百合村高物成請帳を記載する

明治五年申年御高物成御請帳

(勘田島太郎氏所藏)

右 表 紙 書

那賀廿八番組 百 合 村

一高五石四斗參升壹合貳勺

百合村

内 高壹石七斗九升貳合貳勺

川 成

殘高參石六斗參升九合

町數壹町六反九畝拾歩

内 高參石六斗七合

町數壹町六反八畝四歩

米壹石七斗九升壹合

延三ツ折共請三ツ六分

麥六斗

高參升貳合

畝數壹畝拾歩

米壹升七合

延三ツ折共請四ツ四分

内 高貳石八斗七升七合參勺

田分

反數八反六畝廿貳歩

米壹石壹斗貳升四合

外參斗參升五合

田成増米

同 高七斗六升壹合七勺

畠分

反數八反貳畝拾八歩

米六斗八升四合

麥壹斗貳升壹合

所 付 一米壹斗八升

隱 地

一同四斗五合

麥貳斗

一高百參拾貳石壹斗貳升八合九勺

山田織郎様上知

町數拾貳町壹畝廿四歩

寶永八年地改御帳

内 高拾石七斗四升參合八勺

川 成

町數壹町四反七畝廿壹歩

殘高百貳拾壹石參斗八升五合壹勺

生高本村共

町數拾町五反四畝參歩

米五拾五石壹斗七升六合七勺

麥八石參斗九升

内 高百貳石七斗參升壹合七勺

田 分

町數六町五反貳畝廿七歩

同 高拾八石六斗五升參合四勺

外貳石四斗六升壹合

田成増米

麥六石六斗四升七合

高拾八石六斗五升參合四勺

畠分山島共

町數四町壹畝六歩

米拾石五斗四升四合

麥壹石七斗四升參合

寶永八年々寛延元年迄

一町數五町七反六畝七步

新開

米拾參石七斗貳升壹合

内 畝數貳畝拾六步

去卯酉迄御嶽下田分

米壹斗參升七合

殘五町七反參畝廿壹步

米拾參石五斗八升四合

内 町數貳町八畝拾壹步

田分

米八石貳斗八合

外五斗七升貳合

田成増米

同 町數參町六反五畝拾步

畠分

米五石參斗七升六合

一、茶貳拾斤

右内麥之内へ壹斤に付麥壹升宛

一、米貳升八合

但鹿苧壹貫四百目に付米貳升宛指繼被遣候處去辰申迄五年之間右之通冥加米被召上
苧上納御免被仰付候趣 懸盤村同斷

米合七拾四石四斗八升貳合

麥合八石九斗九升

右之者當村當年其秋御年貢品々御請帳相認奉指上處相違無御座候 以上

明治五年申年四月

百合村里長補

勘田準平

伍長

上野和太郎

同 宮本民藏

名 東 縣 御 廳

右の帳簿に「延三ツ折共」とあるのは年貢の率に二延でなくて三述して三割増で徴收せられた跡である次には明治六年二月九小区内北荒田野、百合、朝生、百合谷、鮎川、牛輪、入野受持用掛太田勝太(一北荒田野の人)受持内の惣高生高成米等に關する指上帳を抄出する

明治六年

(勘田島太郎氏所藏)

受持持候惣生高成米積米共調指上帳

(紙 表) 二月七日

總高百參拾七石五斗六升壹勺

百合村

一生高百貳拾五石貳斗四合壹勺

成米五拾石八斗壹升壹合

一成米參石參斗貳升七合

畑田成増米

成米合五拾四石壹斗參升八合

積米貳拾石五斗八合(朝生村省畧)

總高四拾貳石八斗四升七合五勺

百合谷村

一生高四拾壹石六斗九升三合七勺

成米拾七石貳斗貳升

一米九升貳合

成米合拾七石參斗壹升貳合

積米壹石五斗九升六合(鮎川村省畧)(牛輪村省畧)(入野村省畧)

右之通取調指上候 以上

右に見えたる樹目は阿波藩時代より用ひ來つた京樹で量つたものであるが京樹の事は都合上から阿波藩時代の處で述べて置いたが次に掲げる年貢米指繼受取員數覺は此頃用ひた樹は矢張京樹であるといふのを物語る

覺

(勘田島太郎氏所藏)

一米貳石八斗七升貳勺五才 拂升

同貳石八斗壹升四合 京升

同貳斗貳升五合 冥加米上納

。殘而貳石五斗八升九合

右者昨冬御年貢米に御指繼被仰付難有儘に奉受取分員數御用之趣被仰付候に付書付に相認指上申候 以上

辛未九月十五日

仁宇村兼阿井村與頭

加野清太郎

阿井村與頭

岩佐卯之八

勘田 準 平 殿

其後程經て明治九年の初に至つて地租改正の議が起つて其筋よりは次の如く發表せられた

各大區 區 長 戸 長

阿波國村々今般地租改正着手に付掛官員不日各區に派出丈量教授上引續實地丈量取掛り積り右者地方之一大
重事にて官員は勿論村吏之大任に付篤と御趣意を遵奉し實地丈量其外毫も私意を不挾至公正取調方悉皆擔
任盡力可致事

一今般地租改正實地丈量調濟之上は改正事務爲官員出張検査可有之候に付厚く心を用ひ取調可致萬一自今一
時之義と相心得疎漏有之候而は不相成義に付此段兼て可相心得事

一村吏は官民之間に立上下之情實の通すべき職務に付篤と官吏之指揮を受下方説諭等心を用ひ不都合無之様

可致事

一道路橋梁修繕之義兼て相達置義も有之候得共地租改正實地測量等に臨み境界不明にては不都合に付耕地之
畦畔と道敷とは不混様前以丈夫之枕木打立判然致置候様於戸長厚く注意可致事

一地租改正之義本年を限り整頓被仰出殊に歲月を涉り候ては自然民覺も相高候間可成丈至急成功相成候様厚
注意可致事

右件々相達候條心得違無之様萬一丈量場に臨む間繩を偽り或は隱地等總て不正之所業有之に於ては相當之的
分に可及候條小前未々迄無漏篤と申可論此段相達候事

明治九年一月九日

名東縣權令 富岡 敬明

其後郡より郡總代村より夫々地主總代を出して交渉を始めたが其年九月名東縣廢せられて阿波國は高知縣へ併合
せられた故障もあつて翌年一月十五日師範學校で改正臨時會議を開かれ其年十二月六日より十日に至る間には各
小區の總代出席して今の富岡町内石塚の本覺寺で會議を開き他の大區との交渉委員を擧げて交渉し縣廳の第三課
富岡の區務所杯とも折衝を重ねて丈量其他の調もついて田畠の等級も定り各等租率も極つて地所明細帳等級寄も
出來して明治十二年十二月其筋へ指出した其帳簿は本町内には存して居らんが其内容は田方と畠方に別たれて

田方

那賀郡何村

壹等反別何町何反何畝何歩 何筆(朱書) 此收穫米何石何斗何升何合 反米何石何斗何升何合

此地價金.....圓.....錢.....反金.....圓.....錢.....

此地租金.....圓.....錢.....分三.....

拾五等反別.....何筆(朱書).....内何歩(朱).....井溝(朱書).....

此收穫.....反米.....此地價.....此地租金.....分三.....

此收穫.....反米.....此地價.....此地租金.....分三.....

畑方

(記載方同様に付省略)

宅地(同上省略)

宅地(同上省略)

總計反別

何百筆

此地價.....此地租金.....分三.....

右之通耕宅地反別合計致し候處相違無御座候 以上

明治十二年十二月十日

右村地主總代 連

署

斯くて明治九年着手の地租改正は一先一段落を告げて米納本位の年貢は金錢納の地租となり舊來の面目は一新せ
られた此改正に際して和食町板東豊助は地租改正算手(明治九年一月廿七日付日給拾五錢)同町徳田佐平長男圓太
郎は臨時雇地租改正係算手(日給同上九年八月廿七日附)を執れも名東縣から申付けられ高知縣になつても明治九
年十二月二日(日給貳拾錢)同様の辭令を得て明治十二年十二月(日給貳拾五錢)末迄勤めた跡が明治八年戸籍に朱
書で記入されてある

是より先明治五年に始めて出來た地券を其年十一月下附せられてあつたが此改正の結果に依つて明治十三年五月
に舊地券は引上げられて同年十一月新地券は下渡された

抑地券が發行せられて後は此地券を抵當として金錢の貸借が公行せられた當時にあつては借主は戸長副戸長の奥
書奥印求めて借用証文を指入れ地券を渡したことは勿論であるが貸主よりも同上の手續を経て借主に地券預証文
を渡して置いて期限至つて支拂濟んだら証書と共に地券を返し借主よりは地券預証文を返したが期限満ちて返辨
出來ぬ場合には貸主は地券の書替願つて自分の物とする次に預証文の例を掲げる

地券預証文之事

(勘田島太郎氏所藏)

阿波國那賀郡百合村之内 一上々田 本地三畝廿五歩之内貳拾歩 此貢米貳斗四升八合七勺 麥三升
右は貴様要用に付書面之田地當丁丑三月より來る壬午三月迄五ヶ年季質地に差入別紙地券壹通受取金貳拾圓
用立申所實正也然る上は年季中御年貢諸役共我等方に而相勤可申尤年季明に到着し金子返辨難相成節は流地

に受取地券御書替可奉願候爲後日地券預証文如件

明治十年三月

阿波國那賀郡百合村 助 岡 近 吉印
地主 助岡忠三郎殿 証人 島田房藏殿

前書之通相違之無候也

壹等戸長 瀧 源 吾 二等副戸長 勘田 準平

右の時代にあつては戸長副戸長は今の登記の事務をも取つて居た其後明治十九年十二月末までに縣下一般土地臺帳の整理も出來たが、往々脱落地杯も發見せられて不備であつたが爲に明治廿年地押をなして脱落地、異動地、山林原野の整理を遂げた其後明治廿三年法律第二號で地租徵收期限改正の發布があつて市街宅地租は該年七月三十一日と翌年一月卅一日を限り兩期に其五分家宛を徵收することゝ其他は

第一期	該年九月一日より同九月三十日限	畑方及宅地山林原野牧場	五分
第二期	該年十一月一日より同十一月卅日限	同上	五分
第三期	該年十二月十六日より翌年一月十五日限	田方	貳分五厘
第四期	翌年二月一日より同二月廿八日限	同上	貳分五厘
第五期	同年三月一日より同三月三十一日限	同上	貳分五厘
第六期	同年五月一日より同五月三十一日限	同上	貳分五厘

といふ割合で徵收せられる事となり其後もだん／＼改正あつて檢地時代の短割の弊套を脱し來つて今日あるを見るに至つた

森林制度(下)

既に述べたる如く阿波藩時代は森林の保護繁殖に重きを置いて樹林竹林等の盜伐濫伐を嚴禁したので到る處に竹木鬱蒼として綠翠滴る麗敷美林を認めたが明治維新後森林制度の確立せざるに先だつて藩林の搬出不便なもの或は地味瘠惡にして價値ないものと認めた林地は残らず民間へ拂下げるの手段を取つた次に掲ぐる達書は其爲出張

した民政所の被官の史生が従前の定請山林斂開拓萱野の有無取調方を仁宇阿井、百合の三村役人共に急いで命じた文書である

定請山林取調達書

(勘田島太郎氏所藏)

此度山林爲見分小仁宇村に致止宿候條其村々定請山林森林斂開拓有無共不洩様取調今日中に當宿迄可申候也

七月朔日 史生 安原竜太郎 十川 万二 仁宇村 阿井村 百合村

尙此萱野有之候得ば本文同斷申出候事

右は明治三年七月で其翌四年六月に前記の定請山林森林杯は残らず定請といふのを廢して永代名負の民有林として拂下げられた次に掲ぐる下札は其跡形を殘 たものである

那賀郡和食村森林共名負居下札

(日下賢作氏所藏)

蛭子社	一森林五反	床錢四拾五貫文	上木錢百五拾貫文	名負 氏 子 中
八幡神社	一森林三反	運上錢貳貫五百文	上木錢六拾貫文	氏 子 中
觀音	一森林壹反五畝	運上錢壹貫五文百(七筆中略)	上木錢百貳拾貫文	氏 子 中
倉ヶ谷惣山	一下々林拾五町	運上錢貳拾貳貫五百文	名負林中總代 湯村利三郎 小原峯太郎 澤田 治平	
四五谷	一下々林	運上錢貳拾貳貫五百文	名負 矢野伊三郎 古一平太郎	
高瀬	一草野山四町	運上錢壹貫六百文(三筆中略)	名負 村中 運上錢三貫四百貳拾七文	

橋ヶ谷 一草野山八町 床錢貳拾四貫五百拾文 村中 運上錢六貫九百三拾八文
 惣仁宇 一草野山五町 床錢拾九貫九百八拾五文 村中 運上錢四貫三百三拾五文
 反數合四拾三町八反四畝 運上錢六拾四貫三拾文 當末年々毎年十一月廿五月初上納
 床錢合七百八拾壹貫四百八拾五文 丈木代合四百三拾七貫六百九拾文 右貳株當座上納
 右を此度依願遂見分向後名負居遣候條運上錢每年限月無遲滯可致上納候仍下札指遣候也
 明治四年辛未六月 准史生 木内 扶二印 權少屬 小倉 本藏印

右可承置候也

同 那賀郡和食村 願人共方へ 村役人共方へ

右の帳面を通覽するに社地に屬する森林は願主たる氏子一同に賣拂はれて其床錢と上木錢は其時納め運上錢は其他の株と一樣に其年から毎年十一月廿五日限に納める事となつて居る多人數持の山林は其内から惣代を立て、出願し個人、或は二人位の組合持は其持主となるべきものが願出て拂下げられ從來の草野山即ち入會株の肥草刈取場の如きは從來無稅で村中の者等は誰でも行次第であつた位であるから價値ある上木もない夫れで床錢運上錢で村中持に下げられてある因に何貫何百文とあるのは俗に鍋錢又は雜錢(ざくせん)と稱した鐵錢本位で其十文を一分(ぶん)百文を一匁といつた又一貫文は千文で拾匁の事である其後今に残つて居る古製の銅貨が通用し出してから鐵錢拾文を一厘銅貨に通用せしめ、此時藩札一匁は八厘といふ長方判を朱肉で押して通用せしめた處で上の下札帳に見えたる山林森林野山を合せて反別四町參拾八反四畝の運上錢は別として床錢七百八拾壹貫四百八拾五文上木代四百參拾七貫六百九拾文の合計一千二百九十九貫七百七十五文を銀札匁に直すと十二貫(一貫は千匁)百九十一匁七分五厘今の金位に直すと九拾七圓五拾三錢四厘で四拾三町八反四畝の山林森林野山が買へたといふのである斯うして前記の如き山林は總べて民有林に化し去つた其年末に前記の類の下札は南出張所へ引上げて運上錢を税と改め貫文本位を圓錢厘と引直された次に掲ぐる達書は其時の面影である

山林等下札指出達書

(勘田島太郎氏所藏)

其方番内村内當止り已來相渡有之候山林藪森林萱野下札至急御用候條此達着次第當番内不取掛當出張所へ指出候様申付候也

十二月五日

南出張所

百合村里長補 勘田準平方へ

右の達書に其番内云々であるのは當時本町内の百合、阿井、仁宇、小仁宇と今の延野村内朝生の六村は本郡内の廿八番組であつたから勘田準平は上の村々の與頭を押へた里長補を勤めて居つたが廿七番組なる中山、和食の両村和食、土佐の兩町並に今の桑野村の内阿瀬比の二町三村の里長補を勤めて居つた中山の森受平方へも同様の達書があつて同一の改正をせられたものである其後舊村今の大字に於ては村中持の野山は各戸に分割配當せられたものもあり中山村の如くに賣却せられたものもある

以上の如くにして上の制裁を解放されて民有となつた山林藪林杯は追々亂伐せられて以前に蒼鬱として居た良竹美樹の林相は忽ち變じて裸禿の状態を呈するばかりでなしに早害水災多きに至つて本縣廳には明治卅五年に營林の模範を示され三十六年よりは林務の行政機關たる林業課を置かれて營林事業を獎勵せられて居るが本町内の殖林模様は大要次の如くである

殖林

本町殖林の状況は明治廿八年頃より稍々盛に殖林行はれたが明治卅九年頃より頓に隆盛に向ひ山林の荒蕪地及び木炭山として利益の尠ない山林又は草野山を廢して杉の栽植に着手するものが多い一ヶ年凡そ一万本反別拾町歩の割合を以て造林を行ひ現今二十年生已上植林反別三百四十町歩九十四萬本に達した現今の植付本數年率大に減退したと云ふも猶一ヶ年一万本に下らない植付樹の種類は重に杉にして扁柏は僅少である其他の種類は殆んど擧げるに足らん竹林は甚だ振はないで從來より増植した績を見ない木炭林は杉林の増加と共に減少を免れないが杉の植林は荒蕪地を利用するから此割合に最も少ない杉の植付と共に最も多い面積の減少せないは草野山であるされど從來は過大の草山を濫設して山野を空費する弊あつたを肥料草の産出には大なる影響ない且つ農家は近時肥

料配合に注意し漸次人造肥料を用ゆるに至つたから肥草の需要減少したを以て草山の減少は農作上更に不利ある
ことがない之れを要するに本町の山林は年を追ふて有利に整理せられつゝあるのである殊に大正五年度末に於て
縣の發表せられた模範林造林事業成績表中本町分が次の如く見えて居る

模範林造林事業成績表

名稱	位置	面積	面積	樹數	一本實數	行費	備考
和食縣有林	那賀郡鷲敷町大字和食	六三、五	六二、六	スギ、ヒノキ、サハ ラ、クス、クヌギ	四一六、七二〇	一、四二三	

(備考)

本町以下本表中に見えたるものは縣下九ヶ所で孰れも縣有林である

右と同時に於ける本町産出の木炭は種類黒炭(松)俵裝材料藁にして量目は四貫目大阪徳島が主なる仕
向地と發表せられてある

地字

本町今の大字昔の村町内部の字地は阿波國郡村誌中に次の如くある

中山村 字地 延清。小延。長途原。場合。日ノ浦。國近谷口。平山前。近東谷。方後。下司名。唐杉谷口。寺ノ前。西ヶ原

。奥。縁淵。的場。造道。助反。黒澤西谷。黒澤東谷。堂面。稗畑。川原。棟。高地。坂ノ下。喜安。鍛冶屋前。

千棒。生杉谷。柳澤。暮石。孫野。奥ノ谷。東内。關ヶ原。荒田ヶ谷。苗字谷。櫛小屋。井ノ原。芋舟。中ノ

谷。萩ノ尾。七浦。神谷。大向。井ノ木根。瀧ノ下。二子野。釜洲。山盛リ。山盛リ口。的場。佐京谷口。佐

京谷奥。俊實。とやか谷。北ながさ。姥ヶ谷。笹ヶ谷。俊實谷口。とやさ。陰。フキノ谷。葛原。牛ブ

セリ。ハリノ谷。森ノ鼻。犬谷。新田。スクノ谷。大西。稱木野々。小鍛冶屋。下蔭。

田野。南川。八幡原。北地。町。土佐町。南町。北町。

石橋。松ノ木。百合谷村。大坪。

阿井村 北川。大町。森地免。コラヤグチ。李。高ノ谷。片山。中通。杉ノ久保。寺西。原。金元。小山。田ノ谷。桃ノ

仁宇村

木ノ谷。湯谷ノ坂。天狗谷。湯谷西浦。四方見坂。

小仁宇村

舟津ノ上。大坪。小原。

定井料

田島灌溉便利の爲に設けられたる井堰養水溜池杯の勸農普請は上よりするのが本義であるが場合に依つては田島
所有の百姓等に關係する範圍の普請を定請工事業にさす事がある其場合にあつては定井料として賃役米を下渡さ
れる之は藩政時代の慣行として明治維新の後迄残つた此定井料は年貢に引繼ぎ下渡されたものにして次に掲げる
受取覺は年貢に引繼ぎ定井料米を受取つた名残である

覺

(勘田島太郎氏所藏)

拂下壹石貳斗五升貳合五勺 一米壹石壹斗參升

昨秋御年貢繼

定井料

一同壹斗九升六合

年々御年貢繼

右同斷

右は仁宇村定井料昨秋御年貢繼石數右員數之通儘に奉受取候 已上

辛未九月十五日

仁宇村兼阿井村與頭

加藤清太郎印

勘田準平殿

勘田準平は當時の里長補にして之に屬した阿井村受持の與頭加藤清太郎は阿井村へ下渡される定井料を同村から
納める年貢に引繼いで受取り之を同村百姓所有の田島に應じて割與へた筈である
次に掲ぐるは定井料米下渡の請求が後れて居る朝生村以下一町三村受持の百合村里長補勘田準平に對して請求申
出を督促し來つた跡である

(勘田島太郎氏所藏)

其村並番内朝生村、土佐町、小仁宇、仁宇、百合谷、定井料米被下候株々先達て雛形之通帳面に相認指出候
様申達有之候處今後指出不來御用支に相成候條來る廿四日迄に可指出候尤右日限迄指出不來候得は當年積に
相除き被下に不相成事に候條右様相心得可指出候也

十二月廿日

南出張所

百合村里長補方へ

最早御用済にも相成候得は水利掛官員宅へ可指出候也

次に掲げる年貢に引継ぎ受取つて居た定井料にも制度の改革で一吋返納を命せられた返納証書である

一米七石九斗七升貳合七勺 朝生村従前定井料 内七石壹斗九升壹合 當秋御年貢へ御指繼申候

一同壹石七斗七升 百合谷村従前定井料 内壹石五斗四升貳合 當秋御年貢に御指繼申候

兩村合八石七斗參升參合 内 四錢參百七拾貫文

右は朝生百合谷兩村定井料米當秋御年貢に御指繼被爲仰付有之候處此度上納仕候様被仰付に付右員數之通内上納奉仕候 已上

明治四未年十二月十二日 朝生村與頭 矢野 谷 藏印

勘田 準 平 殿

次は曩に返納命せられて定井料の上納をしてあつた處が錢に引換へ下渡された受取証である (勘田島太郎氏所藏)

一錢百貳拾九貫七百九文 証

右は定井料米代上納仕候處御下金被仰付候御趣にて御渡成體に受取申候 已上

辛未十二月廿五日 阿井村與頭 岩 佐 卯 之 八印

勘田 準 平 殿

次に明治六年三月に村々から取調べて指上げた定井料付井堰株々取調指上帳の残つたものを掲げる (勘田島太郎氏所藏)

明治六年癸酉年三月定井料付井堰株々取調指上帳

延野 一井 堰 長六間 横七尺 壹ヶ所

同所々阿井村境迄 一養 水 長五千百拾五間 横三尺 壹ヶ所 此米拾石五斗貳升貳勺

櫻 木 一溜池水溜 壹反五畝 壹ヶ所

同所々瀨の上迄 一養 水 長五百八拾間 横貳尺 壹ヶ所 此米五斗九升五合七勺

茶 碗 淵 一井 堰 長三間 横貳尺 壹ヶ所

同所々金山谷迄 一養 水 長七百五間 横壹尺五寸 壹ヶ所 此米壹斗四升四合九勺増入

二 ツ 井 一井 堰 長五間 横參尺 壹ヶ所

同所々大砂子迄 一養 水 長參百五拾參間 横參尺五寸 壹ヶ所 此米參斗五升九合七勺

う ゴ 一井 堰 長壹間 横壹尺五寸 壹ヶ所

同所すけ本迄 一養 永 長拾五間 横壹尺五寸 壹ヶ所 此米壹升八合五勺

はい の せ 一井 堰 長三間半 横壹尺五寸 壹ヶ所

同所々下いち迄 一養 水 長六拾間 横壹尺 壹ヶ所 此米四升六合

堰數合六ヶ所 定井料米合拾壹石六斗八升五合

宮 ノ 谷 一井 堰 長壹間半 横壹尺五寸 壹ヶ所

同所々楓のきう迄 一養 水 長參百五拾間 横壹尺 壹ヶ所

上 井 一井 堰 長壹間五尺 横貳尺五寸 壹ヶ所

同所々中津迄 一養 水 長四百廿間 横壹尺 壹ヶ所

下 井 一井 堰 長壹間半 横貳尺 壹ヶ所

同所々くほ田迄 一養 水 長百六拾間 横壹尺 壹ヶ所

右之通定井料付並自力場所井堰株々取調奉指出處相違無御座候 已上

明治六癸酉三月八日 那賀郡百合村 伍長 新居彌太郎 西谷金太郎

堤防締役殿

井堰養水溜池杯も百姓の定請となつたら百姓が普請をするから其工賃として歩割で定井料米が下げられるが上か

ら普請をしたら料米を上へ上納せねばならん其場合に於ては今の養水費同様のものとなるが當時は多方定請工事を命じてあつた

耕地整理

耕地の利用と其開發は最も必要な問題で畑地山原等が多くて水利の不便な處にあつては殊に然りであるが本町内で耕地整理を遂行したのは百合、小仁宇、仁宇の三方面で其経路其他の事實を述べると大要次の如くである

大字百合村耕地整理

大字百合村稻田養水路は源を隣村延野大字延野村字王子より發し全長三里に亘り中間同村大字鮎川村に當りて低地がある之れが爲めに同村大字牛輪村谷内村を迂回すること長さ約二十六町に達し年々費す所の水路修繕費莫大なるのみならずこの迂回中に水量の減失多大にして之れが爲に早魃の害を蒙ること少なくない當該農家大に之れを患ひて此の迂回する水路を直通してその損害を免れんことを畫策すること久しかつたけれど其目的を達するに至らなかつた本縣廳より之を耕地整理事業として勸奨を受けて百合村耕地整理組合を組織して前出の鮎川村に於ける低地部を木管を埋設し地下水路を設計落差を利用して噴上せしむる装置を施して迂回を改修して大に當地區農家の福利を計つた其事業の概略を左記したい

一 耕地整理區域反別 〓百合村字松ノ木、石橋及び阿井村字コウヤロ、片山を以て區域とし此反別拾參町貳反拾貳歩

一 整理事業種類名稱 〓用水路迂回改修

一 工種の名稱 〓逆サイフォン工事一名吹上工事

一 設計の大要 〓サイフォン管の材料の撰定に就ては充分の注意を拂はなければならん先づ鐵、木、木管の三種ある内之れが完全に「サイフォン」の目的を達し得るや否やは夫れ／＼經費と共に利害得失あつて一定せないけれ共近時世評ある木管を以てせば本地區には經濟的で萬般に有利なるものと認めたるに依り木管式「サイフォン」工とすることにした木管沈設延長間數流入口と排水口との水平巨離は百七間六分で「サイフォン」の

管延長六百五十五尺四寸で之れを埋設に對して十五箇所ある右延長を三分して其間に平方三尺の浚渫井を設け土砂等の沈澱を掃除するものとした總て浚渫井は「コンクリートモルター」を以て造つた
沈設の深度及其方法、木管は總て地下三尺乃至四尺を限度として埋設し曲所は長四尺の鑄鐵管を用い長五尺末口三寸五分の松杭を以て双方より直立し川礫及土石を搗固め以て基礎を強固ならしめた
沈設の土地狀況、土質は總て砂質粘土で總て水分を含み松材の如きは確實に五十年間腐朽せない推定である
噴水落差、吹上に對する實落差「サイフォン」工を施行すべき流入口及排水口に於ける落差は實測の結果次の如くである

流入口水路敷高 一〇三尺五〇〇 排出口水路敷高 九五、〇〇〇 即ち八尺五寸の落差あるものである

地區内に要する用水量は一、六立方尺を以て足るけれども「サイフォン」管を流過し地區に至る迄約二十町の巨離あるを以て此間水路内の損失を考へなければならん流入口に於ける水量の約三割を減するものとし計算の結果一時のものを採用するの安全なるものとした

一 施行前後に於ける利益の差異 〓施行前に於ては一反歩經常費毎年四圓に達し加ふるに耕地には充分の灌漑をなすこと出來ぬ爲めに最も不便なるは灌漑費の負擔を免かれぬ爲め畑を畑に變換するもの年々増加するの悲境に有つた施行後は毎年經常費一反歩四拾錢以内(償還金を除く)にして水量豊富殊に大正二年の大旱魃に遭遇したれ共無旱で施行前に於て早害あつたと仮定せば約百五十石を増收した事確實である此利益を以て換算せば本年度に於て工費の全部を得たる次第である

一 工費金額 〓貳千四百八拾五圓五拾五錢八厘 一 工費負擔人員 〓四十七人

一 負擔方法 〓反別割を以て負擔する

一 工費支辨法 〓農工銀行より借入金壹千七百殘工費金は臨時借入をなせざ大正三年度に於て臨時借入金は全部償還農工銀行借入金は拾四ヶ年賦償還壹ヶ年償還金百八拾圓六拾四錢

一 本事業に執掌した役員數及人名

指導者 町長 松浦芳太郎

組合長 勘田島太郎

副組合長 上野文太郎

評議員 宮本梅太郎

評議員 手束 森藏

評議員 河野國五郎

評議員 白木 清吉

評議員 西谷 伍平

評議員 西谷 和作

評議員 湯淺益太郎

評議員 大地倉太郎

會計主任 助岡徳太郎

大字小仁宇村耕地整理

大字小仁宇村に於て明治四十五年耕地整理事業として溜池築造工事を行なつた其概況左記の如くである

一 耕地整理區域反別 大字小仁宇村字大坪、舟津の上、小原の三字を以て區域として此反別八町三反三畝歩
一 事業の沿革概要 元來小仁宇村は水田なく畑地廣大で従つて畑地に對しては芋及野菜類を以て収入としたが
ら常に收支相償はない村有志茲に見る所があつて天保年間今川幾郎なる者延野村大字梁ノ上字鶴ノ首井床よ
り凡そ四千八百間の溝梁を築造して那賀川水流を引入れ以て水田に變更せんとし工事完了した其に時々洪水
の爲めに破壊せらるゝ等にて目的を遂行するに至らなかつた然れども村有志は其遺志を繼いで畫策する所あ
つたが中頃此用水路築造の策を變更し現在の水田に給水せる溜池の上流に恰好の溜池築造ヶ所がある之れに
溜池を築造せんとするも已設溜池の關係者との協定困難で荏苒遷延しつゝあつたに恰も耕地整理法施行せら
るゝの機會に遭遇し相謀つて縣に陳請するに至つて縣は直ちに主任技師出張せしめ實地踏査して種々勸奨を
加へ舊溜池關係者との協定整ひ耕地整理組合を組織して明治四十四年十二月廿四日起工し大正二年二月十日
竣工を告げた

一 工費總額 九千八百八拾九圓拾六錢貳厘 大正二年洪水の爲め修繕費貳百七拾圓合計壹萬百五拾九圓拾六錢
貳厘

一 工費負擔 人員 四十九人 一負擔方法 反別割を以て負擔する

一 工費支辨法 農工銀行より金九千參百圓借入十四ヶ年賦償還とする 殘餘金員は縣補助金及一時借入を以て
之を補つた然るに一時借入金は大正三年度に於て全部償還の見込農工銀行へ償還は十四ヶ年賦に一ヶ年に

壹千百貳拾壹圓六拾八錢

一 施行前后に於ける利益の差異 從來施行前は前述の通り芋野菜類を以て収入となせし反して大正元年度よ
り稻田となしたるに依つて本年の如きは大豊作にて一反歩に付三石以上の收穫がある施行前后に於ける利
益の差異推して知られる大正二年度は未曾有の大早魃に遭遇し爲めに多少の損害を受けたけれ共今後水量
配付の宜敷を得は水量に不足を生ずるの憂ない見込である

一本事業に執掌した役員員數及人名

指導者前村長日下猪之五郎 組合長 秋本嘉太郎 副組合長 井上美代吉 評議員 今井 永吉

評議員 龜代治三郎 同 小西 永作 同 龜代 和藏 同 元木彌三郎

同 福島 嘉吉 同 長船 林藏

一 縣より補助金六百七拾六圓 一 鶯敷町より同上三拾圓 合計七百六圓也

大字小仁宇村耕地整理

大字小仁宇村に於て大正四年十一月十六日耕地整理組合認可申請同年十二月二日認可せられたり

一 工事種類及目的 從來大字小仁宇は畑地多くして地味肥沃なり従て米作地最上の土地なるも水量不足の爲め
水田たるを得ず依て溜池を新設して水田に變更し米作の目的を達せり

一 大正四年十二月六日工事着手大正五年五月工事落成

一 總工費九千二百七拾三圓六十五錢三厘

一 内譯 一反歩當り新田百三十三圓七十二錢 古田拾圓

一 地區内完了 大正十二年五月廿日

一 創立當時役員

組 合 長 弓長 重作 副組合長 柏木勇二郎 評議員 河井美馬次 同 弓長和太郎

同 河井 茂平 同 東上 久吉 同 宮本 武吉 同 吉岡 兼藏

同 河井 豊吉 同 湯淺 秋藏 事務擔任 加藤實太郎
 一舊溜池面積三反九畝貳拾歩を更に壹町拾九歩を増加し溜池擴張したり従て工事費全部を一時に返金するは不可能に屬するを以て阿波農工銀行より五千三百圓を借入年賦償還の方法により拾四ヶ年の間に償還の契約なり

現今役員左記之通り

組合長 弓長 重作 副組合長 弓長和太郎 評議員 河井美馬次 同 宮本 武吉
 同 弓長 久作 同 吉岡 兼藏 同 丹生 勝久 同 南賀 官藏
 同 佐野庄太郎 同 河井 豊吉 事務擔當者加藤實太郎

終りに整理前後の模様を表出して利害得失の存する處を推考せしめう

鷺敷町内耕地整理施行地前後對照表

大字及び組合名	整理前		整理後		整理費用總額内譯
	地目別面積	總面積内譯	地目別面積	總面積内譯	
大字 小仁字	田 二町四九元	二町四九元	田 二町三〇〇	二町三〇〇	九、八九圓二六四
小仁字 耕地	内 民有地 一〇町三三六	内 民有地 一〇、一五二四	内 民有地 一〇、一五二四	内 民有地 一〇、一五二四	内 工事費 九、二五三圓五五 事務費其他 五九五、六二元
整理組合	國有地 〇、一七〇〇	國有地 一、〇〇一八	國有地 一、〇〇一八	國有地 一、〇〇一八	
大字 百合	田 二町八六三	二町八六三	田 二町〇三三	二町〇三三	一三、五八圓五三
百合 耕地	内 民有地 二町四〇〇	内 民有地 二、一七三三	内 民有地 二、一七三三	内 民有地 二、一七三三	内 工事費 二、五二四圓七五 事務費其他 七六、六三
整理組合	國有地 〇、五七七	國有地 〇、九八八	國有地 〇、九八八	國有地 〇、九八八	

鷺敷町農會

本會は明治三十三年十一月事務所を和食字町六拾六番地村役場内に置いて設立した其目的は農事の改良發達を圖り副業其他造林共同耕作等の奨励をなし農村電化の施設をなすといふにあつて明治三十五年勸業委員を置き田中荒太郎を以て之に充て大正元年名義を技術員と變更した大正十一年新農會法に依り從來の規則を廢し事務所を和食字町七拾七番地の貳に移して今に至つた

古き經費は省略して大正十三年度に於ける歳入出豫算額一千百〇二圓にして決算額一千〇九十五圓三十錢と超過したるを見る之は品評會葉色變色莖の摘採量が多かつた爲である本年度の豫算は歳入總額一千四百五十五圓にして其賦課法の大意を述べると耕地に比し地租納額百分の拾七を賦課し會員割は平均平等割五錢を徴收する

本會は縣農會より九拾圓郡農會より貳百參拾貳圓町より貳百五拾圓合計五百七拾貳圓の補助を受けて居る

本會の事務として庶務は全部技手に於てなし會計は幹事に於て出納して居る
 會長は前町長日下猪之五郎を経て明治四十四年松浦芳太郎町長に就職以來會長となり今に至り副會長は勘田島太郎が明治四十三年助役に就職以來之を勤めて今に至つた現在の幹事は小林次助書記は瀧勢平にして農會の原動力たる技術員の移動を擧ぐれば田中荒太郎(大正元年就職同十年九月事故退職)澤田俊太郎(大正十年十月、就職同十三年五月事故退職)を経て大正十三年七月龜井磯吉就職大正十四年九月家事都台により同年退任北野幸三郎大正十四年十月就職して今に至つた

以上の外現在に於ける當會機關は次の如くである

大字 仁字	田 三町三三三	三町三三三	田 十町五反九畝	一〇、〇五圓九五
仁字 耕地	内 民有地 二、一七三三	内 民有地 二、一七三三	内 民有地 二、一七三三	内 工事費 九、二七三、六五三
整理組合	國有地 〇、八六八	國有地 〇、五九三	其他 一、一三三	事務費其他 〇、七八三、〇〇〇

評議員 下司六平、西谷由太郎、弓長和太郎、加治本清太郎、田中荒太郎、徳野壽平、森藤之、

實行組長 中川與市(中山上)龜井角太郎(中山中)下司六平(中山下)土佐貞平(土佐)北谷丈平(北地)元石貞吉(南川)上松要二郎(西在)小西頼太郎(町)高木要二郎(田野)秋本金二郎(小仁宇)阿井美馬次、桃井

農會惣代 上野文太郎、白木清太、桃井虎藏、西谷由太郎、弓長重作、弓長和太郎加治本清太郎、古西永作、土佐貞平、徳野壽平、奥田幾三郎、小西頼太郎、田寶芳太郎、近田常三郎、日下賢作、樫原與市、山崎官平、吉本理市、下司六平、近藤谷太郎、龜井角太郎、清崎万吉、中川與市、森藤之、

櫻山事 件 (下)

山田織部が拜知の時代に仁宇と小仁宇の入合野山即ち共同入合肥草蒔場として知られた仁宇の櫻山も寶曆年間山田の拜知が上つて後は論所となつて出入が絶えずに藩政時代を送つて來たが明治七年四月和食村の村長(副戸長の下役)殿谷爲太郎が取扱で兩村異議なく承知して明治八年四月兩村互に取換したる共同入合蒔契約証書で仁宇村から指入れたるものを見ると小仁宇村から毎年々貢米の與内即ち補助として米壹升宛を出し其上定規の年貢を期限内に仁宇村へ指出し仁宇村は之を受取り小仁宇村より勝手に入込み蒔取することを承知した外或條件も附いて居つたが契約証書の内容で知られて貰ふ事として此契約は明治十年四月に九小區一等戸長瀧源吾同等戸長殿谷爲太郎が証認で明治十一年春を初度とし其後は四ヶ年目毎の春に兩村協議の上手入焼をすることとなつた次には明治八年乙亥四月十五日に仁宇村から指入れた古仁宇仁宇共同入合蒔契約取換本証書を掲出する

爲取換申約定仕居証文之事

小區 割印

阿波國那賀郡仁宇村之内

文政十三寅年御檢地字さくら山

元畑貳反歩之内

一畑五畝歩

此幅總幅之貳歩五厘通りに當る

但境立奥は御立場之尾筋通切口は尾通り道切上には丸切下たは三番之の太尾より中の首嶽迄見通し新横道切此境内小仁宇仁宇の兩村肥草入合に蒔之場所と相定め右ヶ所に當り將來年々貢米與内として米壹升宛其年之貢租御定通り以期限内無滯其村より當村に受取可申候依之自今以後其村より勝手に蒔取可被致候尤ヶ所肥草蒔取口明けを始め山手入のため上草焼等之節は兩村互に申談双方立合之上相手掛け當村より一已の了簡及不都合等無之様可致候事

此處に黄半折の張紙に「高知縣阿波國第九大區九小區印」の割印あつて次の如く一等戸長瀧源吾二等戸長殿谷爲太郎の兩人が証認してある

本文手入焼之義來る明治十一年寅の春を以初度とし向後之義は中貳ヶ年を置き四ヶ年目毎の春に至らば必ずしも申談日限を定め兩村立會の上四至火道等懇に出來上にて火を掛け候筈に付兩村之内必ず壹村の勝手に出決して粗暴之義無之様今般相極め候處双方にをいて一切違儀無之候事

明治十年丑四月十三日

瀧

殿谷

以上は後より張附けられて次の文段の上になつて居ると知られたるは契約書中の

右同所同斷之内

一畑三畝歩 此幅總幅之壹歩五厘通りに當る

但境立奥は御立場之尾筋見通し切口は菴林境切上には三番之太尾より中の首嶽迄見通し新横道切下たは谷切此境内淺木相生し居申に付總入合蒔難相成乍併し小仁宇村之義元來肥草野山狹隘田作肥草行足り不申趣に付右境内にて草而已之義は其村勝手に爲蒔取可申様相定候依之立木は勿論薪等は聊も伐荒し候義難出來制度可致候方一壹人にても伐荒し候者有之見當り次第確証を以當人は申に不及其砌同行之者迄右ヶ所草蒔之義屹與差留め可申候間其節苦情承り取不申候右取究相犯候者壹人にて拾ヶ度に相重り候得は其村中壹統右ヶ所草蒔之義一切差留め可申に付其砌聊違背申出候とも更に和解之義致候候間敷候事

右字さくら山畑貳反歩之ヶ所先年より兩村肥草入合に蒔之義に付爭論出入に相成居申處明治七甲戌年四月和食村

々長殿谷爲太郎殿御取扱を以前書内譯書畝數歩通り之通兩村無異儀相畏、双方熟決相整ひ候所實正也然る上は向後右ヶ所他賣等致間敷右内譯書之通永々堅く相守聊違背申出間敷候依之今般村中總代之面々伍長頭連印之上正副戸長御中與書を以爲取換相渡申約定仕居確証如件

明治八年乙亥四月十五日
那賀郡仁宇村々中總代 宮本 六彌印 弓長 淺吉印 河井 吉藏印 弓長兼太郎印
同村伍長頭 柏 木 理 三 太印
同郡小仁宇村々中總代 秋本和三郎殿 井上縫藏殿 湯村要治郎殿 福島岩平殿 古一富藏殿
前書之通將來約定仕居之義全相違無之與書を以相極め置者也
乙 亥 四 月 戸 長 瀧 源 吾印 副戸長 殿谷爲太郎印
右之通承置候也 區 長 森 哲 藏印

其後の模様は添書で合点が行かれる
肥草山共同苧沿革に付添書

字王子前二百四十九番
一山林八町三反壹畝貳拾歩
右者明治八年四月十五日付爲取換証之通り仁宇村小仁宇村共同苧に致せし處明治四拾壹年七月より仁宇村弓長善作柏木勇二郎外五十四名持名義と改正せしを以符箋に更に契約を更改し是迄小仁宇村として入合苧を認め居候處今川菊次郎外五十三人(人名は本書末尾宛名に記載の人々)に肥料年貢米として壹ヶ年壹斗五升を本村に遲滞なく納付相成候上仁宇村小仁宇村の共同にて以上之草山面へ肥料のみ苧取へき義從來之通り實行候事村中合議の上決定右沿革添書如件
明治四拾壹年七月貳拾五日

那賀郡鷺敷町大字仁宇村 惣代 弓長 善作印 同 丹生 勝久印 同柏木勇二郎印
同郡同町大字小仁宇村總代 今川菊次郎殿 秋本嘉之吉殿 外五十三名殿(外五拾三名の氏名省略)
百 合 草 山 論 所

本町百合と延野村朗生の舊兩村は阿波藩時代に入合野山の境界争が起つた事は仁宇の櫻山に對する仁宇と小仁宇との出入事件と起因は同一で山田の拜知が上つた結果であらうと思ふが彼は當然仁宇の山此は古來の入合下草刈取山で其境界が判然せんので出入を起し百合の方では此村の山じやといへば朝生でも亦我が村の山と争ひ遂に兩村受持の與頭庄屋西納村の植原權太兵衛が裁判勸解することゝなり屢々同山見分に出張せられた其名殘の公文通知が勘田島太郎氏方に存じて居る其封套には急々御用百合村庄屋勘田倍三殿植原權太兵衛として捺印せられてある其公翰文には

其村並朝生兩村草山出入の場所へ爲見分明七日出張いたし右山遂見分候條重立候百姓之内兩三人宛召連右山へ御出懸け可有之候段申進候 以上
丑 二 月 六 日 植 原 權 太 兵 衛

百合村庄屋 勘 田 倍 三 殿
とある朝生の庄屋に向けても同一の通知はいた筈であるが丑の二月とあるは確かに別らんが勘田倍三は天保二年に庄屋となり慶應三年に終つて居るが慶應元年は丑であつても植原權太兵衛は文政五年に與頭庄屋となり安政四年に終つて居るから夫でない去れば倍三が庄屋となつた天保二年から權太兵衛の死んだ安政四年の間の丑は天保十二年と嘉永六年との二度はかないが嘉永六年には權太兵衛は七拾六歳の高齡で其子又三郎が御用代で權太兵衛は外出せず何時も又三郎が御用代名義で勤めて居つた文書が相生村内に段々残つて居るのを認めたら其年でないさすれば天保十二丑年二月六日の公文である處で此時であるが其後であるかは不明であるが見分せられる當日百合の方では牛や馬やを其山に放して置いたを認められ百合の山であるから此様に何時も牛馬を自由に放してあると判断せられ遂に百合の勝訴となつて今に其野山は論處と稱して百合の山となつて居るといふことである

當礦山については既に述べたが其後の模様を述べると明治三年七月徳島藩は米人フハリントンを庸聘して銅鐵礦山炭礦等の調査をせしめた其個處を一々擧げるは本町史として不用であるが本郡に入つては赤石古毛の炭礦始め海部郡淺川浦の焼尾山まで巡調せられた事跡がある處で百合の金山はさうであるかといふと明治五年七月阿波國那賀郡百合村金山谷銅山曠年廢坑の跡を開き同年九月より十一月迄の出礦を量るに五千七百貫目にして其分析率銅三百七拾七貫五拾目を得た其翌六年三月請負稼を命じて明治七年五月三十一日七千貳百拾九坪の借區を許した蹟が其筋の文書に残つて居る又阿波國郡村誌中百合村誌の中には礦山として

礦山 高壹町五拾間周回拾貳町四拾六間本村元標より巽の方拾參町五間にあり坑物發見は年曆詳ならず明治六年より再起同八年迄三ヶ年を平均して壹ヶ年分出高荒銅千三百五拾八貫三百目同九年より休業

と見えて居る茲に又面白い逸話がある米人フハリントンは蒲團に這入らず表座敷の床に上つて寝たといふ其後の同坑借區の持主は大和朝利四郎、東龍太郎等を経て現今は多木久米次郎の持山となつて居るが同人は大正八年限りで休坑して居る

税地貢租

明治の初期の税地と貢租は阿波國郡村誌の本町誌中の税地の所に

中山村 税地 田六拾貳町壹畝貳拾九步 畑五町六反八畝二十九步 宅地五町七畝貳步 山林舊反別拾四町貳反六畝拾七步 總計八拾七町四畝拾七步

和食村 田六拾九町五畝二十五步 畑拾九町七反七畝三歩 宅地六町七反七畝三歩 山林舊反別七拾七町六反九畝二十一歩 總計百七拾三町貳反五畝拾九步

和食町 宅地貳町三反九畝二十六步 總計五町壹反九畝拾壹步

土佐町 田五反貳畝拾五步 畑三町六反九畝七步 宅地九反七畝拾九步 總計五町壹反九畝拾壹步

百合村 田拾八町壹反七畝拾六步 畑貳町五反六畝九步 宅地三町貳反壹畝二十七步 山林舊反別六町八反四畝步 總計三拾町七反九畝二十貳步

阿井村 田拾六町貳反九畝貳拾四步 畑四町貳畝二十七步 宅地貳町參反八畝貳拾貳步 山村舊反別九畝貳拾七步 總計貳拾三町三反壹畝拾四步

仁宇村 田拾六町五反八步 畑七町壹反七畝壹步 宅地三町五反九畝五步 山林舊反別九町六反步 總計三拾六町八反六畝拾四步

小仁宇村 田拾六町五反六畝拾八步 畑九町五反貳畝貳拾貳步 宅地三町四反六畝貳拾步 山林舊反別壹町貳反壹步 總計三拾町七反四畝壹步

右の時代にあつては年貢を地租と改め運上銀を税とした去れども地租は年貢時代を其儘に米納本位で麥の換納を許したが税となつては運上時代の貫匁或は錢何貫何何文といふのを止めて今の如くに圓錢厘に改めた尙同上誌中の貢租の處に見えたる地租及び税金の模様を轉載する

中山村 貢租 明治九年一月一日調 米貳百八石五斗八升八合 麥三百五石壹斗八升四合 國税金壹圓 縣税金三圓貳拾五錢 山税金五圓九拾錢 總計米麥合貳百四拾參石七斗七升貳合 金拾圓拾五錢

以下貢租と調年月日地租の見出しを省略して連載する

和食村 米三百貳拾壹石壹斗六升貳合 麥百拾貳石四斗五升三合 山林税金拾圓四拾四錢四厘 國税金貳圓縣税金五圓五拾錢 總計 米麥合四百參拾參石六斗壹升五合 金拾七圓九拾四錢四厘

和食町 米拾壹石六斗五升三合 麥八石八斗壹升 國税金百三拾六圓八拾五錢五厘 縣税金九圓五拾七錢 總計米麥合貳拾石四斗六升三合 金百四拾六圓四拾貳錢五厘

土佐町 米七石八斗九升四合 麥四石七斗九升六合 國税金拾圓 縣税金五圓六拾八錢 總計米麥合拾貳石六斗九升 金拾五圓六拾八錢

百合村 米七拾壹石四斗五升三合 麥八石六斗壹升九合 山林税金壹圓三拾六錢八厘 國税金三圓四拾錢 總計米麥合八拾石七升二合 金四七拾六錢八厘

百合谷村 米拾八石壹斗貳升七合 麥貳石七六七合 山林税金壹圓四拾錢五厘 國税金三圓三拾五錢 總計米

阿井村 麥合貳拾石八斗三升四合 金四圓七拾五錢五厘
 米六拾三石九斗壹升九合 麥拾五石六斗三升壹合 山林税金貳錢四厘 縣税金拾錢 總計米麥合七拾九石五斗五升 金拾貳錢四厘

仁宇村 米七拾石六斗五升五合 麥拾五石九斗壹升五合 山林税金貳拾圓拾四錢四厘 國税金三拾三圓 縣税金四拾錢 總計米麥合八拾六石五斗二升 金三拾五圓五拾四錢四厘

小仁宇村 米七拾五石六斗四升三合 麥貳拾石三斗貳升五合 國税金三拾七圓五拾八錢 縣税金五圓拾四錢 山林税金貳拾六錢 總計米麥合九拾五石九斗六升八合 金四拾貳圓九拾八錢

次に本町經濟狀態世の啓發向上に伴ひ自然の膨脹に依る左の通りで明治二十二年十月町村實施後大正十三年度に至る歳出決算

年 度 別	歳 出 經 常 費	全 上 臨 時 費	合 計
明治貳拾貳年度	四六六、二三四		四六六、二三四
明治貳拾三年度	一、三五五、七三八		一、三五五、七三八
明治貳拾四年度	一、二四四、〇七九		一、二四四、〇七九
明治貳拾五年度	一、五九三、九一一		一、五九三、九一一
明治貳拾六年度	一、六二二、三九七	八、六七三、九〇〇	一〇、二九六、二九七
明治貳拾七年度	一、二八一、三五六		一、二八一、三五六
明治貳拾八年度	一、六二〇、七九五	六二〇、四二六	二、二四一、二二一
明治貳拾九年度	一、七三八、五二三	四九九、七七三	二、二三八、二九六
明治參拾年度	一、九〇九、〇二四	八、〇六六、一三一	九、九七五、一五五
明治參拾壹年度	二、〇五一、八二四	五、五九三、七三五	七、六四五、五五九
明治參拾貳年度	二、三一二、〇七三	五、六〇八、九四六	七、九二一、〇一九

明治參拾參年度	二、五八八、六二三	二、八六五、〇二五	五、四五三、六四八
明治參拾四年度	二、九六六、一〇七	三、七三〇、五二〇	六、六九六、六二七
明治參拾五年度	三、六〇八、五一八	三、四四三、三九四	七、〇五一、九一二
明治參拾六年度	三、六九一、七五三	二、六四〇、一五五	六、三三一、九〇八
明治參拾七年度	三、〇二九、八二八	一、四八二、九八〇	四、五一二、八〇八
明治參拾八年度	三、二六〇、八三五	五〇〇、〇〇〇	三、七六〇、八三五
明治參拾九年度	三、四四三、〇九五	五七八、二四七	四、〇二一、三四二
明治四十年度	四、七五六、三〇三	三六〇、四六四	五、一一六、七六七
明治四十一年度	六、三〇四、八三五	四、六一八、三五六	一〇、九二三、一九一
明治四十二年度	七、二一八、一八五	一、九五五、四七一	九、一七三、六五六
明治四十三年度	六、五四五、五二七	四、〇一一、四九七	一〇、五五七、〇二四
明治四十四年度	七、三八二、〇六八	一、一〇七、一〇〇	八、四八九、一六八
明治四十五年度	七、〇八〇、二五六	二、一五一、六六一	九、二三一、九一七
大正貳年度	六、四六一、九九八	一、八二二、七六四	八、二八四、七六二
大正參年度	七、〇〇四、一九一	五、二一三、七一九	一二、二一七、九一〇
大正四年度	六、六〇五、一九五	三、四八〇、一一二	一〇、〇八五、三〇七
大正五年度	六、六八五、七四〇	一、三八七、七九〇	八、〇七三、五三〇
大正六年度	七、八七四、七〇〇	一、九四五、一三〇	九、八一九、八三〇
大正七年度	九、四一八、三六〇	七、七六四、八〇〇	一七、一八三、一六〇
大正八年度	一三、六〇九、三一〇	三、三九五、一〇五	一七、〇〇四、四一五

大正九年度	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度
二〇、〇六三、一六〇	二一、三三七、三七〇	二二、二七七、六九〇	一九、八八九、六四〇	二二、一三九、二六〇	二二、〇七七、〇〇〇
七、八〇八、〇一〇	七、五二七、三六五	五、六七一、〇三〇	六、八二八、五〇〇	九、四八七、八六〇	二〇、七一七、〇〇〇
二七、八七一、一七〇	二八、八六四、七三五	二八、九四八、七二〇	二六、七一八、一四〇	三二、七二七、二二〇	四三、七九四、〇〇〇

備考 大正十四年度は豫算による

既往十年間に於ける本籍人口、戸數動態調査表

年別	人口計	戸數	結婚數	離婚數
大正四年	二二、一〇〇	八三四	七三	九
大正五年	二二、一九七	八三三	三五	二
大正六年	二二、〇七六	八三五	四五	四
大正七年	二二、二五五	八五七	二七	三
大正八年	二二、三四一	八四四	五〇	二
大正九年	二二、三六三	八五一	二八	四
大正十年	二二、三三八	八七五	五〇	四
大正十一年	二二、三六六	八六一	三三	七
大正十二年	二二、三八三	八六四	二九	二
大正十三年	二二、三〇八	八七二	四五	三
大正十四年	二二、三〇八	八七二	四五	三

出生男計	出生女計	出生				出生男計	出生女計	死亡	死産
		本籍	人	出	生				
八七	五八	二	五	〇	二	五	六	九	
六八	五三	二	五	一	二	五	四	三	
九三	七九	三	四	一	三	四	二	一〇	
八一	六二	四	三	一	四	三	六	五	
六七	七五	二	一	三	二	一	六	五	
八九	八九	四	〇	三	四	〇	九	七	
六四	六七	二	一	五	二	一	四	三	
七二	八二	八	一	三	八	一	六	三	
八七	七四	六	三	四	六	三	二	一〇	
六三	七八	五	一	四	五	一	四	四	
八二	六六	三	三	二	三	三	六	三	

附記 本調査は各年十二月三十一日現在とし大正十四年分は十二月二十二日現在分明のものとする

辰の水

明治維新後の大水として今尚人膽を寒からしめるは慶應二年寅の水より廿七年目は明治廿五年の辰の水である同年七月廿四日の夜に一大暴風雨が起つて那賀川筋の出水は平水よりは二丈五尺の高きに至つた然るに其翌廿五日に至つて俄かに其水は平水に復した是は前夜の暴風雨に際して海部郡平谷村荒谷山嶽三文峠と稱する所が横五百

間餘豎四百間餘も崩壊して那賀川の上流を堰止めたので其停水は本郡坂州村に湛へて坂州木頭木頭の村社宇奈爲神社の神殿杯は水底となり該社正面の杉木杯も梢頭僅かに三尺位を残したばかりとなつたが廿七日午後四時過に至つて停水放散して下流沿岸の村落を没した其水量殆んど五丈五尺有餘となつて濁流怒濤は家屋田畑を壊流しながら天地と鳴動して押切つた是より先三文時崩壊の知らせが來た時より本町内一圓の住民等は豫め警戒はして居つたが實地に暗い處から慶應二年の寅の水より大きくはあるまいと思つて居つた中にも和食方面では吉田一則、徳田俊太郎、松浦房次郎、徳野武平等廿七日午前八時頃より徳田の宅に會合して暴水の要害を議り高嶺に見張を出して暴水溢れ来るを見たら直に相圖をせしめる事に一決し松浦房次郎は役場に赴き村費を以て人夫を雇ひ和食の高嶺字ヒグレの山巔に遣し置いて水の来るを見たら空炮を發射せしめる事を要求し又一方には警察分署へも届けて置いたが其日午後四時に至つてヒグレの山上より相圖の炮響が聞えたので衆皆狼狽して無用の器具を携へ或は食器食物杯を携帯して秋葉山上に避難した其時吉田一則も家族一同を携へて同山に逃るゝ中途で河岸を見たら大波怒濤は山嶽を鳴動し來つて瞬く間に本村一圓泥海となり數戸の茅舎が漂流してゐた云々とは吉田一則記録に見れた處である斯くて午後十一時頃漸く干潟となつたが蛭子神社の鳥居の下には倒木破屋が流着して山を成し神門、神輿庫、拜殿、幣殿は残らず流亡して唯残つたは神殿ばかりであつた此洪水で字町なる神主吉田家並に和食尋常小學校も倒壊し一家三人家屋に乗つて流亡した悲惨もあつたといふ廿八日午前八時過再び崩壊の残水溢れ來つて災害の上塗をした本町役場も此洪水の打撃を受けて必要なる帳簿書類の多くを浸害流亡した其他の方面にも寅年以上の水害を蒙つたが和食方面を以て被害の大なる主點と認めた其爲恐多くも荒地視察の勅使として東園侍従を御派遣あつたは永く記憶し皇恩の忝きを忘却すべからざる處である尙又吾人は嘉永二年の酉の水慶應二年の寅の水並に如上の辰の水を合せて三大洪水の史蹟とする

第九編 學校沿革

本町内濫觴の小學校は阿波國郡村誌に見えた處は次の如くである

中山村 學校(明治九年一月一日調) 小學校壹ヶ所本村長の方字喜安にあり人民共立生徒男四拾七人女六人

和食町 學校(明治九年一月一日調) 小學校一ヶ所本町東の方字町にあり人民共立生徒男四拾八人女なし

阿井村 學校(明治九年一月一日調) 人民共立小學校一個本村長の方字杉ノクボにあり生徒男三十三人女四人

以上見えたる處で中山小學校は明治七八年の頃字カジャ前貳拾七番地の舊廢庵を改築して開校せられたもので明治十九年十月學區學校改正の結果で其前月末に廢校なつた此間に於ける教員は岡本兵太郎、森源次、織原儀三郎田村上五郎等にして職名は不明である

和食小學校は明治七年十一月今の和食郷字時元にあつた時元庵を借上げ教場に使用して居つたが翌八年三月有志者の義捐金を以て之を買取り尙用材を増加して和食町字殿町(今の和食字町)へ始めて校舎を建築した其後徳田佐平は本校の周旋係となつて明治八年和食町戸籍の同人頭に「和食小學校周旋係申付候事明治十年九月廿日高知縣」と見えて居る其後校舎は尙又明治十五年用材を増加して再築したが明治十九年十月一部一學となつて戸長の所管を離れて郡長直轄となるべき爲に其年九月末日廢校なつた同校最初の教員は一等授業伊勢集二(明治七年十一月拜命一年二ヶ月在職)にして其後は三等授業原萬壽雄(明治九年一月拜命)で其他傭に澤邦吉(明治九年五月拜命六ヶ月在職)あつて原萬壽雄は同年十一月二等授業生を改めて拜命し二年一ヶ月間在職した其他傭に吉田一則(十一年十二月拜命在職一年一ヶ月、後明治十四年一月再職一年三ヶ月在勤)阿部久吉(明治十三年一月拜命一ヶ年間在職)あつて明治十五年四月五等訓導湯淺政吉來任し四年四ヶ月間在職した本校創設の時には有志の義金で以て學資を求めた其名殘としては明治八年和食町戸籍中松浦佐喜次の處に

學資金參拾圓献納木盃下賜

明治七年四月

名東縣權令 久

保

斷

三

と見えて居る又和食村の日下猪之五郎は同上金拾圓を献納したので

日下猪之五郎

人材教育の旨趣に感じ爲区内學資金拾圓致献納候段奇特之事に候依之爲其賞木杯壹個下賜候事

明治八年九月二日 名 東 縣

と賞賜せられた又明治八年和食町戸籍に板東豊助は明治八年四月区内學資金參圓献納して賞詞せられたことが見え小仁宇の秋本家には次のやうな褒狀が残つて居る

秋本和三郎

人材教育之旨に感じ爲区内學資金參圓致献納候段奇特之事に候依之褒置候事

明治八年四月 名 東 縣

阿井小學校は明治七年十二月仁宇阿井百合三村の協議費で一の校舎を新築して開校せられた當時戸錢で建家開校器械の入費を支辨した形見は

証

一金六圓 阿井村戸錢 一金七圓廿九錢 仁宇村戸錢 合拾參圓廿九錢

内壹圓五拾七錢六毛四系 建家之節入費金御渡不足

同壹圓拾七錢四厘 開校に付入費並器械入費とも御渡候

指引 拾圓五拾四錢五厘參毛六系

右之通昨八年各分兩村戸錢上納金之内右御指繼御願申上候尤殘金御上納仕候に付御請取奉願上候也

子 二月 八 日 仁宇村伍長 柏 木 理 之 太印

勘 田 副 戸 長 殿

とある塩梅で子二月とは明治九年二月である其後明治十四年頃に至つて更に三村有志の義金を募つて阿井八幡神社境内の南側に再築した然るに明治十九年九月末日に至つて教育令の改正で其他の諸校と同時に廢校なつた

以上の時代に於ける學區學校の名稱異動の跡を調べて見ると明治八年四月廿一日制定にては

第三大學區名東縣管内第三十七番中學區那賀郡何々村 何々小學校

と稱して共立制度であつたが明治十年十二月廿四日改正で學校の校を除いて

第三十八中學區自第百五十九番小學區至第百六十番小學區聯區 公立何々小學校

と稱することとなり明治十二年十月廿七日よりは

德島縣阿波國那賀郡何村 公立何々小學校

と改稱して一村一學區の制となり明治十九年九月廢校の時に至つた明治十九年十月一日よりは一郡一學區となり小學校は残らず郡長直轄となつて高等小學校は那賀高等小學校と稱して富岡に一校を置かれた夫と同時に本町内では和食尋常小學校が以前の和食小學校の處に指定開校せられた是が小學校に高等尋常の兩種が生れた本源で今の和食尋常高等小學校は是より發達したのである次には現在存する學校沿革記述に及ぶ

和食尋常高等小學校

前に述べたる如く明治十九年十月一日和食尋常小學校と稱して修業年限四ヶ年の尋常小學校は以前の校舎で開校なつた後其校舎は明治廿五年迄持續せられて居つたが同年七月前古不聞の大洪水あつたが爲に倒壊したので同年九月よりは和食郷八幡神社境内の舞臺を以て仮教場に充用して教へて來たが明治廿九年に至つて舊敷地に新に校舎を建築して同年四月移轉した之が當時に於ける尋常科の教室にして現今の舊校舎である其後明治三十年八月校舎を増築して高等小學校を併置してから驚敷村立和食尋常高等小學校と呼ぶに至つた之が現今の校舎である次に今の校舎其他の模様を述べると

一木造瓦葺壹棟此建坪四十坪 一同上壹棟同拾五坪 一同上壹棟同九拾坪 一運動場三百七拾三坪 一其他四拾五坪

にして敷地總面積は六百拾貳坪である尋常小學校の通學區域は小仁宇土佐和食和食郷にして高等小學校の通學區域は本町内一である

是より先明治二十四年一月十日教育勅語謄本を拜戴し同曆四十一年十二月四日戊申詔書を拜戴した其前其年四月尋常小學校の修業年限を六ヶ年に延長し高等小學校は最初は修業年限二ヶ年のものを置いてあつたが尙又三ヶ年修業のものとしたが校舎の改築は多年の問題であつた大正十三年度に於いて敷地の擴張及運動場凡一千坪の買入をなし同十四年三月一日の町會に於いて改築費六萬圓を豫算は議決した其間に於て明治四十一年七月廿一日町制施行してからは町立となつて居る次には重なる職員の異動表を掲げる

校長異動表 (最上席訓導より兼任)

任命年月日	退任年月日	理由	氏名	任命年月日	退任年月日	理由	氏名
明治廿三年一月卅一日	明治卅四年七月十日	轉任	宮崎 郁太	同四拾壹年三月卅一日	同四十二年三月卅一日	同	湯淺 六彌
同 卅四年七月十日	同 卅五年三月卅一日	同	吉田關次郎	同四十二年三月卅一日	同四十二年三月卅一日	同	吉岡 謙吉
同 卅五年四月十九日	同 卅六年九月 日	不明	武岡 榮	同四十二年三月卅一日	大正貳年三月卅一日	同	友成藤三郎
同 卅六年九月五日	同 卅七年三月卅一日	休職	中島 順太	大正二年三月卅一日	同 八年三月卅一日	同	中田 辨吉
同 卅七年三月卅一日	同 四十年三月卅一日	轉任	磯崎千代太	大正八年三月三十一日	同 十年三月三十一日	同	生杉庄太郎
同 四拾年三月卅一日	同四拾一年三月卅一日	同	幸田 豊三	大正拾年三月卅一日	現 任	同	村井宗次郎

主席訓導異動表

任命年月日	退任年月日	理由	氏名	任命年月日	退任年月日	理由	氏名
明治十九年十一月 日	明治廿二年四月 日	不明	内藤熊太郎	同 廿三年六月 日	同 廿四年五月 日	同	車田喜代吉
同 廿二年四月 日	同 廿三年六月 日	同	芝原 清吉	同 廿四年八月 日	同 卅二年八月 日	同	大野 榮藏

(備考) 主席訓導は校長を置かん以前の最上位訓導で後の校長同様の職務を執つて居つたものである大野の

前に三ヶ月間訓導水口源七が主席であつたが此處に掲げて前には畧した又校長より古參であるが校長に任命せられて居らなだったので下へ廻した又内藤熊太郎は四等訓導であつたが其次よりは訓導の等級を廢止せられたものである

訓導異動表 (校長兼務の外)

任命年月日	退任年月日	理由	氏名	任命年月日	退任年月日	理由	氏名
明治卅二年九月一日	明治三十三年六月 日	不明	牧野 惣作	同四十四年三月卅一日	大正六年三月三十一日	同	三木 春吉
同 卅四年四月 日	同三十六年三月卅一日	轉任	西本 安太	同四十五年三月卅一日	同 五年三月三十一日	同	中田榮三郎
同卅五年十二月廿五日	同三十七年九月三十日	同	立川 房吉	同四十五年三月卅一日	同 貳年三月三十一日	休職	澤田禎次郎
同 卅六年三月卅一日	同三十九年三月卅一日	同	永田徳三郎	大正四年三月三十一日	同 六年十二月廿五日	同	生原 武平
同 卅七年三月卅一日	同三十九年五月四日	同	久米コマツ	同 四年三月三十一日	同 五年三月三十一日	轉任	湯淺 豊
同 卅七年三月卅一日	同三十八年三月卅一日	同	喜多 信一	同 六年三月三十一日	同 七年三月十九日	死亡	宮崎藤五郎
同 卅八年三月卅一日	大正五年二月十二日	死亡	原 萬壽雄	同 三年三月三十一日	同 四年三月三十一日	轉任	柴野 トヨ
同 卅九年五月四日	明治四拾年十一月 日	校令百廿七條 休職	吉田シヅリ	同 七年三月三十一日	同 拾年三月三十一日	同	庫元 隆義
同四十年三月卅一日	不明	不明	森吉宗三郎	同 五年三月三十一日	同 六年三月三十一日	同	伊勢卯太郎
同四十年三月卅一日	明治 明	不明	井上寅太郎	同 五年三月三十一日	同 九年十二月卅一日	同	千田 與一
同 四十年三月卅一日	同 四十二年三月卅一日	轉任	高島 フサ	同 十年三月三十一日	同十二年三月三十一日	轉任	谷廣 左近
同 四十年三月三十一日	同 六年三月三十一日	退職	東雲多賀次	同 十年三月三十一日	同十三年三月三十一日	同	高岡 儀八
同 四十年三月三十一日	同 八年三月三十一日	轉任	木村タマノ	同十二年三月三十一日	同十三年三月三十一日	同	若田 善藏
同 四十年三月三十一日	大正八年三月三十一日	轉任	高井 三平	同十三年三月三十一日	同十三年三月三十一日	同	和多 敏雄
同 四十年三月三十一日	明治四十二年八月卅一日	轉任	下村 一衛	同十二年三月三十一日	同十三年三月三十一日	同	中谷 要

同 八年三月三十一日	大正十年三月三十一日	轉任	富永 龍太	同十三年三月三十一日	現任	室岡 徳高
同 十年三月三十一日	同十一年三月三十一日	同	福富 雅次	同十三年三月三十一日	同	徳田 榮
同 九年三月三十一日	同十年十二月三十一日	校令施行規則 一、二、六 ノ別 段退職	篠原 喜代	同十一年三月三十一日	同	島村たきこ
同十一年三月三十一日	同十一年三月三十一日	同	坂東 信子	同十三年三月三十一日	同	堀川ツネノ
						庫元富太郎

以上の外現在の職員に准訓導谷教善、代用教員阿部幸則の兩名がある

和食實業補習學校

大正八年四月一日創立 校長 生杉庄太郎

外職員男女共小學校より兼務

男女共夜學 放課後(小學校)に教授することとし

大正十年四月一日よりは現任 校長 村井宗次郎となつて 外職員前に同じく兼務である

大正十三年四月一日規程を改正して女子は通年制となり

別に専任教師は現任助教諭 藤本キヨノ(後森と改姓)にして女生徒数は四十一名である

中山尋常小學校

初は舊校舍を以て教室とし和食尋常小學校中山分教場として設置せられたが明治廿八年十一月八日獨立して中山尋常小學校と呼ぶに至つた其後同曆三十四年八月新築校舍が落成した當時に於ける建物敷地の模様は次の如くである

- 一、敷地坪數 百五拾坪の處へ今川久藏所有地六十五坪を借入れたので合計二百十五坪其後六七坪 一、建物坪數三拾六坪其後六七坪 一、教室坪數一五、七五坪同第二教室二一、二五坪裁縫室一一、二五坪計三九、二五坪 一、職員室坪數四坪同昇降口玄關四坪 一、炊事室同上二、二五坪 一、運動場一〇〇坪 一、其他一二坪廊下三、五〇坪玄關四、〇〇坪計一九、五〇坪

其後明治四十二年九月三日天井造作竣工同四十三年十月中旬第二教室裁縫室及び玄關の増築起工明治四十四年一月十三日竣工した本校奉置の勅語謄本は明治廿八年十一月七日戊申詔書は同四十一年十二月四日の拜戴である現在の位置は中山字とよめん三拾六番で通學區域は大字中山一圓であるが和食境にある十戸の兒童は和食校へ就學してゐる次には職員異動の表を掲げよう

校長異動表 (最上席訓導より兼任)

任命年月日	退任年月日	理由	氏名	任命年月日	退任年月日	理由	氏名
明治廿八年九月一日	明治廿六年三月卅一日	轉任	木村丈太郎	同 六年三月卅一日	同 八年三月卅一日	同	三木 春語
同 卅六年四月十日	同 卅九年三月廿四日	退職	牧野 惣作	同 八年三月卅一日	同 十年三月卅一日	同	高岡 儀八
同 卅九年三月卅一日	同四拾一年三月卅一日	轉任	細川頼次郎	同 拾年三月卅一日	同 十二年三月卅一日	退職	生杉庄太郎
同四十二年三月卅一日	大正貳年三月卅一日	同	生杉庄太郎	同 拾貳年十二月卅一日	現任		小西 虎吉
大正貳年三月卅一日	同 六年三月卅一日	同	宮崎藤五郎				

訓導異動表

任命年月日	退任年月日	理由	氏名	任命年月日	退任年月日	理由	氏名
明治四拾三年三月卅一日	明治四拾五年三月卅一日	轉任	清水 友市	同 八年三月卅一日	同 九年三月卅一日	轉任	篠原 キヨ
大正三年六月廿六日	大正五年三月卅一日	同	高島 フサ	同 九年三月卅一日	同 拾二年三月卅一日	同	田中福太郎
同 六年三月卅一日	同 七年十一月三十日	退職	増田ツネノ	同十二年十二月卅一日	現任		篠原 喜代

以上の外現在の職員に代用教員高江マサエがある

中山實業補習學校

大正八年四月一日創立で當時の校長は高岡儀八であつたが其後

大正十年四月一日よりは 校長 生松庄太郎 となり

大正十二年四月一日よりは現任 校長 小西 虎吉 にして

大正十三年四月一日校則は改正なつたが職員は兼務である

阿井尋常小學校

明治廿三年十月小學校令改正後は和食小學校の分校となり或は分教場となり以前の阿井小學校の校舎で阿井、百合、仁宇等の児童を教へて居つたが明治廿八年七月獨立して阿井尋常小學校となり明治卅五年八月増築をなし其後明治四十一年十二月現校舎の新築に着手し同四十二年二月十五日落成して四十二年三月廿日開校した建坪は九十二坪余附屬建坪は六坪餘にして敷地は一畝余歩は仁宇、阿井、百合の寄附に因つて出来たものである又飲用水は最初釣瓶貸として年三圓を支拂ひ北淵家の井水を貰うて居つたが大正三年一月新に開鑿した大正九年十二月増築工事を起し同十年三月建坪三拾壹坪半の校舎は出来した運動場は大正十年七月擴張した其面積七拾坪である又大正十三年四月一日裁縫室狹隘なるを以て職員室の障壁を除去して裁縫室に充つることとした其坪數拾參坪五合である

本校の勅語謄本は明治廿八年八月拜戴して奉置してある現在の位置は阿井參拾九番屋敷の一にして通學區域は阿井、仁宇、百合、百合谷であるが明治三十七年三月百合字さいの及び百合谷の學齡兒童は小學校令第六十三號末項の但書に基き別に教育となすこととなつた明治四十一年四月義務教育の年限は四ヶ年であつたのを六ヶ年に延長せられたのは他校と同様である次には職員異動の表を掲げう

校長 異動表 (最上席訓導より兼任)

任命年月日	退任年月日	理由	氏名	任命年月日	退任年月日	理由	氏名
明治卅四年四月二日	明治卅八年三月卅一日	轉任	原 萬壽雄	同四十二年十月廿九日	大正二年三月卅一日	同	撫養 甫
同卅八年三月卅一日	同四拾一年三月卅一日	轉任	福島益太郎	大正二年三月卅一日	同 八年三月卅一日	同	生杉庄太郎
同四十一年三月卅一日	同四十二年十月廿九日	同	石川 豹一	大正八年三月卅一日	現 任	同	三木 春語

訓導 異動表

任命年月日	退任年月日	事由	氏名	任命年月日	退任年月日	事由	氏名
明治卅二年十一月八日	明治三十四年四月二日	校長に昇進	原 萬壽雄	同 七年三月卅一日	同 八年三月卅一日	同	植田 壽則
同四十四年三月卅一日	大正貳年三月卅一日	轉任	新居 龍太	同 七年三月三十一日	同 八年四月三十日	退職	植垣 日ネ
大正三年三月卅一日	大正四年七月卅一日	退職	武田 忠二	同 八年三月卅一日	現 任		場合 佐平
同 五年三月卅一日	同 七年三月卅一日	轉任	伊勢 潤平	同 九年三月卅一日	大正九年五月廿二日	轉任	徳田 榮
同 六年三月卅一日	同 七年三月卅一日	同	木村タマノ	同 九年五月廿二日	大正十四年三月卅一日	轉任	岩田 清
同 十四年三月卅一日	現 任		高岡 儀八				

以上の外現任代用教員柏木保家がある

阿井實業補習學校

大正八年四月一日創立で當時の校長三木春語であつた男女共夜學、小學校放課后教授することとし職員は全部小學校より兼務して居つた大正十三年四月一日規程を改正して女子は通年制となり別に専任教員、助教諭河原文恵をおき女生徒數は四十名である

曆の珍藏家

士佐町の坂部万吉方には大正十四年の今日より百六十年以前なる明和二年乙酉正日以來明治六年癸酉の末に至る

間に於ける伊勢大神宮頒布の大麻陰曆(折本製紫或は黒表紙)百拾壹冊其後は太陽曆發布となつたので両曆並用のもの五拾貳冊を買ひ足して前後合計百六拾參冊を珍藏して居る

歌人 俳人 (下)

明治時代の歌人には和食の郷社蛭子神社の社司に吉田教正があつた一則は現祠堂吉田稔の先代で明治三十四年三月十日に五拾七歳で他界したが其生前の遺什には

明治廿五年七月廿五日ゆくりなき洪水にあひて

常もかもひくく川瀬のことさらにいとすましく崩る瀧つせ。

其後荒地視察の勅使東園待從郷の下られけるを畏み奉りて

おほきみのみことかしこし山里のあれたるさまを見ゆるしつかひ。

ともものせられたるもあれば

中山の里にて時鳥を聞きて

山里は花たちばなもちりにしをまた啼きふりぬほととぎすがな。

萩の花に露の置けるを見て

物思ふわか庭もせの秋萩にうかへる露は雁の涙か。

十月三十日の夜最寒く堪かたきををりに

かりいほのすきもる風の寒きにも賤のわらやを思ひこそやれ。

杯といふやうな類がある

俳人

明治の初に於ける俳壇の王と見る可きものは中山に九日庵羅村があつた羅村は森鈴吉の祖父哲藏の俳号で早くに立机してから地方の宗匠と推稱せられた同人は明治十六年六月三日に六拾五歳で永眠したが其遺吟には

梅のさく迄は窃に冬籠 鶯もをしてそろ／＼筆遣ひ 鶯や旭いたゞく障子越

といふやうなものもあれば

神路山懐古に 水上も清水なるべし五十鈴川

又太龍寺境内にて さみたれて一日くらし杉林

葛ヶ谷にて 寒空の曇はなれぬ深山かな

の如きものは澤山遺つて居るが一々詮議の限でない

小仁宇の今川静太は無事庵蟻城と号して九日庵を繼承すべき筈であつたが故あつて繼承せず阿瀬比の紅雪(同官太郎)が次いで二世の九日庵を繼承して居る中山の岡川羽洲(通稱彦太郎)も斯道の名手で「富は之を千歳と結ぶ梅柳」と森涼秋の結婚式に贈吟してある

次には明治の初に於ける俳人の遺吟を知らせる爲に明治七年十一月阿井の青柳仁宇の歌梅の發起で奉納した阿井の村社八幡神社に掲げられてある木庵選の奉額中から本町史實に關する分を抄出する

東雲や中島さして渡る雁

山脇や逆巻く水に上る鮎

加章 荒田野と思ひの外や稻の出来

次には時代を追ひて明治中期のものとして明治廿八年二月に耕石、杏園、蛙井、溪村の主催で和食郷北地庵に掲げた奉額中から本町分に關するものを抄出する

千町田も一眼に見て青あらし 阿井 花道

戻る氣の揃はで暮るゝ花見哉 同 同道

炎天や捨たる水も日の香 同 知道

來た來よ梅が教る山家かな 同 魯雲

葩に朝日さし込む牡丹かな 魯雲

千 影 舍 評

春行や棚田こぼるゝ水の音 和食 蛙井

柳見に出ればふくるゝ手元哉 土佐 古梅

月涼し雨になる夜もほととぎす 和食 方圓

涼しさや洗うた髪につやのうく 古梅

蟲除の守の白き青田哉 和 花道

蟬鳴くや梢に消ゆる朝曇町 馬道
 見ず知らぬけふの隣や花菟 馬道
 幹の緒を持つ迄くわ清水かな 魯雲
 寝心や春の深みて雨の音 馬道
 流れ行く水さへ蟲によこみけり 古梅
 行水も匂ふか花の下流 古梅
 湧き出る水もつめたき茂かな町 奇松
 蓬萊や匂へばそでにさす朝日處 溪村
 千代の葉の見えて子の日の松の色 知道
 慕れかゝる日も卵の花によごみけり 魯雲
 又別額には前に見えざる本町内の俳人が 耕石
 朝霜や黒金きたふ戸口迄町 限りある染やの嘘や年の暮 小丹生 蟻城
 杯が見えて居る次には同時代に於ける阿井村社八幡神社八千餘吟拔粹奉額集中心要な部分を抄出する

八 日 庵 宗 匠 選
 籠重う戻る笑顔やくり拾 阿井 飛梅
 不足なき遊なりけり花に鳥 花道
 呼に行くといふて出たる踊けり 掌月
 まだ文の話にも残る暑さかな 緑竹
 鶯の籠や不自由は知らぬ聲 梅寶
 羽織着て馬引く十八公の内所 花園
 朝顔や筆のやうなる花蕾 花道

鳥の日の見えてすすしきざしき哉 卜齋
 望布さい涼しき須磨のながめ哉 一丸
 十字か飛呼びに来る子の笑顔哉 花友
 やき米に嬉しき父も噛まるかな 青柳
 菊枯れて札に名残の譽かな 酒花
 勝たせたき人計なり辻角力 湖月
 蕾から生きてさかせる牡丹かな 三洲
 面白く人の集る離れ家 知風
 旅嬉し須磨の泊をけふの月 梅寶
 海山を一荷に軽し年の市 青柳
 學ぶ氣も皆明月の光かな 富士丸
 世の塵はなくてうつくし花むしろ 酒月
 みやき野や氣色立つ萩の花 知風
 霜ふみて雪いたたくや黒木賣 和食
 花のある限りを春の旅路かな 湖月
 長閑や晝間を話し犬渡守 龜樵
 母にはねあづけて早き使かな 梅寶
 静かさやけふのあやなす納屋の隈 酒花
 花婿にゆづる家風や倉開 掌月

明治二十九年季夏 集者 青柳、花道、龜樵、蘭雅、桂花、湖月、三洲、知風
 次には明治末期の作家が跡を見るべく明治四十四年亥霜月吉祥日龜城、花道、南樵、杏園、草月、坂道、土龍、

静夢、華湖、竹堂、龜六の諸輩が催主となりて八幡原の八幡神社に納めたる奉額中のものを掲げる

秋のくれ世に遠ざかるおもひ哉	芝山	無事を身の花と定めて冬籠り	秋
身は夢とさこれ吉野も冬木立	空々	油断なき人の智恵なり水鳴子	吞洲
酒なきを我如何せん今日の月	草月	ないよりもある子の居らで秋の暮	一生
鮫と酒無病の人の病かな	秋枝	若返る薬とてなし惜む年	竹堂
家やある枯野の果や夕煙	芝山	君ケ代は果なくひろし稻むしろ	龜六
草會や青き緑の名なし草	芝山	一瓢に無限の趣味や鹿の宿	南猿
兩隣貸家の札や秋の暮	花道	廣き野や花咲儘にかゝる草	杏園
和漢の書机に高し菊の主	静夢	蟲の音に國の訛りは無りけり	吞洲
遠道と孤制の鬮を破りけり	静夢	遠く行孤村の秋を深めけり	吞洲
飛都さし蛙は古しかれ柳	喜松	外處の夜も秋はあるなり遠砧	自遊
山川の谷の古びや散る銀杏	秋枝	古戰場今は名のみや旗すゝき	芝山
鳴鳴や無限の寂を添ふる鐘	自遊	菊畑や源氏平家の競ふ色	静夢
午時見えぬ隣の近し小夜砧	土龍	莢空の蕊とひ出る小春かな	同道
白萩や清淨無垢の獨り尼	吞洲	茶の花やふみあらしたる普請小家	同道
耳遠くなりし心地や冬籠り	南樵	櫻かと問ふ人もなし冬木立	同道
炭うりの心黒くもなかりけり	同	骨となる路標小さき枯野かな	竹堂
氷る夜や無理にすゝめる豆腐うり	同	鍛音は小鍛冶の軒や秋の雨	龜六
私のなき誠心や年守る夜	竹堂	世を無事に蟲を友なりかくれ里	竹林
牛乗せて渡る小舟や柳ちる	醉花	水のない橋に錢取る枯野かな	芝山

日は表風は裏なる秋日和	草月	投られて禮いふ角力稽古かな	秋枝
吹かれ來た野を夢に見る火炬かな	草月	足跡を限りに雪の山家かな	翠湖
一寸のけむりは遠く秋のくれ	寒天坊	乗捨てた儘の小舟やかれやなぎ	坂道
枇杷の咲く家や小坂の登り口	芝山	旁雨や今日も訪ひ來る人なくて	風籟
山茶花や家柄見ゆる山屋敷	一生	千舌經し宮居の木々や秋の聲	竹堂
荒果てた野に魁けて雪の梅	翠湖	鮫さげてくらし我家を覗きけり	杏園
寺男の鯁嫌ひでもなかりけり	秋枝	赤足袋や踏んで罪なき親の膝	一生
山茶花や雪は見えても遠き山	芝山	水仙や宇治茶の匂ふ家の軒	嘉松
霞ませて見たし小春の登り坂	桂月	澄むかざりすみけり秋の空と水	一生
澁柿や軒で紙すく山の家	芝山	午時木免の鳴くや小暗き神の森	吞洲
名月や家相にもよき松の影	静夢	影うつす水ぎは瘦せて枯柳	嘉松
雁鳴くや水田につづく片在處	自遊	朝寒や何をけむらす柚の家	醉花
櫓焚くや百に間もなき健な人	杏園	紅葉して吉野は二度のながめかな	雅純
家十戸柿千本の在處哉	坂道	眼に耳に世は古びけり秋のくれ	静夢

尙同時代に於ける同宗匠選に係つた水柱觀音(妙石寺)に掲た奉額中に見わたるもので重なる俳句と作者を見るに

時世まつ臥竜の主や菊の菴	竹堂 (土佐)	福多正太郎
牛は野に草なぶらせて角力かな	松露 (八幡原)	堀出嘉平
球栗や中に美しくしき實ありとは	南樵 (同)	岡川松太郎

其他静夢(和食静利吉)花道(和食板東道助)翠湖(西在原勘藏)龜六(土佐沖龜太郎)土竜(和食和田郡平)蛙井(中山小延嘉代太) 台水木樂寺が見える其加章に

夜の底に風は眠りて露の者

明治四十四年十一月十日

集者 田村

雨

龜

藏

次には明治以降にみまがつた故人の墓に見えたる辭世の和歌と俳句を撰録する
和食郷西在庵にあるもの

松田清平東翠 明治十四年六月十一日逝去 享年五十有二 法華教の聲もすゞしき浄土かな
坂東儀間太 明治廿九年七月二十五日逝去 享年七十三

世の花をおもひのまゝにながめ來て猶も樂しき法の道かな

徳田 米吉 明治四十四年四月廿三日逝去 享年八十一 うか／＼と齡かさねて法の道

八幡原墓地にあるもの

延谷小間藏 明治卅八年舊九月廿九日逝去 享年 七拾 暮て行く年を重つて枯尾花

以上の外西在庵の墓地に建てられたる松下萬吉の逆修墓碑には 名も事もなくて散りけり草の露

とあつて大正 年 月 日亡と切付けて生前に後の眺を見て樂むといふ趣を持たせたものもある

現代若手の俳道家で傑出したと見るべきものは中山の竹風庵涼秋である

竹風庵涼秋とは森藤之の俳道號にして大正七年十一月十六日の花の本十一世不誠庵聽秋より萩の本宗匠に列す

といふ立机台可狀を授けられたがまだ立机の運には至つて居らんが

榮行く竹の園生や國の春。 友呼べば山我を呼ぶ紅葉かな。 梅白し月の乾坤詩の天地。

杯の如き近什を見て腕前の程が知られる涼秋一には藤目といふ大正八年同人が結婚式に募られた連理の栞に九日

庵羅村の流を汲む阿瀬尾の二世九日庵紅雪が「麟鳳の愛の記念に山笑ふ」とものしたるを姑として和食の一坂齋如

舟の「金婚に銀婚迄も花の友」中山の愛丘庵柿秋の「竹植わて松に涼しき風の吹く」和食郷三木春水の「苔むした根

さしゆかしや若緑」杯の祝句が見えて居る

尙現代の俳人には洛風庵玄外あつて「斗酒酌んで夜寒の心おほいなり」の如き句を吟じ高岡義人あつて「水と石の

契り久しや苔のはむ」のやうな什物を出す。當時中山、和食の兩方面に各旭水舎が設けられて、斯道に遊んで居る人もだん／＼ある

仁宇阿井の方面には明治三十三年頃交友吟社あり大正七年頃七七會あり其後合併して棕の實が出来今は中々盛である

小仁宇方面には初め六頭會があつたが最近同志が増して赤い雲井社と改め大に斯道に發展して居る

冠

句

冠句は平民文學の最も仕易い樂草に供せられ今も本町内には斯道を樂む人も間々あるが之は明治十二年頃より案辭と稱して流行し始めたもので其後歌枕、文句附、冠句杯と稱して居つたが今は雜俳と稱することが妥當であるといはれて居る本町内には明治の中頃前後に之を嗜んだものもだん／＼あつたが次には明治二十三年三月十五日花月、米子、麻尺、清月、推雅、蓬露の諸輩が催主となつて和食郷の八幡原八幡神社に納めた一貫堂選の永代奉額集から他町村の作者は中略して次に掲げて其時代の形見とする

(冠略) ひきだしてのちから 鹿子の切賣 麻尺 (中略) なをあげて 大根と鯨 金樹

むすんでくれん 日永の夢 推雅 ひきだしてのちから 長者の簞笥 花月

(中略) ひきだしてのちから 馬の爪 蓬露 あまたの人をわらはし福壽草 同人

(中略) おふけなあなじや ほれた臙 米子 (中略) へんしもはやく 宵の味 雲道

(中略) あることない 田草請合 清月 これはいはれぬ 鼠の馳走 金樹

洗ふてお目にかけて 取上婆々 一山 (中略) むすんでくれん 大晦日の納幣 花道

(中略) むすんでくれん 桃園誓 好色 おなしく 帶地の金 樂抱

追加 あることないこととりませて

淨瑠璃と三味彈

明治の始に現れた淨瑠璃語は中山の竹本品太夫で三味彈ば同地の鶴澤小勝である
品太夫は通稱を下司利太郎といひ忠太夫の座に入つて四段目語となつて居つたが
年六十餘歳で死亡した

同人二十八番としては阿漕浦平次住家之段菅原四段目等である
三味弾小勝は通稱下司常吉といふ撫養の鶴澤勝之助の弟子にして先年死亡した

浄 瑠璃 語
小仁宇に三國太夫といふのがあつて六拾壹歳になるも源之丞の座に入つて巡業しお俊傳平猿舞したが得手物であるといふ

煙 火

本町の煙火は丹生谷獨特の吹筒であつて其濫觴は今之を素むるに由なきも古くより行はれたるものゝ如く今より七十年程以前安政年間頃は毎年陰曆七月十六日和食時元庵に十七日は蛭子神社で中山の花火があつた後には和食士佐、小仁宇等のものも加はりて十一組の煙火を一夜に行ふ事となつた之れ即ち和食花火の名を爲すに至つた所以である其他山口新野等にも世に聞へたるものあれど蛭子の花火が其名が高かつた今其模様を記せば初めの中は口徑二三寸位の竹筒に仕込みたるものであつたが後には木筒となり三四寸以上五寸に近きものをなすに至つた舉行するには四間乃至六間位の長さ木材二本を束ね其梢に筒を縛り付け火繩を以て點火し火花を吹かしつゝ裸体の若者二三十人懸りて之れを押立て濡手拭を頭に纏ひたる丸裸の若者二人にて之を支へ最初は銀色の火花瀑布の落るが如く艶麗極りなし後には火を吐く狀電火の如く囂々として万雷の一時に落つるが如く社地も共に裂けしが如く數百の群衆の叫ぶ聲も寂して其凄まじき耳と目を掩ふに至る此間も二人の者は自若として動かさ最後の爆音と共に竿を例して助勢を得て場外に運搬す今より考ふるときは野蠻的行爲であるが其當時は此勇氣を誇りとして居たのであらう

和食花火も大正二年悉地院入佛式の際西在で大會が行はれた丹生谷屈指の煙火四十六組を一夜に舉行した其後火藥類の取締が厳しくなり素人花火は其跡を斷ちたりしが大正十三年頃より又々少しく行はれて居るが陰曆七月十七日の花火は大正十三年以來なくなつた

醫 師 (下)

明治維新後の漢法醫系は和食の佐藤家四代の集安が阿波藩末より長らへて其子恭作をして繼承せしめた模様は
四代 佐藤集安 明治四辛未年霜月十一日卒 享年五十二 五代 同 恭作 同廿九年五月三十日卒
にして同家は明治維新後小性別家厄介の上から士族に編入せられて醫系は恭作限りで切れたが今は恭作の子三策が祭祀を繼いでゐるのは人の能く知る處である
百合の舊醫家岩代家は明治五年百合村戸籍簿に

八番屋敷居住 醫 實父名東郡觀音寺村鈴江忠作亡二男養父宗節當郡吉野村に別居
岩 代 宗 策 壬申年四十四
長 男 宗 安 年 二十 二

とあつて其後の醫系は

五代 岩代宗節 明治六年十二月三十一日卒 六代 同 宗策 同廿一年十月十日卒

七代 同 宗安 同廿五年舊二月十九日卒

で醫系は切れた最終の漢法醫宗安は現代幸夫の祖父にして幸夫の叔父興策は阿井に別れて醫家に因を持つたる藥種商を業としてゐる

以上の外明治五年中山村戸籍簿に

六十六番屋敷居住 醫 實父朝生村佐々木惠吉長男養父朝生村源太郎亡

佐々木 文 節 壬申年二十七
當郡木頭村木村榮明長女 妻 し げ 年 二十八

とあが文節は其後勝浦郡小松島へ去つたといふ夫と前後して中山へは小松島より三石榮白來り百合より岩代宗策杯が來て居つたが尋で明治十九年頃には海部郡西由岐より大内洲白其後徳島生の井後進が加茂村かゝ再轉して來た事もあり石佛から多田某杯も來て居つたが其後孰れも同地を去つたといふ

次には本町役場の醫師藥劑師名簿に見えたるものを基本として其後に本町内で開業したる醫師の去就を記述する
 三木俊龍(嘉永六年三月十五日生)は本籍地海部郡三岐田村大字木岐浦九番屋敷にして來つて本町大字和食村南川
 四十一番地の二に居住した(本籍地變更は明治四十一年三月五日)免狀下附は明治十七年五月十六日で同四十四年
 十一月八日六十三歳で死亡した之は現代三木春語の父である

天羽禎菴(天保十四年九月十六日生)は本籍地は名西郡浦庄村大字下浦村二百二番屋敷にして本町大字仁宇村字學
 原百二十八番地の二に居住した(本籍地變更は明治卅六年九月廿九日)免狀下附は明治明治十七年五月十六日大正
 元年十月廿日他市町村へ轉居した以上の人々は從來開業の漢法醫である

山景莊作(慶應二年十二月五日生)は本籍地は勝浦郡棚野村大字棚野村五十六番屋敷にして本町大字和食村二十八
 番屋敷に來住した免狀下附は明治二十七年七月二日(試験及第)明治卅六年十一月十六日他の市町村へ轉居した明
 治卅八年十月十三日和食字南川百八十六番地へ再來し大正四年四月一日大字和食町字五十六番地へ轉り日日仁
 字六十七番屋敷前田米吉方へ出張所を設けた

大栗聞一(明治六年十月廿二日生)は本籍地は海部郡三岐田村大字由岐浦村字本村八十六番地より明治三十七年五
 月十日日本町大字仁宇村字學原百四十九番地へ來住免狀下附は明治三十年二月廿五日(府縣立醫學學校卒業)明治卅九
 年二月九日他市町村へ轉住した

益崎次郎(明治八年七月廿五日生)は本籍地は本郡平島村大字赤池村六十六番屋敷明治卅六年十一月廿五日本町和
 食村五十五番屋敷へ來住し免狀下附は明治卅六年十一月廿五日(府縣立醫學學校卒業)明治卅九年七月十六日他市町
 村へ轉住した

大栗文徳(嘉永元年二月廿日生)は明治三十六年三月十日他より本町大字仁宇村字學原百四拾九番地へ來住し免狀
 下付は明治十七年五月十六日(從來開業)で明治廿九年二月九日他市町村へ轉住した

植田萬次郎(明治八年九月十二日生)は本籍地高知縣幡多郡七郷村大字加持二百八十二番地より明治卅九年六月廿
 二日本町大字阿井字杉ノ久保五十番地へ來住し免狀下付は明治卅二年六月廿五日(試験及第)其後他市町村へ轉住

した

殿谷隆二(明治十八年一月十二日生)は本町和食町字十八番地の産で明治四十五年六月廿九日開業大正四年五月
 三日阿井字杉ノ久保五十番地岩佐太平方に出張所を設けた免狀下付は明治四十四年十二月七日(府縣立醫學學校卒
 業大阪高等醫學學校卒業)である

和田源六(明治廿二年一月廿九日生)は本町大字和食字町に生る免狀大正貳年壹月廿二日(岡山醫學專門學校卒業)
 で大正五年三月海部郡赤河内村に開業した

松崎健造(慶應元年二月拾五日生)は本籍地は滋賀縣大津市中北國町五十一番屋敷で大正五年七月六日海部郡下木
 頭村大字大戸字谷口四番地より本町大字仁宇六十二番屋敷へ移轉免狀下付は明治二十五年四月二十五日(内務省
 醫師開業試験及第)大正七年八月廿六日廢業

小牧徳身(明治十三年二月廿四日生)は本籍地は高知縣安藝郡土居村字土居二百四十二番屋敷で大正七月廿二日本
 郡長生村大字上荒井字諏訪ノ端十四番地ノ三より本町大字土佐字北町七十五番地へ轉住明治四十年二月四日(岡
 山醫學專門學校卒業)

山景政美(明治卅一年十月廿日生)は本籍地は勝浦郡棚野村大字棚野五十六番屋敷で徳島市富田浦町若林病院にて
 開業中大正十三年三月廿一日本町大字和食字町五十六番地に移轉免狀下付は大正十一年六月卅日(金澤醫學專門
 學校卒業)である

和田博美(明治卅六年三月廿五日生)本町大字和食字町九十八番地で免狀下付は大正十三年八月卅日(岡山醫學專
 門學校卒業)である

以上の外齒科醫には和食郷の坂本茂男が日本齒科醫學專門學校を卒業し歸つて大正十四年三月十五日同地で開業
 し獸醫には田村多平があつた假免狀を交付せられて明治四十三年和食字町にて丹生谷區内で獸醫を營んで居る先
 是櫻木伊九郎が明治四十一年頃獸醫であつた尙又鍼灸治術者には和食の束に時川甚作があつたが死亡し其後松原李
 太郎があつて現在開業して居る

宗門改と其蹟(下)

宗門改は明治維新の後迄繼續した次に掲ぐるは其跡なる宗門改惣帳で様式は除りに變らんが一般の平民は平帳即ち惣帳附込にしたのと身分ある者等が別帳にして改められた跡を見るには必要である

眞言宗明治四未年九月那賀郡二十八番組切支丹宗門御改帳

(勘田島太郎氏所藏)

仕上書物之事

切支丹宗門御改に付先年々度々被仰出候御法度書之趣猶以此度被仰付出之趣奉畏候

一私共二親兄弟妻子女共眞言宗にて太龍寺旦那にて御座候召仕申下人男女共宗門相改不審成者無御座候先達而誓紙を以申上通今以相違無御座候此已後切支丹宗門之者並宗門不審成者御座候はゞ不依何者に早速御注意可申上候依而書物如件

明治四未年九月

那賀郡小仁宇村伍長 小川 孫吉^印 今川 靜太^印

(下畧) 家數合五拾參軒 去秋御改已來絶家壹軒秋本和三郎別指上に付壹軒都合貳軒相減

人數合五拾七人 去秋御改已來右同軒三人相減

右家數五拾三軒頭五拾七人此者共二親兄弟妻子女共眞言宗に而當寺旦那に紛無御座候寺内僧俗共宗門相改不審成者無御座候此已後切支丹宗門之者並宗門不審成者御座候はゞ早速御注進可申上候依而書物如件

明治四未年九月

太龍寺

様

右者先年誓紙を以度々御改之節帳面指上候得共尙又此度被爲入御念御改に付彌相違無御座候若し壹人にても隠置追而相顯申においては私共曲事可被仰付候依書物如件

明治四未年九月

那賀郡小仁宇村與頭 秋本 和三郎^印
同郡仁宇村兼阿井村右同 加藤 清太郎^印
同郡阿井村右同 岩佐 卯之八^印

同郡百合谷村兼帶朝生村右同 矢野 谷藏^印
同郡百合村里長補 勘田 準平^印

様

宛は扣であるから略してあるが後に別るとして其他村の役掛其他身居等の氏名は左の如くである役掛は○印である

○同郡仁宇村伍長 岸 菊藏 同 同 見懸人 金谷楠太郎
○阿井村伍長 湯源彌代太 來 人 柏木 宗吉

見懸 人 相川 幾次 來 人 土佐政吉後家
小 宇村付卒 近藤 基藏 仁 宇 村 同 吉岡儀三郎

○百合村伍長 上野和太郎

次は別帳分で夫に見えたる家々々人数は次の如くである

小仁宇 秋本 關山 竹内 仁宇 柏木 森 阿井 岩佐 元木 百合 勘田 朝生 矢野

別帳分

合九人 内 八人 眞言宗 内 壹人 門 徒 宗

又別に妙法寺且家分の改帳には表紙に以上のかゝりなれば神職よりも左の如きものを出した

名東縣下

阿波國那賀郡

中山村

第九大區阿波國那賀郡

第九小區内中山村

森重吉長男

村社

八幡神社氏子

森 藤 太郎

年二十六歳

弘化四丁未十二月十日日生

明治五年

壬申十二月二日

祠掌服部有信印

戸籍の上にも其氏神等のことを明記した

(紙表) 明治四未年九月二日切支丹宗門御改帳

那賀郡百合村里長補 勘

(勘田島太郎氏所藏)

とあつて内部の文面は變らんが仕上書物之事とある文段の奥には

明治四未年九月二日

那賀郡百合村里長補 勘

田 準 平

南御出張處様

とあり寺諸合証文の奥にも妙法寺として宛は同様であるのを見ると前に略してあつた宛も亦同様であるのが知られる

神 社 (下)

明治の初を標榜する本町内の諸神社は阿波國郡村誌に見えた處で次の如くである

中 山 村

社 八幡神社 村社 社地東西三拾間南北貳拾間面積六百坪本村東の方字クレ石に鎮座す譽田別尊を祭る祝祭文

和元年壬辰正月祭日九月十四日社中文和應永等の棟札あり阿波誌曰稱矢鉾舊在土佐國安田浦嘉慶中森安實者

嘗盛神像干矢筒奉以來遂作祀安之

神明神社 村社 社地東西拾貳間南北參拾間面積七百五拾坪本村乾の方字坊後に鎮坐す天照大神を祭る祝祭

天保四年九月祭日九月十一日

和 食 村

蛭子神社 郷社は編者の手許にある本にはない多分脱漏なれば他でかいてあるから惜いた

八幡神社 村社 社地東西參拾間南北貳拾五間面積七百貳拾四坪本村東の方字八幡原に鎮座す氣長帶比賣命

品陀和氣命大雀命を祭る祝祭年曆詳ならず祭日九月十五日

秋葉神社 無格 本村南の方字南川に鎮座す伊弉册命軻遇突智命を祭る

天神社無格本南の方字南川に鎮坐す菅原道真を祭る

富留戸神社 無格 本村北の方字田野に鎮座す饒速日命を祭る

若宮神社 無格 本村北の方字北地に鎮座す仁徳天皇を祭る

山神社 無格 本村北の方字北地に鎮坐す大山祇神を祭る

山神社 無格 本村南の方字南山に鎮座す大山祇命を祭る

山神社 無格 本村巽の方字八幡原に鎮座す大山祇命を祭る

山神社 無格 本村南の方字南山に鎮座す大山祇神を祭る

山神社 無格 本村西の方字高瀬山に鎮坐す大山祇命を祭る

山神社 無格 本村西の方字西谷に鎮座す大山祇命を祭る

山神社 無格 本村巽の方字井谷に鎮座す大山祇命を祭る
山神社 無格 本村乾の方字田野山に鎮座す大山祇命を祭る
山神社 無格 本村坤の方字南川に鎮座す大山祇命を祭る

和 食 町
金刀比羅神社 無格 本村南の方字南町に鎮座す大物主神を祭る(實は土佐町のやらだ)
九所神社 無格 本町南の方字南地に鎮座す本町開發九人靈を祭る

百 合 村
天御中主神社 村社 社地東西拾七間南北貳拾間三尺面積百九拾壹坪本村乾の方字石橋に鎮座す天御中主命
應神天皇を祭る祝祭年月詳ならず祭日十一月一日

大山祇神社 村社 東西拾四間三尺南北拾九間三尺面積貳百三拾壹坪本村巽の方字松ノ木に鎮座す大山祇命
應神天皇を祭る祝祭年月詳ならず祭日九月一日

百 合 村
八幡神社 村社 社地東西拾六間三尺南北拾六間面積百八拾五坪本村乾の方字大坪に鎮座す應神天皇を祭る
祝祭年月詳ならず祭日九月十五日

阿 井 村

八幡神社 村社 社地東西拾六間三尺南北貳拾七間面積四百拾八坪本村良の方字杉ノクボに鎮座す彦火火出
見命應神天皇を祭る祝祭年月詳ならず祭日は九月八日

湯谷神社 無格 本村坤の方字湯谷に鎮座す大已貴命少彦名命を祭る
山神社 無格 本村東の方字高谷に鎮座す大山祇神を祭る

仁 字 村

八幡神社 村社 社地東西拾九間三尺南北貳拾間三尺面積三百貳拾五坪本村坤の方字學原に鎮座す岡象女命

應神天皇を祭る祝祭年月詳ならず祭日十月十二日

龍神社 無格 本村乾の方にあり字王子前龍山の嶺に鎮座す豐玉姬命を祭る

嚴島神社 無格 本村良の方字王子前に鎮座す嚴島姬命を祭る

大山祇神社 無格 本村乾の方字王子前に鎮座す大山祇神を祭る

十二神社 無格 本村良の方字王子前に鎮座す熊野十二所神を祭る

愛宕神社 無格 本村北の方字王子前に鎮座す伊弉册尊を祭る

天神社 無格 本村良の方字王子前に鎮座す菅原道真を祭る

小 仁 字 村

八坂神社 村社 社地東西貳拾壹間三尺南北拾七間三尺面積參百五拾貳坪本村東の方字舟津の上に鎮座す須
佐之男命を祭る大已貴命稻田比女命を合祀す祝祭年月詳ならず祭日七月七日

八幡神社 無格 本村坤の方字大坪に鎮座す息長帶比女命譽田別命大鷲命を祭る

尙現在に於ける名神社の模様を示すと次の如くである

郷社 蛭子神社 和食郷字和食郷にあつて天照大神、素盛鳴命、蛭子命を祭る由緒としては初鷲敷神社と稱し其
後蛭子大明神と稱したが明治三年十月十五日今稱に改めた又明治五年十月廿七日郷社に列した本殿は縦貳
間横三間にして幣殿縦壹間半横貳間拜殿桁行四間梁行三間、神饌所桁行五間梁行三間神輿殿縦一間半に横
二間、樓門縦壹間半横貳間である又境内は和食郷の共有地にして和食町百五拾六番地ノ一字町で宅地一反
六畝拾參歩同番の二宅地四畝拾壹歩同百五十七番ノ一山林四反一畝拾壹歩といふのであつて境内には月讀
神社(祭神月讀命)水神社(同上水波能女命)宇賀神社(宇賀之御魂命)人丸神社(柿本人丸)等

があつて氏子は三百六十二戸と計上せられた次には同社に存する社記の要点を摘出すると次の如くである
阿波國那賀郡鷲敷村坐蛭兒大明神社記 (同社所藏)

蛭兒大明神十座尊像木体坐 末社二座 月讀尊社 水神社 所祭岡象女命

當社祭祀始干九月七日至同九日奉振神與巡視鷺敷村中山村二箇村是則當社、産子也二箇村大凡五百餘戸當日
鑄馬行之

(上畧)傳日太古蛭兒所乘之船流着干當國當所今社邊有一大櫛樟樹凡十五圍許羅祝融而焚其株猶存生一萌蘖其
大五圍許是則蛭兒之船化為一大櫛樟樹者而其遺跡也(下畧)

寶曆九已卯夏四月十一日

右一覽之席加姓名印章畢

寶曆九年五月十五日

神道管領長上卜部朝臣

兼雄

現在の例祭は十月十日にして祈念祭は二月十八日新嘗祭は十一月二十日で郡長又は其代理者が幣帛料供進使とし
て參拜せられる

村社 八幡神社 和食郷字八幡原に鎮座して祭神は命長帶比賣命、品陀和氣命大省命であつて由緒は不明である
が明治五年十月二十五日村社に列せられた例祭は九月十五日祈念祭は二月十八日新嘗祭十月二十九日で幣帛料供
進社となつて居る建物は本殿縦壹間半横貳間、幣殿縦壹間貳合五勺、横參間五合、拜殿縦貳間半、横參間半、神
輿庫方二間、炊殿縦貳間半横五間にして境内七百貳拾四坪は和食郷の共有地で境内に高良神社があつて武内宿禰
を祭つてある本社末社の氏子は三百七十三戸である

以上の外和食郷の無格社には次の如きものがある

秋葉神社 南川に鎮座して阿遲鉏高日子命を祭り境内には愛宕神社(祭神伊邪奈美命、迦具土命)天神社(同上菅
原道真公)龍神社(祭神和多津見命)の三社があつて境内は和食郷の共有で氏子は三百二十六戸である

富留戸神社 字田野にあつて饒速日命、十種神寶を祭つてある本殿方四尺拜殿方一間にして境内は和食郷の共有
で氏子は二十戸である出雲神社字八幡原にあつて大國主命を祭り境内は原氏の持地にして氏子は三十五戸である
若宮神社 字コツモにあつて大雀命を祭る本殿方一尺五寸拜殿縦貳間横壹間半にして境内は藤田家の持地で氏子
は五十五戸である

金刀比羅神社 大字土佐字奥谷に鎮座し大物主命を祭る本殿は方二尺拜殿縦四間で半横二間半境内は大字土佐の
共有地であつて境内に九所神社(祭神天照大神、五男三女神)の一社があつて氏子は四拾三戸である

村社 八坂神社 大字小仁宇の字舟津ノ上に鎮座し素鳴蓋命を祭る本殿方壹間、幣殿縦貳間横壹間半、拜殿縦五
間横貳間半境内三百五十二坪にして境内一社の八神社には多紀理比賣命、市寸島比賣命、多岐都比賣命、忍穂耳
命、天之菩昇命、天津日子根命、活津日子根命、熊野久須毘命の八柱を祭つてあつて氏子は六十戸である又八坂
神社の例祭は七月十七日にして祈年祭は二月二十三日新嘗祭十一月二十五日にして幣帛料供進社に指定せられて
會計法を適用する神社である

八幡神社 大字小仁宇字大江にあつて息長帶比賣命、品陀和氣命、大雀命を祭り境内小仁宇の共有地で氏子は六
十戸である

村社 丹生神社 大字仁宇字學原にあつて彌都波能女命を祭る本殿方壹間拜殿縦二間半横四間境内三百七拾五坪
は勘田家の持地と見ゆ境内に入幡神社もあつたが明治貳拾一年一月九日本社丹生神社へ合併せられ氏子は五拾九
戸にして例祭は十月九日祈念祭は二月十九日新嘗祭は十一月二十六日幣帛料供進指定の神社である

此外仁宇の無格社には次の如きものがある

龍王神社 字龍に鎮座して豊玉比古命、豊玉比賣命を祭り氏子は五十九戸である

村社 八幡神社 大字阿井字八幡森に鎮座し譽田別命を祭る本殿縦壹間横壹間半、拜殿方二間、炊所縦二間半横
五間、境内四百拾八坪は勘田家の持地にして合祭神は出見神社(祭神彦火々出見命)にして氏子は四拾五戸である
此外阿井に鎮座の無格者は次の如くである

湯谷神社 字湯谷坂にあつて祭社は大名持命、少毘古命であつて境内一社は山神社(祭神大山祇命)で氏子は四拾
五戸である

村社 天御中主神社 大字百合字石橋に鎮座し天御中主神を祭る本殿は縦五尺横四尺にして拜殿縦貳間横壹間半
炊所縦四間半横貳間半境内百九拾一坪は勘田家持地で境内に入幡神社(祭神息長帶比賣命、品陀和氣命、大雀命)

八坂神社(同上須佐之男命)秋葉神社(同上阿遲鉏高日子根命)の三社があつて氏子は三十戸である
村社 八幡神社 百合谷字明神森に鎮座し息長帯比賣命、品陀和氣命を祭る本殿は縦四尺三寸横四尺にして拜殿
縦四間半横貳間半、境内百八十五坪は神田家持地で合祭社は御中主神社(祭神天之御中主命)山王神社(祭神大山
津見命)にして境内四社は東照神社(祭神家康公)天神社(同上菅原道真)劔神社(同上龍靈神)金刀比羅神社(祭神
大物主命)にして氏子は十二戸である

村社 矢鋒八幡神社 大字中山字暮石に鎮座し品陀和氣命を祭る本殿は方四尺で拜殿縦壹間半、横壹間、神輿庫
縦二間横一間半、炊殿縦四間横二間で境内貳百八拾五坪は上傍示共有地にして境内一社は八坂神社(祭神須佐之
男命)で氏子は六拾五戸である同社は幣帛供進社で例祭は九月十四日祈念祭は二月十九日新嘗祭は十一月二十八
日町より幣帛料供進使が參拜する又同社へは大正六年山林壹反六畝歩を寄進せられて居る

村社 神明社 中山字ちをこにあつて天照皇大神を祭つてある本殿は縦三尺横三尺五寸にして拜殿縦貳間五合横
五間境内三百九十坪は下傍示共有地にして氏子は六十五戸である又例祭十月十一日祈念二月 日新嘗祭十一月
廿八日には幣帛供進使が町より參向する之も會計法適用の神社である
以上の外大字中山の無格社を擧げると次の如くである

床神社 字延清にあつて奎命を祭る境内三百九十五坪は延清傍示の共有地で氏子は六十五戸である
國造神社 字國造にあつて氏子は十二戸で境内六拾坪は森家の持地である

神 (下)

明治維新の後の社家の模様は暫く以前の如くであつたが明治三年神佛混淆取別勵行の結果に因つて一變した然る
に和食の吉田家は明治四年に若狹が卒して明治五年和食村壬申戸籍の中には

二十二番屋敷居住 蛭子神社神職 實父名東郡一宮村笠原佐知男二男

養父若狹亡 吉 田 一 則 申壬二十八
長 男 治 雄 明治七年八月生

と見えて居て一則は明治五年十月廿七日祠宮を拜命し明治三十四年三月十日に死亡して其後は長男治雄が繼承し
て居つたが暫時にして隠居し。現戸主吉田稔が繼承して和食の郷社蛭子神社の社司八幡原八幡神社其他小社の社
掌を勤めて居るのは人の能く知る處である原家は明治五年和食村壬申戸籍の中に

九十七番屋敷居住 八幡神社神職 父日向亡 原 吉 繼 壬申六十一

長男 萬 壽 雄 年二十一 二男 常 五 郎 年十九
三男 龜 五 郎 四男 佐 五 郎 年 三

と見えて居る同家は明治十一年十月吉繼死亡の後は長男萬壽雄が繼承して社掌を勤めて居つたが大正五年二月十
日に六十五歳で萬壽雄が天上したので社人の系絶え其子現戸主貢一は小學教師に轉職して大正十四年の今日では
當郡延野尋常高等小學校の訓導を奉職して居る古西家は明治三年七月越後が死亡の後は其子滿佐利が繼承して
明治五年小仁字村壬申戸籍の中には

四十三番屋敷居住 八坂神社神職 父越後亡 古西滿佐利 壬申二十四

長 男 兼 藏 明治七年二月廿日生

とある然るに滿佐利の長男兼藏が早世した後岩吉を養子にして置いたが都合が悪いので二男八十吉を連れて分家
した處で滿佐利が死亡の後は本末共神主系が絶滅した次には記述に代へて滿佐利の碑文を轉載する

古西家神主五代治六代目滿佐利で明治九年四月神掌を命せられ同四十四年十一月祭式檢定修了証を請け大正
八年本地神社整理委員を命せられ大正六年五月二十五日亡享年六十九 二男八十吉建之

以上の外明治維新山伏系から復飾神勤した神職には中山に徳藏院系の生杉徳見があつた同地八幡神社の神職とな
り万藏院系の日並並が神明社の社掌命せられて居つた又仁宇の寶壽院系は丹生忠之と名乗つて丹生神社の神職と
なり其後勝久と改名して今に至つた話は山伏の處を見て知られたい又新進の神職としては小仁宇に關山半次郎が
あつて大正八年八月同地八坂神社の社掌に補せられ中山に中川與市があつて大正三年矢鋒八幡神社の社掌となつ
て孰れも今に神勤して居る

山 伏 (下)

従前の山伏即ち修験が明治維新の後は如何になつたかといふに中山村の山伏系統は明治三年復飾神勤して明治五年の同村壬申戸籍を見ると徳藏院は生杉を氏として八代徳藏院は九藏九代藏院は伊三郎と公稱し其子に懸つて次の如くに見えて居る

八幡神社神職 生杉 徳見 壬申年十五 祖父 九 藏 年六十八
父 伊 三 郎 年五十三 (下略)

右に見えたる戸主の徳見は現戸主生杉庄太郎の父にして現代は歸農して居る万藏院は日並を名乗つて園吉の子始が次の如く同上戸籍に見えて居る

神明神社 父園吉亡 日 並 姑 壬申年拾七 (下略)

始は其後吉田一則に師事して明治廿一年七月廿一日神明神社の社掌となり廿九年同村村社矢鉾八幡神社及び和食の郷社蛭子神社の社掌に兼補せられて居つたが其後北海道へ移住した

和食村の無量院は十二代の快心が明治維新後十一代快心の後繼して明治五年同村戸籍に 八十八番地所 眞言宗修験 無量院 父快心亡

第十二世 快 心 壬申年五十一 教 年十五 (下略)

と見えて居る然るに其年太政官壬申第二百七十三號で修験宗廢止の達に接したので快心は谷ノ坊一字を取つて谷を氏とし次の受書を指出して眞言宗へ歸入した

申 存 上 覺

今般修験宗被廢止元臺眞言之兩本寺へ歸入被仰付奉畏候隨而眞言宗へ歸入仕候奉存候且苗字相設申候依而右御受並に御案内申上候以上

第九大區内第九小區和食村 眞言宗無量院住職 谷 快 心 卍

明治五壬申年十月

名東縣參事 久 保 斷 三殿

名東縣權參事 西 野 友 保殿

然るに政府の趣旨は古い山伏を止めるといふのでなかつたので次の達を見るに至つた

第 拾 五 號

修験宗廢止に付太政官壬申第貳百七拾參號御達之次第に付從來民籍より右宗執行候者は惣而歸籍申付事に候條至急編籍之上大區限り取纏本月中可届出事

明治七年二月四日

久保權令代理 名東縣權參事 西 野 友 保

右の達書で古い修験者を廢するといふのでないのを知つた快心は直様京に上つて三寶院で戒道場の式を受けたは次の戒狀を見て知られる

實 名

快 心

右於醍醐寺三寶院戒道場令說戒畢

戒 師 阿 遮 梨 照 尊 卍

明治七年四月廿二日

尋で同月廿四日住職繼目の許狀は次の如くに下された斯くて快心は次の如く無量院繼目の許狀を受けた

名東縣管下 阿波國那賀郡和食邑 無量院住職 谷 快 心

繼 目 交 衆 畢

明治七年四月廿四日

眞言宗大本寺 三 寶 院 卍

快心の子田教も亦父の身弟子となつて修験の道に入つて居つたが其後更に眞言宗に歸入して居つたは次の文書で明かである

谷 田 教

右於當山道場試度畢

明治廿四年五月十八日 印

(備考) 「印」は三寶院門跡印とある

醍醐山 三寶院門跡

谷 教

印今般任情願本宗歸入開屆候事

明治十五年六月廿五日 印

(備考) 「印」は大本山醍醐三寶院印とある

京都府醍醐山 真言宗 三寶院

曰教其後復三寶院の道場で試度せられて居つたが現代の教善(多平)も亦三寶院醍醐派惠印部として斯道に入つて教善と改名して居る

小仁宇の山伏系統は近頃迄あつたが今は子孫が當地に居らん仁宇の寶壽院は智源の子佐平は山伏もせなかつたが佐平の子忠之は明治三庚午年復飾して太夫となり明治五年仁宇村戸籍に

十番屋敷居住 丹生神社神職 丹生 忠之 壬申年十九

祖父 知源 年七十七 父 三佐平 年四十四

と見えて居る忠之は其後勝久と改名して今に神職を勤めて居るのは人の能く知る處である百合の山伏は其系統早く絶えたといふのは既に述べたる如くである

寺 院 庵 堂 (下)

明治維新の後の寺院と佛庵佛堂との模様は次の如くである

持 福 院

明治維新の後の同院は縣廳保管の阿波國郡村誌中那賀郡中山村誌の中に

持福院 東西廿七間南北八間面積貳百參拾坪本村乾の方唐杉にあり真言宗大龍寺末寛永十六巳卯年三月九日

僧秀朝閉基創立す

と見えて居る又現在の模様は鷺敷町大字中山字西ヶ原にあつて堂宇は縦三間三尺横三尺境内貳百五拾參坪境外所有地宅地二筆で八畝拾參歩の外に田壹町七畝廿七步畑一反二畝二歩山林二町三反九畝廿七步を有して信徒は明治十七年四月八日内務省へ届出でたる處は百七十五人であつたが今も格別大差はない

住持の移動は明治の始に十四代の實中事大江宜準が妙治寺に去つた後明治五年二月改の中山村子申戸籍に

五十六番地所 當郡加茂村真言宗太龍寺末 東嚴寺 第十五世 隆

平野村河井新五郎三男

壬申年二十三

と見えて居る當時僧侶に苗字はなかつたが其後苗字を許されて右の隆岡は加和根義豊と改稱した尙明治維新の後の歴住は

十四代 實中事 大江宜準 妙法寺に轉住後苗字を免され明治九年八月依願免

十五代 隆岡改 加和根義豊 其後不明 十六代 増井昌嚴 如前

十七代 高濱 戒天 如前 十八代 權律師頼光筭譽 大正十三年成就院へ轉住

を経て今は豫州越智郡龜岡村出身の教師試補長野慈賢が來住して居る

庵と堂とは明治五年壬申二月名東縣管轄第九大區之内第九小區戸籍之一に見えたる處で今の本町分に屬するものは次の如くである

和食村 五十七番地所 真言宗 西 在 庵 無住

六十五番地所 真言宗 時 本 庵 無住

七十四番地所 真言宗 南 川 庵 無住

百十番地所 真言宗 八 幡 庵 法隆 壬申年四十七

阿波郡伊澤村林禎藏二男 万延元酉年二月十六日伊澤村於願成寺に得度

(備考) 法隆は後より癸酉七月歸籍と書入れば明治六年生村伊澤へ復歸した